

有田川町都市計画マスタープラン

（有田川町の都市計画に関する基本的な方針）

令和 5 年 6 月

有田川町 建設課

はじめに

有田川町では、旧吉備町の一部において、昭和 44 年に都市計画区域を指定し、平成 16 年に策定した「吉備町都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域内に、都市計画道路・公園・公共下水道等の都市施設の都市計画決定や用途地域の指定による土地利用を進めておりました。

しかし、旧吉備町・旧金屋町・旧清水町の 3 町の合併による有田川町の誕生や旧吉備町における都市計画マスタープラン策定から約 20 年が経過し、有田川町をめぐる社会経済状況は大きく変化しております。

近年では、人口減少・少子高齢化の進行や頻発・激甚化する自然災害の脅威、無秩序な開発や空き家・空き地・耕作放棄地によるまちの環境悪化の懸念、また、新型コロナウイルス感染症による働き方や生活様式の変化等、様々なまちづくりの課題へ対応することが必要となっております。

こうした状況や令和 4 年の 3 月に策定された本町の上位計画である第 2 次有田川町長期総合計画の後期基本計画、関連計画等を踏まえ、有田川町全域を対象範囲とした「有田川町都市計画マスタープラン」を策定し、今後の目指すまちの将来像とその実現に向けた基本的な方針を定めました。

「有田川町都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本理念として「『有田川がつなぐ生活や産業が充実した安心して暮らし続けられるまち』～人・自然・まちが紡ぐまちづくり～」を掲げ、土地利用の方針、交通に関する方針、公園や上・下水道等の都市の施設の方針、防災等の安全・安心なまちづくりの方針、景観形成の方針等を示しております。

今後の都市計画やまちづくりにおいては、この「有田川町都市計画マスタープラン」を指針として、住民・事業者・行政の協働や連携により、地域拠点の形成や交通ネットワークづくり、計画的な土地利用による生活基盤の充実、有田みかんやぶどう山椒をはじめとする農業等の産業基盤の充実、医療・福祉や防災対策の強化、地域資源を活かした観光の活性化、交流の促進等、安心して暮らし続けられるまちを目指して取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきました有田川町都市計画マスタープラン策定委員会及び有田川町都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査等でまちづくりへの意見をお寄せいただいた住民の皆様にご心からお礼申し上げます。



令和 5 年 6 月

有田川町長 中山 正隆

— 目次 —

1 章 有田川町都市計画マスタープランについて	1
1-1. 都市計画マスタープランの位置づけ	1
1-1-1. 都市計画マスタープランとは	1
1-1-2. 策定の背景と目的	2
1-1-3. 各種計画との関係	3
1-1-4. 計画の役割	3
1-2. 計画の対象と構成	4
1-2-1. 計画の対象範囲	4
1-2-2. 計画の期間(目標年次)	4
1-2-3. 計画の構成	5
2 章 有田川町の現状と課題	6
2-1. 有田川町の概況	6
2-1-1. 広域的位置づけ	6
2-1-2. 町の沿革	7
2-1-3. 自然的条件	8
2-1-4. 社会的・経済的条件	10
2-1-5. 都市計画の状況	32
2-1-6. 町民意向(まちづくりアンケート調査より)	37
2-2. 上位計画におけるまちづくりの方向性	46
2-2-1. 県の上位計画	46
2-2-2. 町の上位計画	49
2-3. まちづくりの課題	55
3 章 まちの将来像	60
3-1. まちづくりの基本理念と目標	60
3-1-1. まちづくりの基本理念	60
3-1-2. まちづくりの目標	61
3-2. まちの将来像	62
3-2-1. 目標人口	62
3-2-2. 将来都市構造	63
4 章 分野別の整備方針	67
4-1. 土地利用の方針	67
4-1-1. 基本的な考え方	67
4-1-2. 土地利用の配置と方針	68
4-2. 都市交通の方針	71
4-2-1. 道路の整備方針	71
4-2-2. 公共交通の整備方針	72
4-3. 都市環境の方針	74
4-3-1. 公園・緑地の整備方針	74
4-3-2. 上・下水道の整備方針	75
4-3-3. 河川の整備方針	75
4-3-4. その他施設の整備方針	76
4-4. 市街地整備の方針	78
4-5. 自然・歴史的環境の方針	79

4-6. 安全・安心なまちづくりの方針	82
4-6-1. 災害対策の方針	82
4-6-2. 生活環境の安全・安心づくりの方針	83
4-7. 景観形成に関する方針	85
5 章 地域別構想	86
5-1. 地域別構想	86
5-1-1. 地域別構想の構成	86
5-1-2. 地域区分	87
5-2. 地域別の方針	88
5-2-1. 吉備地域	88
5-2-2. 金屋地域	97
5-2-3. 清水地域	105
6 章 実現化の方策	113
6-1. 実現化に向けたまちづくりの進め方	113
6-1-1. まちづくりを推進するための考え方	113
6-1-2. 住民、事業者・NPO 等、行政の役割	114
6-1-3. 計画の進行管理	115
6-1-4. 都市計画制度の活用	115
6-2. 実現化に向けた取り組み	116
6-3. マスタープランの見直し	117
参考資料	118
1.用語解説	118
2.策定の経緯	122
3.有田川町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿	123
4.有田川町都市計画審議会 委員名簿	124

1章 有田川町都市計画マスタープランについて

1-1.都市計画マスタープランの位置づけ

1-1-1.都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

これは、平成4年の都市計画法改正により、市町村がその創意工夫のもとに「市町村のマスタープラン」を定めることとされ、地域の特性に配慮し、住民の意見を反映した都市計画ができるようになりました。

このマスタープランは、上位計画であり、有田川町のまちづくりの理念となる「有田川町長期総合計画」等を踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方等を明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

■都市計画マスタープランの位置づけ（都市計画法第18条の2）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1-1-2.策定の背景と目的

我が国では、人口減少・少子超高齢社会の到来、グローバル化の進展、産業構造の転換、頻発・激甚化する自然災害、環境問題、厳しい財政的制約等、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきています。

近年、それらの変化に適切に対応した持続可能なまちづくりが求められており、平成 26 年には、都市再生特別措置法が改正され立地適正化計画制度が創設、また、平成 27 年には、上位計画に当たる和歌山県の都市計画区域マスタープランも見直しされました。令和 2 年には、都市再生特別措置法等が再改正され、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりが進められています。

有田川町では、旧吉備町において、都市計画マスタープランが策定されていましたが、旧吉備町・旧金屋町・旧清水町の 3 町合併後、一体的なまちづくりを進める都市計画のビジョンである「都市計画マスタープラン」が未策定の状態です。

これらのことから、有田川町の目指す魅力的なまちづくりをさらに展開すべく、住民の理解と参加のもと関係部局と連携しながら、まちづくりを進めることを目的に、「有田川町都市計画マスタープラン」を策定するものです。

①社会情勢の変化への対応

- 人口減少・少子高齢化社会の進展
- 労働人口の減少
- 東京圏への人口一極集中
- グローバル化の進展
- 高度情報技術の進展(AI、IoT)
- 頻発・激甚化する自然災害
- 公共施設(インフラ)の老朽化と更新時期の集中
- 空き家・空き地等の未利用地の増加(都市のスポンジ化・低密度化)
- 価値観やニーズの多様化・高度化とライフ・ワーク・バランス

②新たな都市計画関連制度への対応

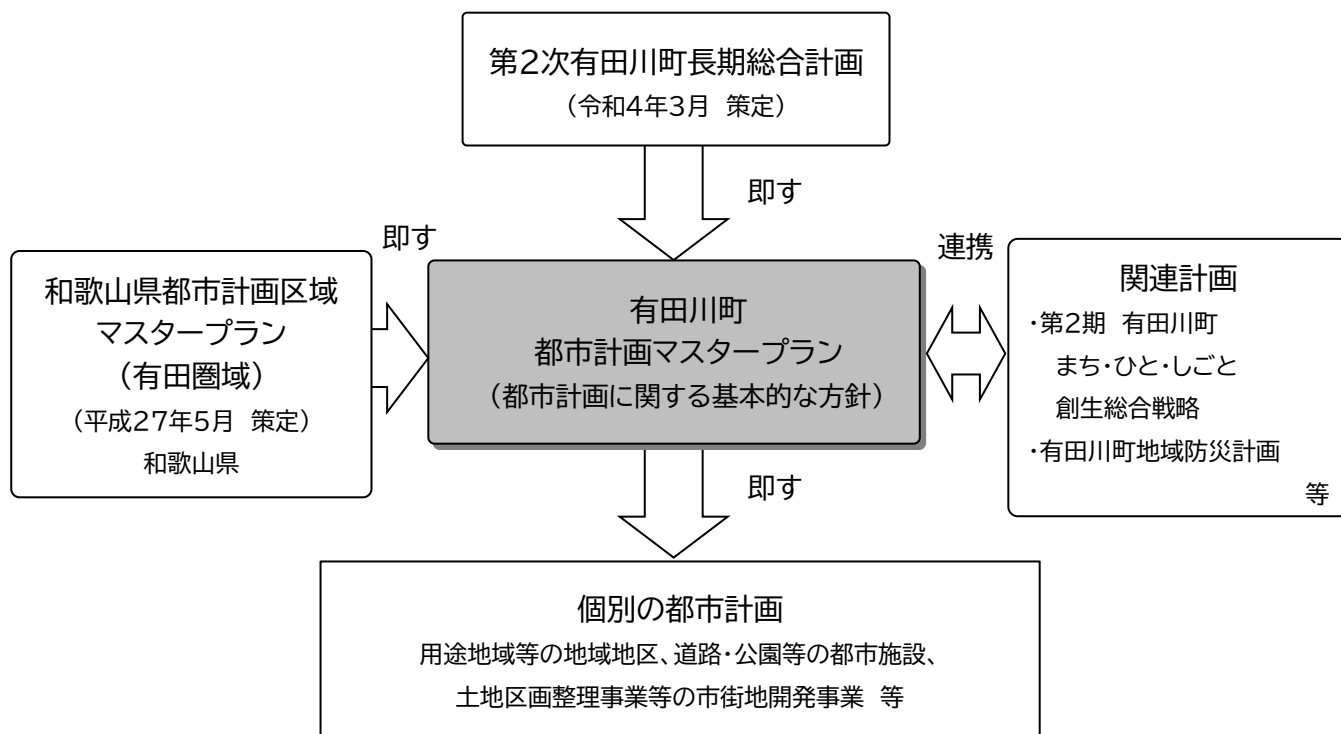
- コンパクトシティの推進、集約型の都市構造の構築
 - ・立地適正化計画制度(都市再生特別措置法)
 - 都市機能誘導区域、居住誘導区域、特定用途誘導地区、居住調整地域の新設
 - ・公共施設等総合管理計画の策定要請(総務省)
- 都市のスポンジ化対策
 - ・低未利用土地利用促進協定制度、跡地等管理協定制度、低未利用土地権利設定等促進計画制度、立地誘導促進施設協定制度(都市再生特別措置法)
 - ・都市計画協力団体制度、都市施設等整備協定制度(都市計画法)
 - ・空き家対策(空き家対策の推進に関する特別措置法)
- 頻発・激甚化する自然災害への対応
 - ・災害ハザードエリアにおける開発抑制(都市計画法・都市再生特別措置法)
 - ・立地適正化計画の強化(都市再生特別措置法)
 - 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外、「防災指針」の作成
 - ・災害ハザードエリアからの移転の促進(都市再生特別措置法)
- 都市内のみどりの保全・活用
 - ・都市公園の再生・活性化(都市公園法)
 - ・市民緑地認定制度(都市緑地法)
- 健康・医療・福祉との連携したまちづくり
 - ・健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン(国土交通省)

1-1-3.各種計画との関係

有田川町都市計画マスタープランは、有田川町の最上位計画である「第2次有田川町長期総合計画」及び和歌山県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（有田圏域）」を上位計画として位置づけます。

また、有田川町の人口減少対策に係わる計画である「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動し、計画の整合性を図ります。

■計画の位置づけ



1-1-4.計画の役割

(1)まちづくりを進める指針

有田川町の概況や町民の意向、第2次有田川町長期総合計画等の上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、町民や行政、地域等が協働でまちづくりを行うための指針となります。

(2)個々の都市計画における相互調整

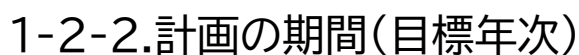
将来の都市像に基づき、土地利用、道路や公園・緑地、下水道等の施設整備、市街地整備、環境整備や景観の形成等のまちづくり事業、防災対策事業等について、都市計画相互の調整を図ることができます。

(3)個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

都市計画を進めていくには、「有田川町都市計画マスタープラン」の将来目標及び将来都市像等の基本方針に即したものであることが必要であり、都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

1-2-1.計画の対象範囲

■対象範囲



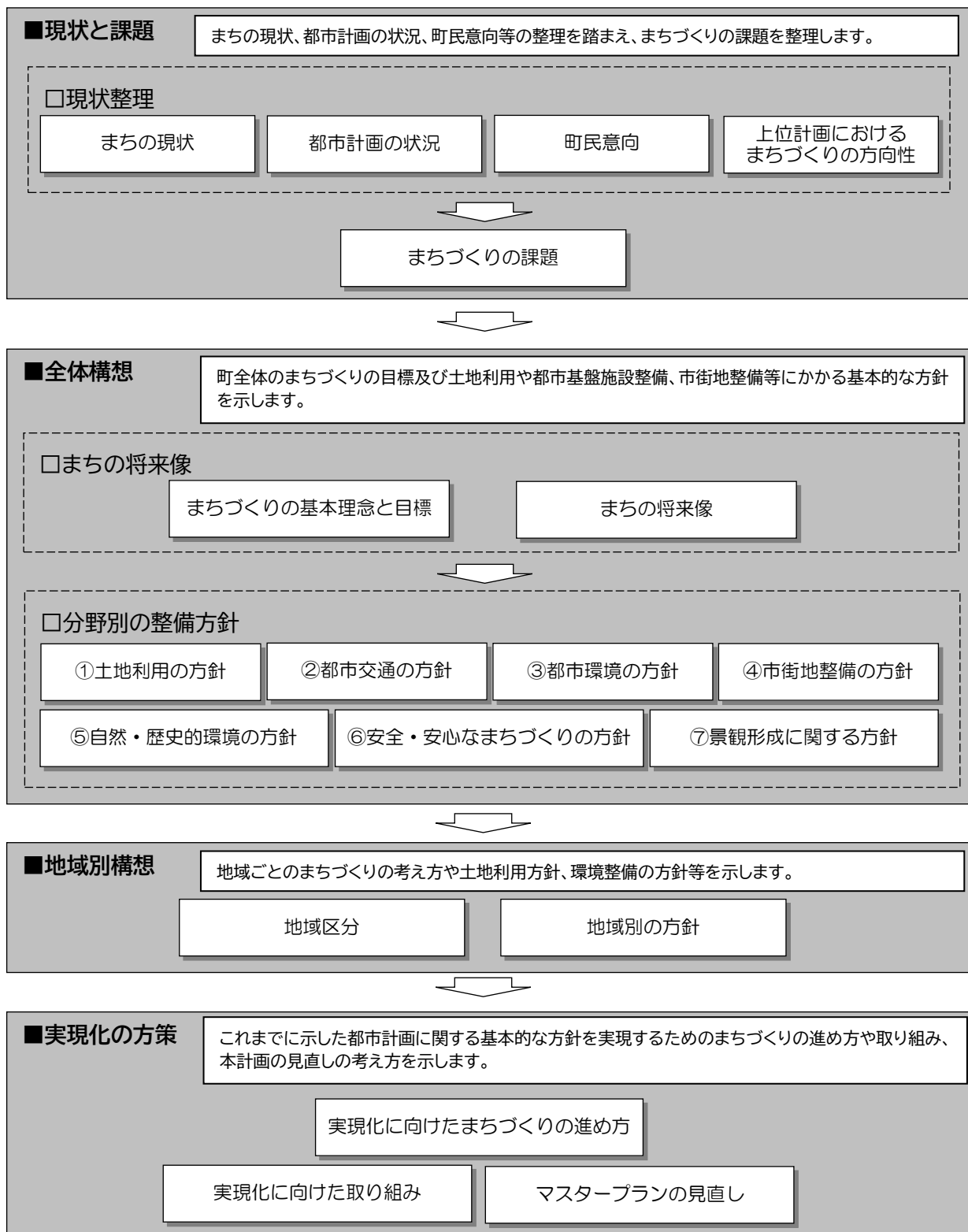
■計画の期間



1-2-3.計画の構成

本計画は、「全体構想」と「地域別構想」を主な内容として構成します。「全体構想」と「地域別構想」は、「現状と課題」を踏まえて示しています。また、「全体構想」と「地域別構想」を実現するための方策として「実現化方策」も示しています。

■計画の構成と策定の流れ



2章 有田川町の現状と課題

2-1.有田川町の概況

2-1-1.広域的な位置づけ

有田川町は、和歌山県の中央部に位置しています。有田郡に属し、近隣の有田市、湯浅町等と生活圏を形成しています。

町の総面積は 351.84km² で、和歌山県内で田辺市に次いで 2 番目に面積が大きな市町村です。和歌山県面積(4,725km²)の約 7.4%を占めています。

■広域的な位置づけ



2-1-2.町の沿革

有田川町は、明治の大合併において、近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）との隔たりをなくすために、約 300～500 戸を標準規模として町村合併が行われ、12 か村が誕生しました。

昭和の大合併においては、第二次世界大戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされ、1959 年（昭和 34 年）までに吉備町、金屋町、清水町の 3 町になりました。そして、2006 年（平成 18 年）、吉備町、金屋町、清水町の 3 町が合併し、現在の有田川町が誕生しました。

■町の沿革

1889 年 (明治 22 年)	1955 年 (昭和 30 年)	1959 年 (昭和 34 年)	2006 年 (平成 18 年)
藤並村	吉備町	吉備町	有田川町
田殿村			
御霊村			
石垣村	金屋町	金屋町	
鳥屋城村			
五西月村			
生石村			
岩倉村	岩倉村	清水町	
城山村	清水町		
八幡村			
安諦村			
五村	五村		

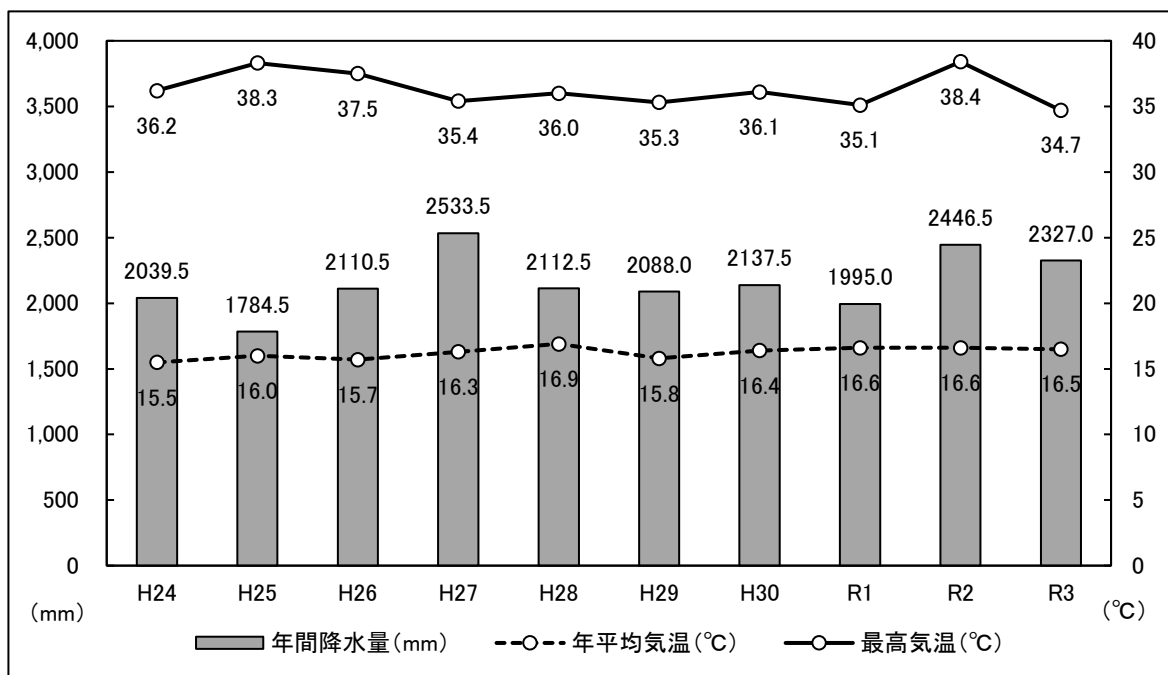
2-1-3.自然的条件

(1)地勢と気候

有田川町は、海には面しておらず、内陸部に位置します。東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈、西は有田市に囲まれた東西に細長い形状をなしております。地形は、高野山に源を発し最大の流域を有する有田川が町の中央部を西に蛇行しながら有田川流域を形成しています。褶曲と起伏が多く、比較的急傾斜の多い山岳地形となっていますが、有田川下流域には平野が開け、市街地が形成されています。

気候は、黒潮の影響により温暖で、過去 10 年間の年平均気温は 16.2℃、年間降水量は約 2,200mm となっています。

■気候（降水量・気温）



資料:気象庁(地点:川辺)

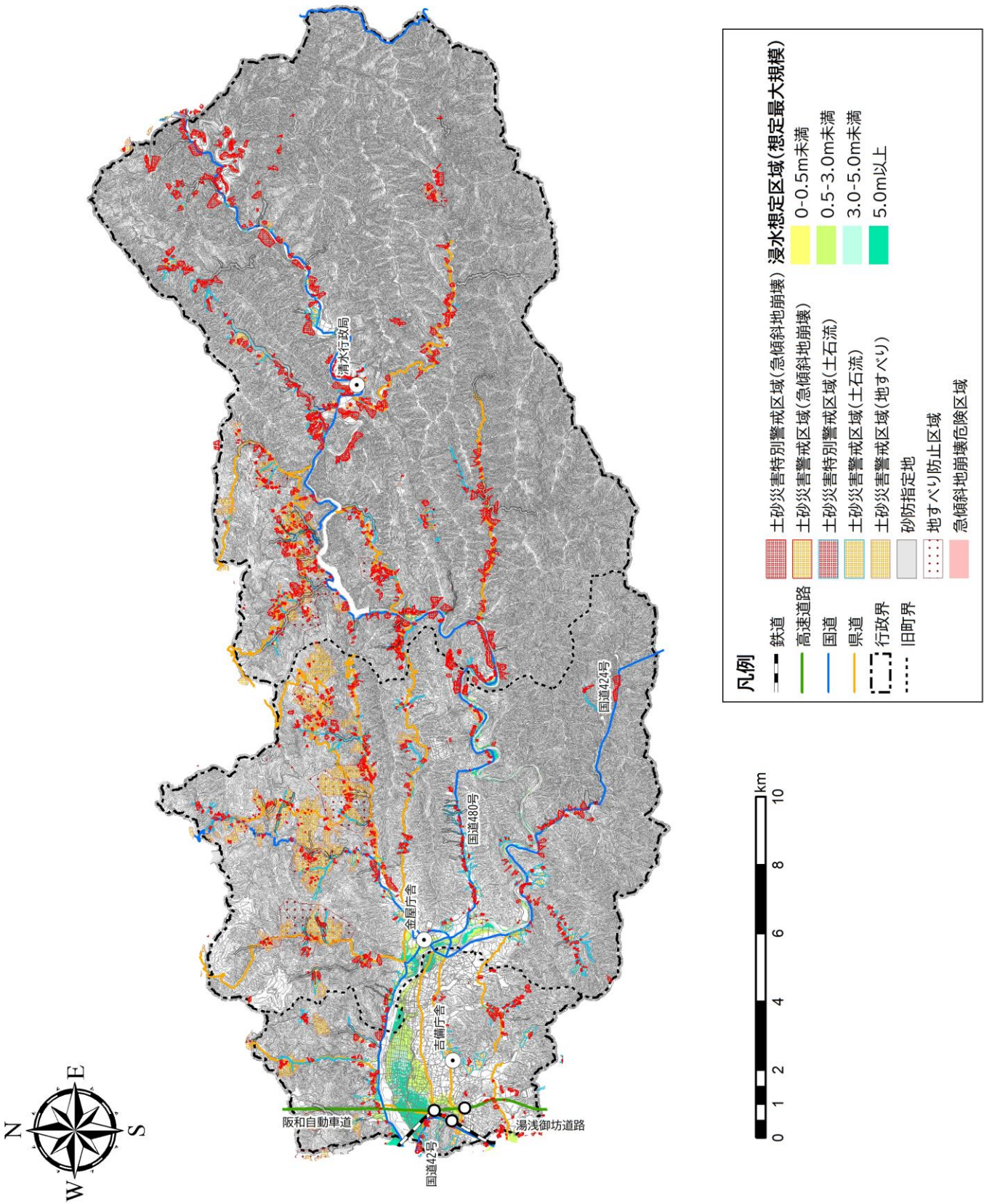
(2)自然災害

有田川町内の近年の自然災害の状況をみると、平成 23 年の台風 12 号により、町東部において継続した降雨となり清水地区では一部国道への浸水が発生しました。また、有田川の増水に伴い二川ダムの最大流入量の増大し、ダム放流量変更の通知を受け、有田川沿岸23地区に避難勧告を発令しました。その後、さらに浸水のおそれのあった3地区に避難指示の発令等が行われました。家屋では、床上浸水1棟、半壊1棟の被害を受け、農林水産物では被害額は 2 億円を超えました。国道・県道・町道・農道・林道も各所において寸断され、7箇所の上・下水道施設も被害を受けることとなり、被害は甚大なものとなりました。

今後も、有田川流域において、洪水で氾濫した場合、流域の広範囲で浸水が想定されております。土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域も多数指定されており警戒が必要です。また、町内に点在するため池は、老朽化が進行しております。近年、局地的な大雨や大規模な地震の発生等によるため池の決壊等被害が発生していることから、対策や被害軽減のための備えが必要です。

激甚化する気象災害のなかで、今後も浸水や土砂災害、地震等の自然災害の対策を進めていく必要があります。

■土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域等



資料：国土数値情報、和歌山県洪水浸水想定区域図等

2-1-4.社会的・経済的条件

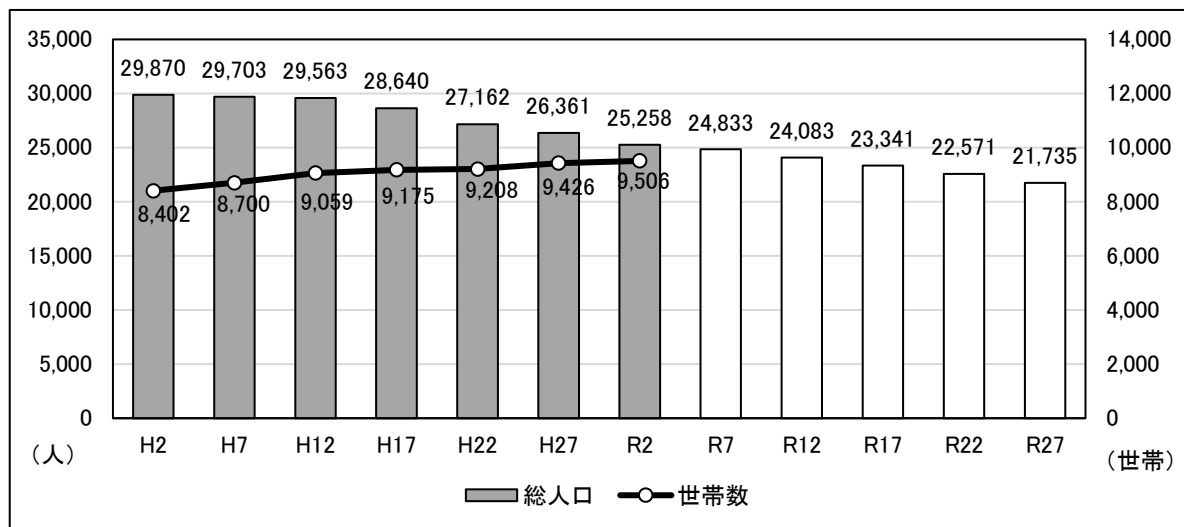
(1)人口・世帯

①町全域の人口・世帯

町全体の人口は、令和2年の国勢調査によると 25,258 人であり、平成2年から一貫として減少傾向となっており、今後はさらに減少することが予測されます。

一方、世帯数は、増加傾向を示しており、令和2年の1世帯あたりの人員は、約 2.7 人／世帯となっています。

■人口・世帯数の推移（将来推計も含む）



資料：国勢調査（～令和2年）

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口（平成30）（2018）年推計」
国立社会保障・人口問題研究所より

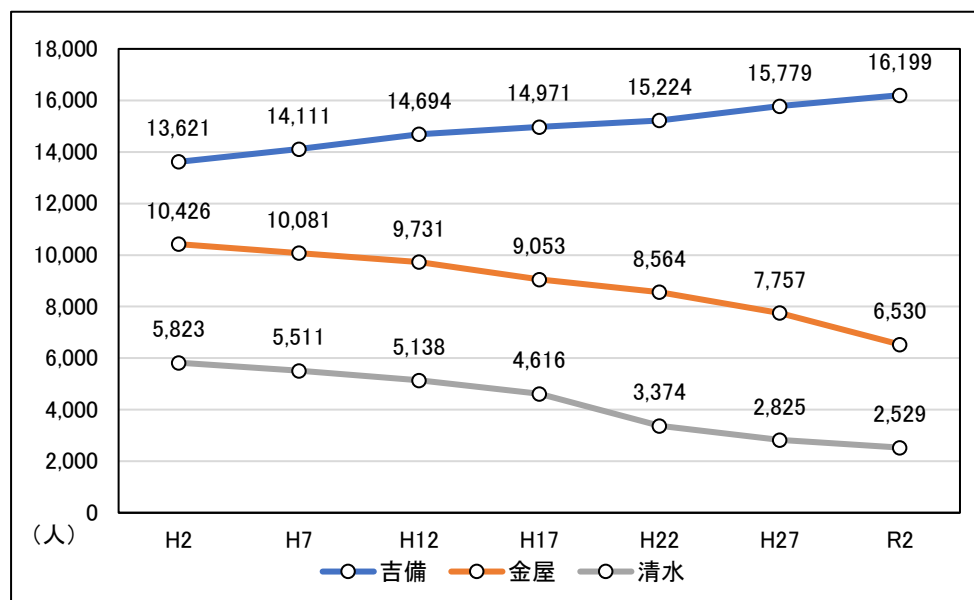
②地域別の人口

地域別（旧町別）の人口変化をみると、金屋地域、清水地域では人口減少が続いている一方、吉備地域では人口増加が続いています。

また、字等の地区別で人口変化をみると、吉備地域と金屋地域の西部に人口が集中しております。増減率をみると、金屋地域、清水地域の大半の地区では減少しておりますが、吉備地域の南部では増加している地区が多くみられます。

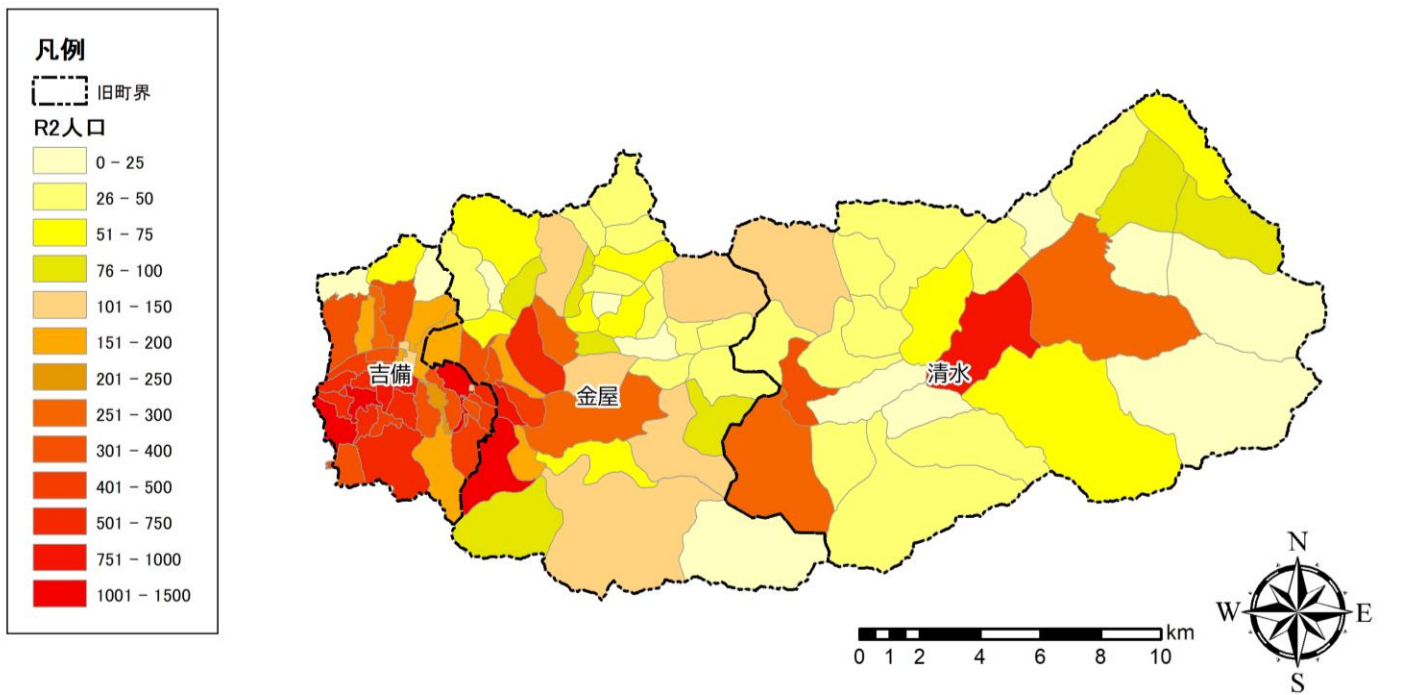
■地域別（旧町別）の人口

地域 (旧町)	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	H27-R2 増減率(%)
吉備	13,621	14,111	14,694	14,971	15,224	15,779	16,199	2.7%
金屋	10,426	10,081	9,731	9,053	8,564	7,757	6,530	-15.8%
清水	5,823	5,511	5,138	4,616	3,374	2,825	2,529	-10.5%
合計	29,870	29,703	29,563	28,640	27,162	26,361	25,258	-4.2%



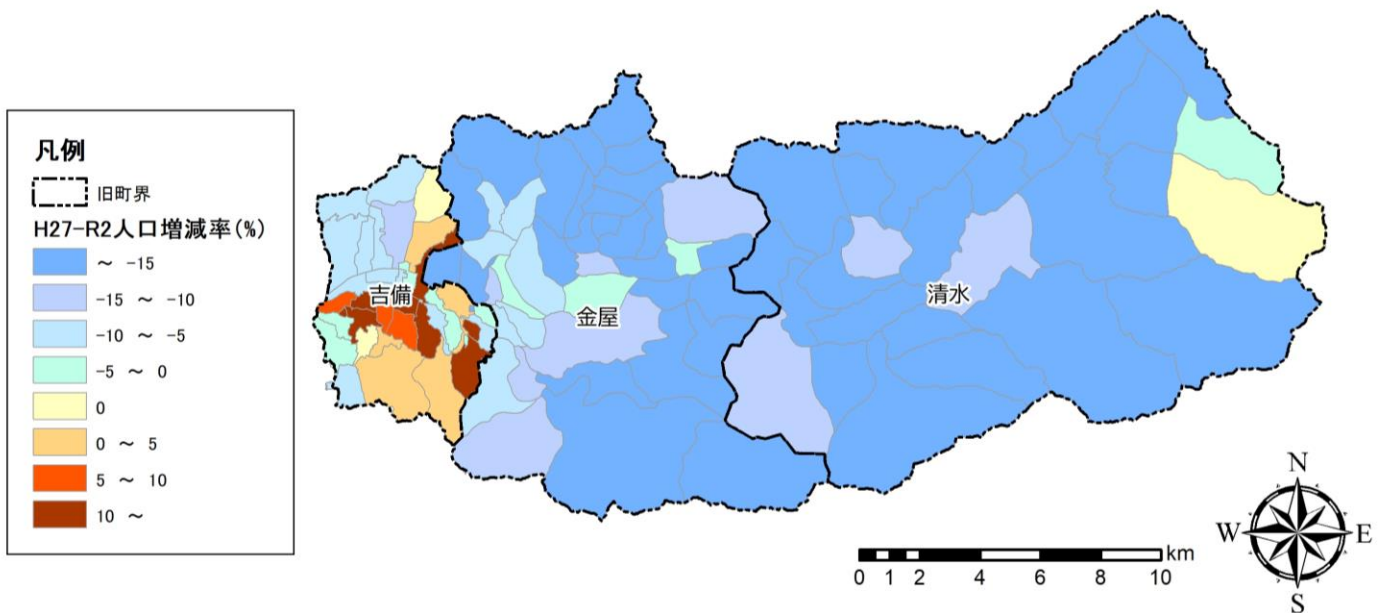
資料: 国勢調査

■地区別の人口（R2）



資料:国勢調査

■地区別の人口（H27～R2 増減率）



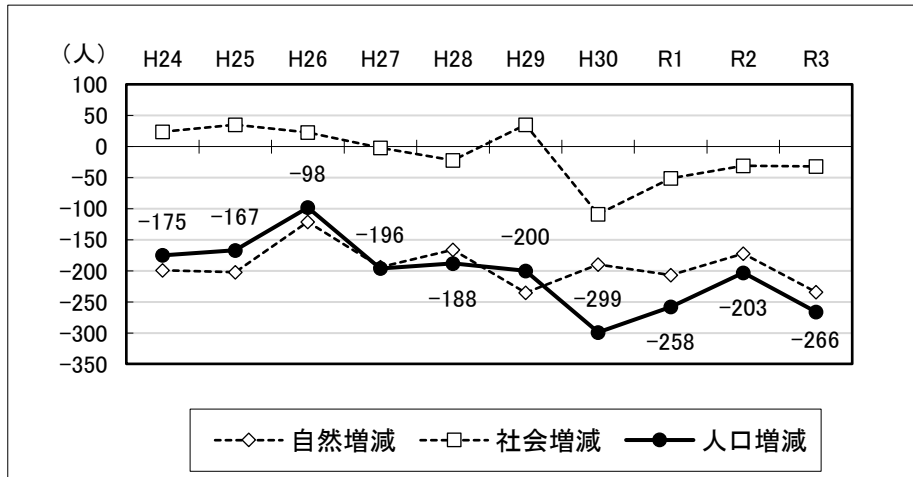
資料:国勢調査

③人口動態

有田川町の自然増減(出生数－死亡数)は、近年はおおむね 150 人から 200 人程度の減少で推移し、社会増減(転入者数－転出者数)は、増加している年もみられますが、減少している年が多くなっており、トータルの人口増減(自然増減＋社会増減)は年 200 人前後の減少が続いています。

平成 24 年以降の 10 年間の人口増減を累計すると約 2,000 人減少しています。

■自然増減・社会増減の推移



資料:住民基本台帳

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
出生数	193	185	224	200	213	160	186	191	213	158
死亡数	392	387	345	394	379	395	376	398	385	392
自然増減(出生数-死亡数)	-199	-202	-121	-194	-166	-235	-190	-207	-172	-234
転入数	588	646	641	662	620	617	598	657	568	577
転出数	564	611	618	664	642	582	707	708	599	609
社会増減(転入数-転出数)	24	35	23	-2	-22	35	-109	-51	-31	-32
人口増減(自然増減+社会増減)	-175	-167	-98	-196	-188	-200	-299	-258	-203	-266
累計	-175	-342	-440	-636	-824	-1,024	-1,323	-1,581	-1,784	-2,050

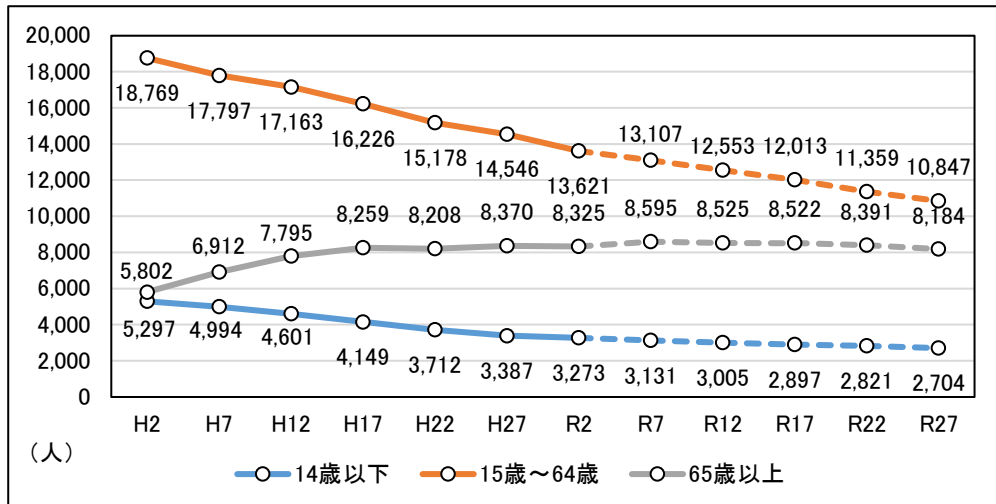
資料:住民基本台帳

④年齢別人口

令和2年の年齢別人口をみると、14歳以下（年少人口）が3,273人（13.0%）、15歳～64歳（生産年齢人口）が13,621人（54.0%）、65歳以上（老年人口）が8,325人（33.0%）となっています。

経年でみると、65歳以上（老年人口）が増加し、14歳以下（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向にあります。

■年齢別人口の推移



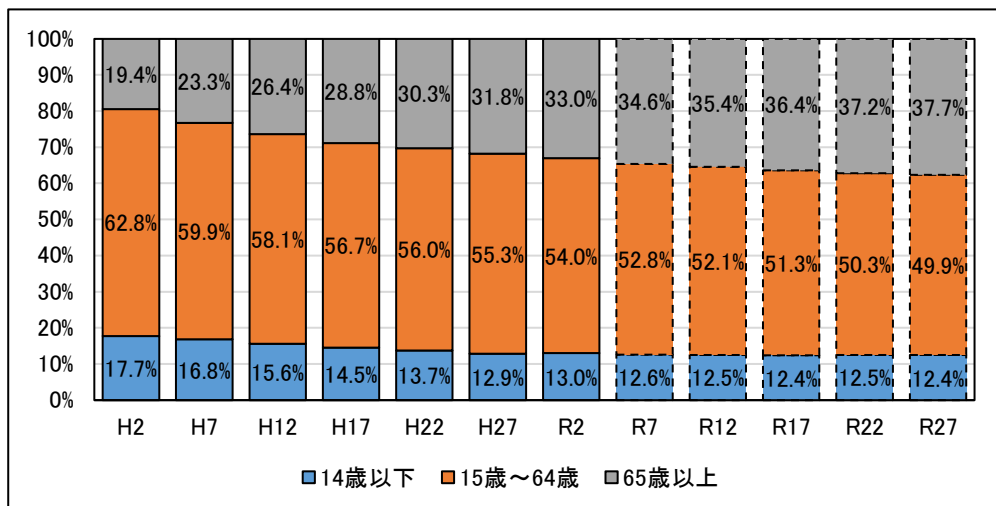
※年齢不詳は除く

資料:国勢調査(～令和2年)

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(平成30)(2018)年推計」

国立社会保障・人口問題研究所より

■年齢別人口割合の推移



※年齢不詳は除く

資料:国勢調査(～令和2年)

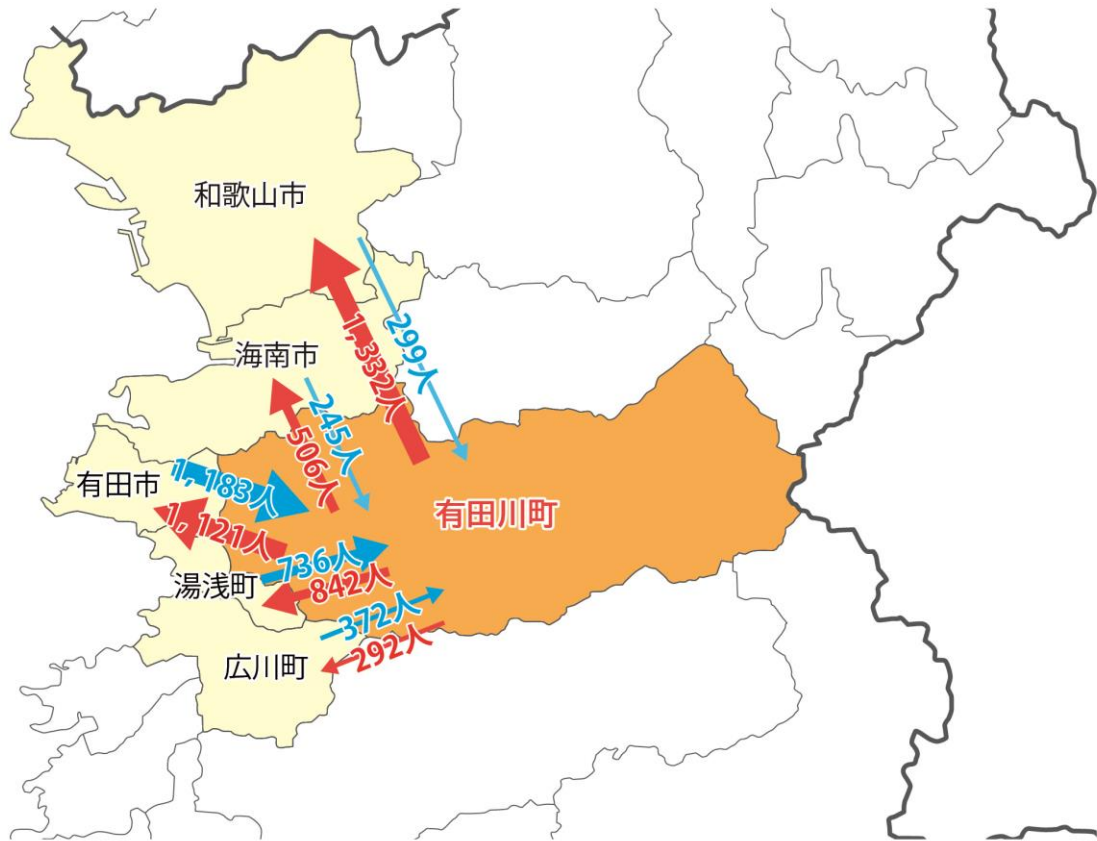
※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(平成30)(2018)年推計」

国立社会保障・人口問題研究所より

⑤通勤・通学

令和 2 年の国勢調査によると、就業者・通学者は、和歌山市や隣接する有田市、湯浅町、海南市、広川町への移動が多くみられます。

■就業者・通学者の移動（上位 5 市町）



	常住地による 就業・通学者数 (人)	流出		従業地による 就業・通学者数 (人)	流入		就業・通学者 比率 (従／常) (%)	有田川町に常住し 有田川町内で 従業・通学者数 (人)
		就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)		
有田川町	16,319	4,956	30.4	14,865	3,441	23.1	91.1	11,122

資料: 国勢調査(令和2年)

	市町村名	流出		市町村名	流入	
		流出者数 (人)	流出率 (%)		流入者数 (人)	流入率 (%)
第1位	和歌山市	1,332	8.2	有田市	1,183	8.0
第2位	有田市	1,121	6.9	湯浅町	736	5.0
第3位	湯浅町	842	5.2	広川町	372	2.5
第4位	海南市	506	3.1	和歌山市	299	2.0
第5位	広川町	292	1.8	海南市	245	1.6

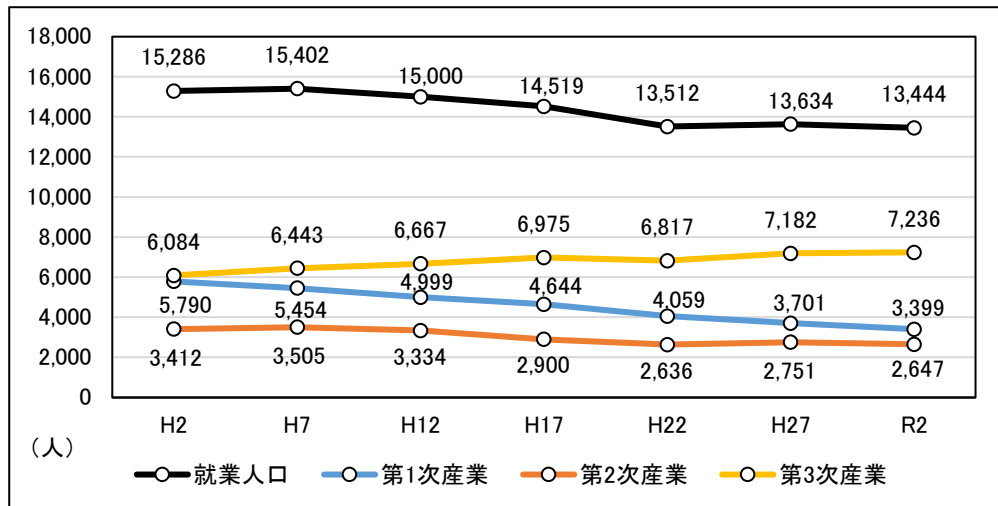
資料: 国勢調査(令和2年)

⑥就業人口

第3次産業の就業人口は増加傾向にあり、全体に占める割合も高く、令和2年では、53.8%となっています。また、第1次産業の就業人口は、減少傾向にあります。

就業人口全体については、平成22年以降は横ばいになり、令和2年では13,444人となっています。

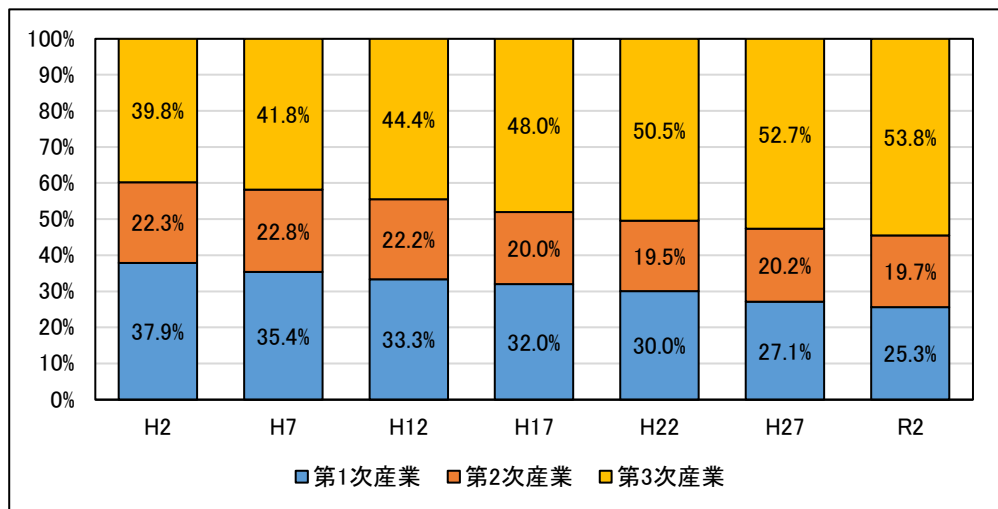
■産業大分類別人口



※分類不能は除く

資料: 国勢調査

■産業大分類別人口割合



※分類不能は除く

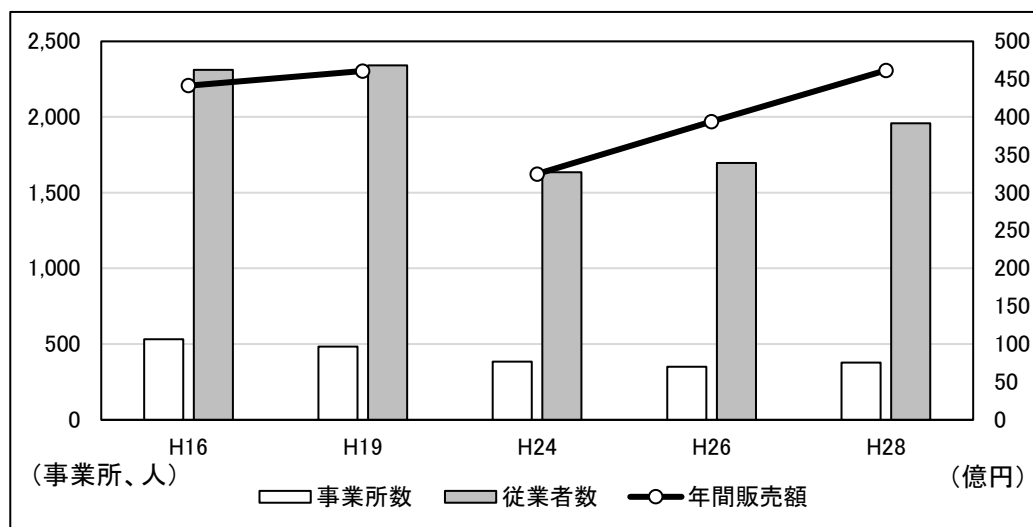
資料: 国勢調査

(2)産業

①商業

年間販売額は、平成 24 年以降増加し、平成 28 年は461億円となっています。従業者数は、平成 24 年以降わずかに増加し、平成 28 年には 1,959 人となっています。事業所数は、平成 24 年以降 350 件から 380 件程度で推移しております。

■年間販売額、従業者数、事業者数の推移



※商業統計調査と経済センサスでは、調査対象、集計対象が異なる

資料：商業統計調査(～H19)・経済センサス(H24～)

	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数 (事業所)	531	483	384	351	377
従業者数 (人)	2,311	2,341	1,635	1,696	1,959
年間販売額 (億円)	441	461	325	394	461

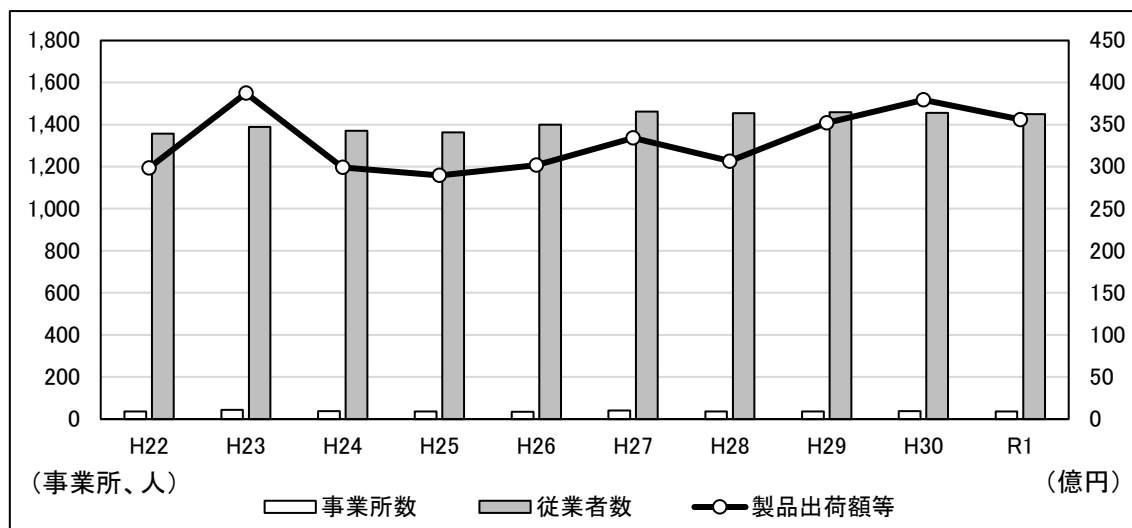
※商業統計調査と経済センサスでは、調査対象、集計対象が異なる

資料：商業統計調査(～H19)・経済センサス(H24～)

②工業

平成 22 年から令和元年にかけて、事業所数は 40 前後、従業者数は 1,300～1,400 人程度とほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額等は、平成 22 年から平成 24 年にかけて約 100 億円の増減がありましたが、その後横ばいとなり、近年は概ね 350 億円から 400 億円で推移しております。

■事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

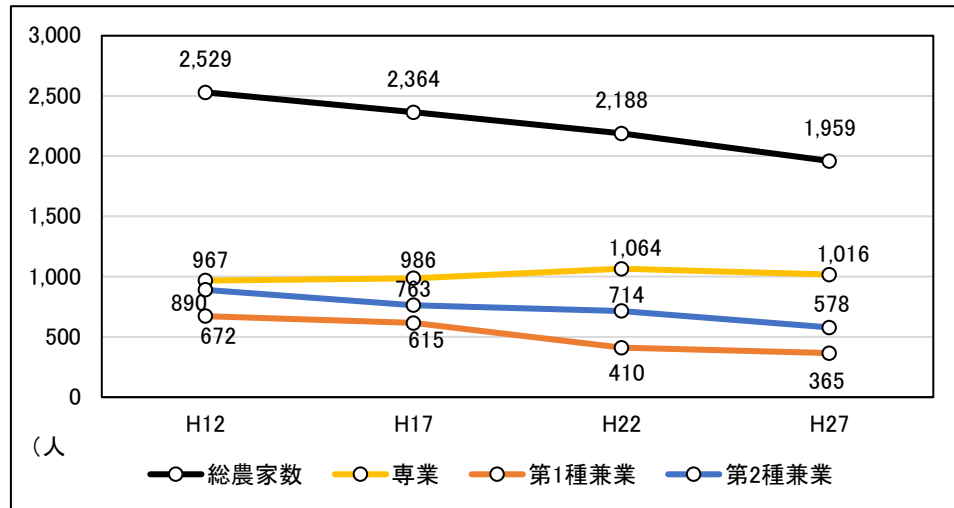
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数 (事業所)	36	43	38	36	35	41	36	36	37	36
従業者数 (人)	1,357	1,388	1,371	1,363	1,399	1,462	1,454	1,458	1,456	1,449
製品出荷額等 (億円)	299	387	299	290	302	334	307	352	379	356

資料：工業統計調査

③農業

農家数全体及び、農業就業人口は、減少傾向にあります。農家数の内訳は、専業農家は横ばいで推移しておりますが、第1種兼業農家と第2種兼業農家は減少傾向にあります。

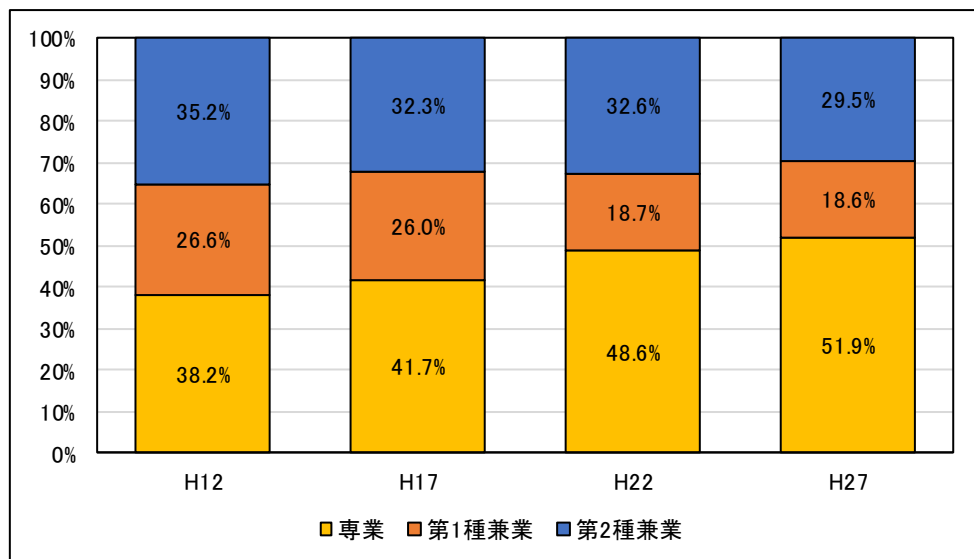
■農家数の推移



※第1種兼業は農業所得を主とする兼業農家。第2種兼業は農業所得を副とする兼業農家。

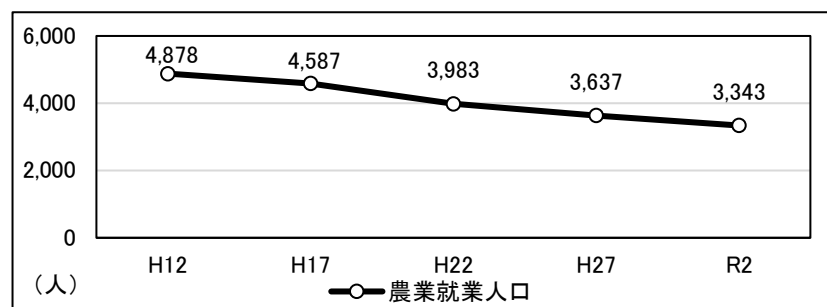
資料：農林業センサス

■農家専業・兼業割合の推移



資料：農林業センサス

■農業就業人口の推移

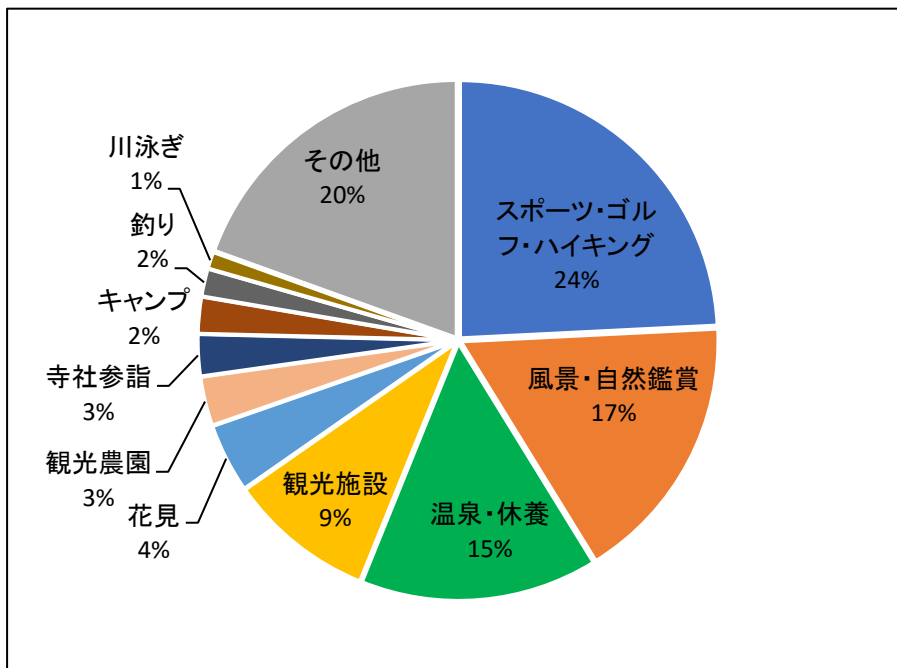


資料：国勢調査

④観光

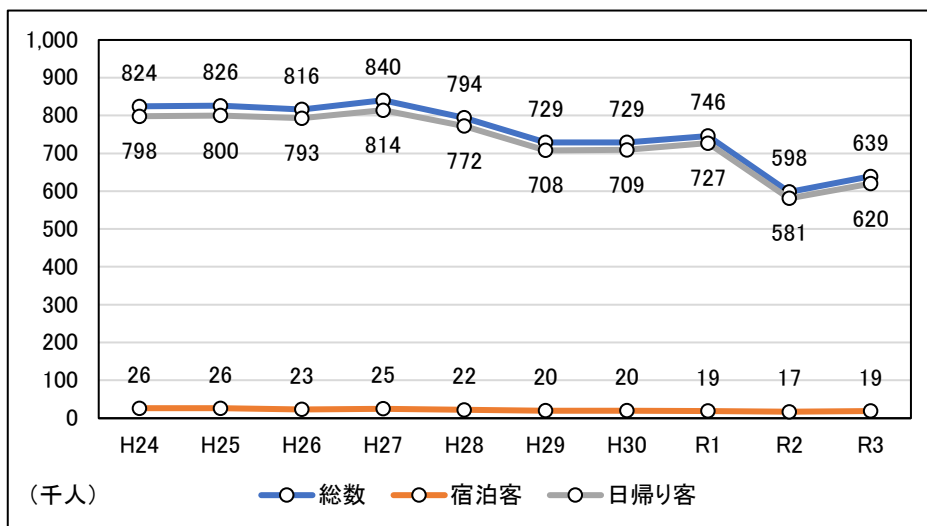
目的別の観光客数を見ると、最も多いのが「スポーツ・ゴルフ・ハイキング」で次いで「風景・自然鑑賞」となっています。年間観光客数は、平成 22 年から令和元年にかけて 730 万人から840万人程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降は減少しております。日帰り・宿泊別で見ると、全体のほとんどが日帰りとなっています。

■観光客の状況



資料：和歌山県観光客動態調査報告書(令和3年)

■日帰り・宿泊別観光客数の推移



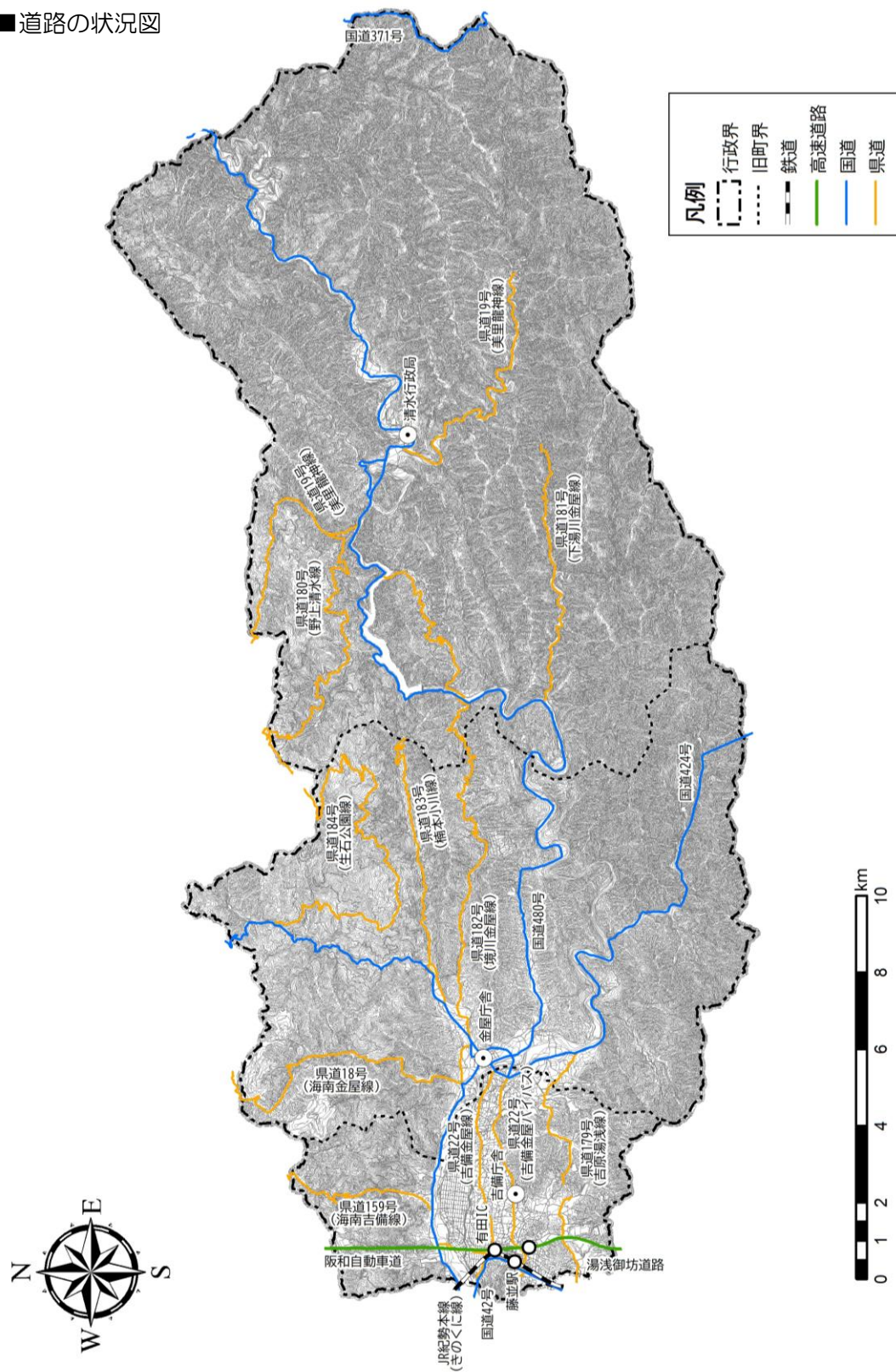
資料：和歌山県観光客動態調査報告書

(3)交通

①道路

有田川町では、有田川に沿うような形で東西方向に国道 480 号が通り、町内の地域間を結んでいます。また、有田市、湯浅町等隣接市町や和歌山市を結ぶ国道 42 号が町の西側を通っています。県道は、県道 22 号（吉備金屋線）をはじめ 10 の県道が、国道を補完する形で通っています。また、高速道路は、阪和自動車と湯浅御坊道路が整備されています。

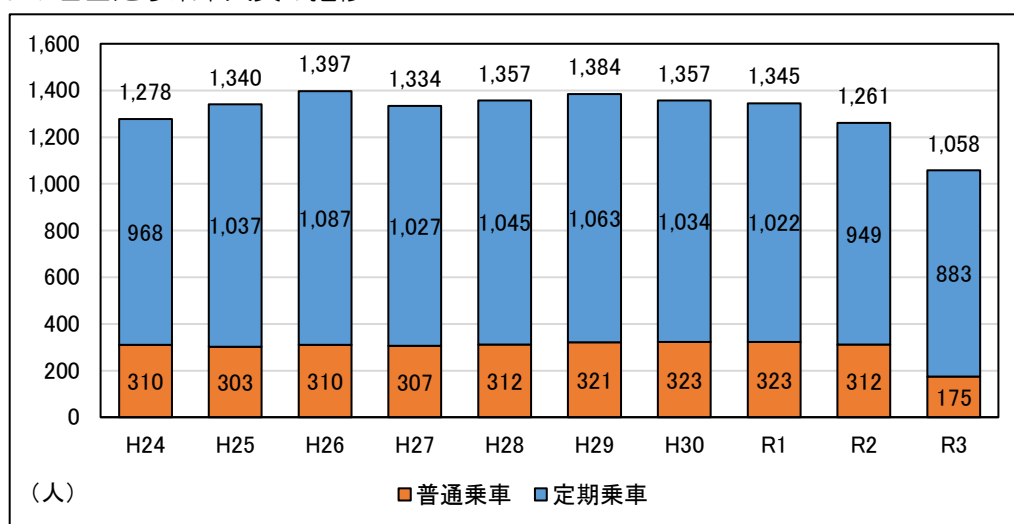
■道路の状況図



②鉄道

有田川町内には、JR 紀勢本線（きのくに線）藤並駅があり、和歌山市・大阪方面及び、田辺市・紀南方面の町外への移動に利用されています。各方面普通電車は1時間あたり 1～2本程度停車し、一部特急も停車します。藤並駅の1日当たりの乗車人員について、令和2年度までは、普通乗車数が300人～320人程度で推移し、定期乗車は1,000人程度で推移しておりましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、乗車人員が減少しています。

■藤並駅の1日当たり乗車人員の推移

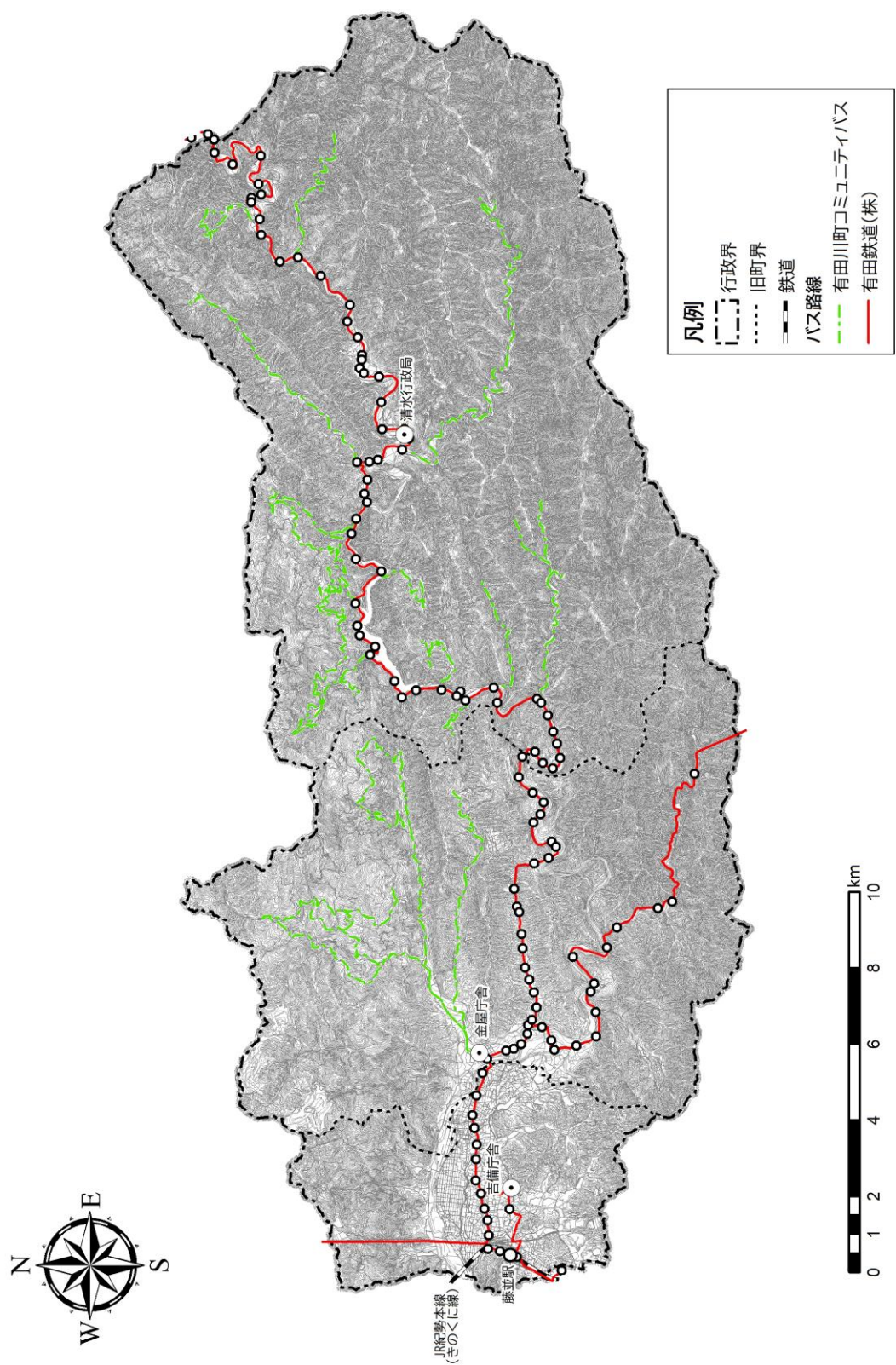


資料:和歌山県統計年鑑

③バス

有田川町内において、有田鉄道(株)により主要地域間を結ぶ路線バスの運行が行われています。また、金屋・清水地域では、路線バスの補完として山間部を中心にコミュニティバスの運行が行われています。

■バス路線図



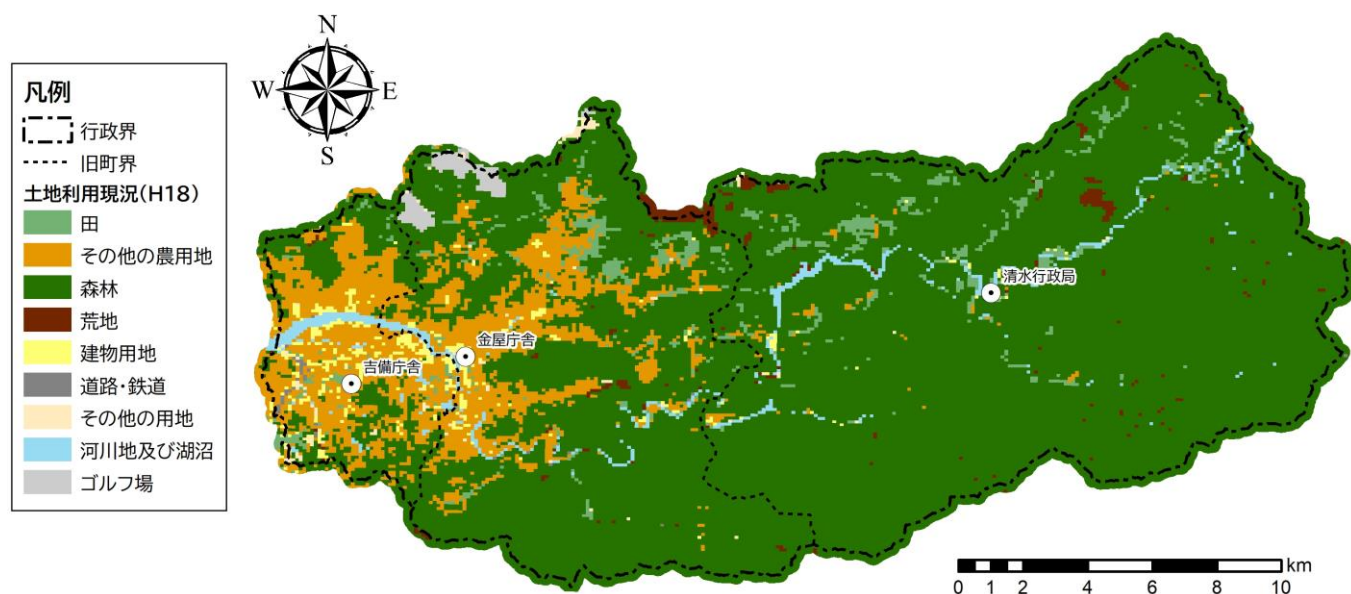
※有田川町コミュニティバスは一部区間を除きフリー乗降制

(4)土地利用

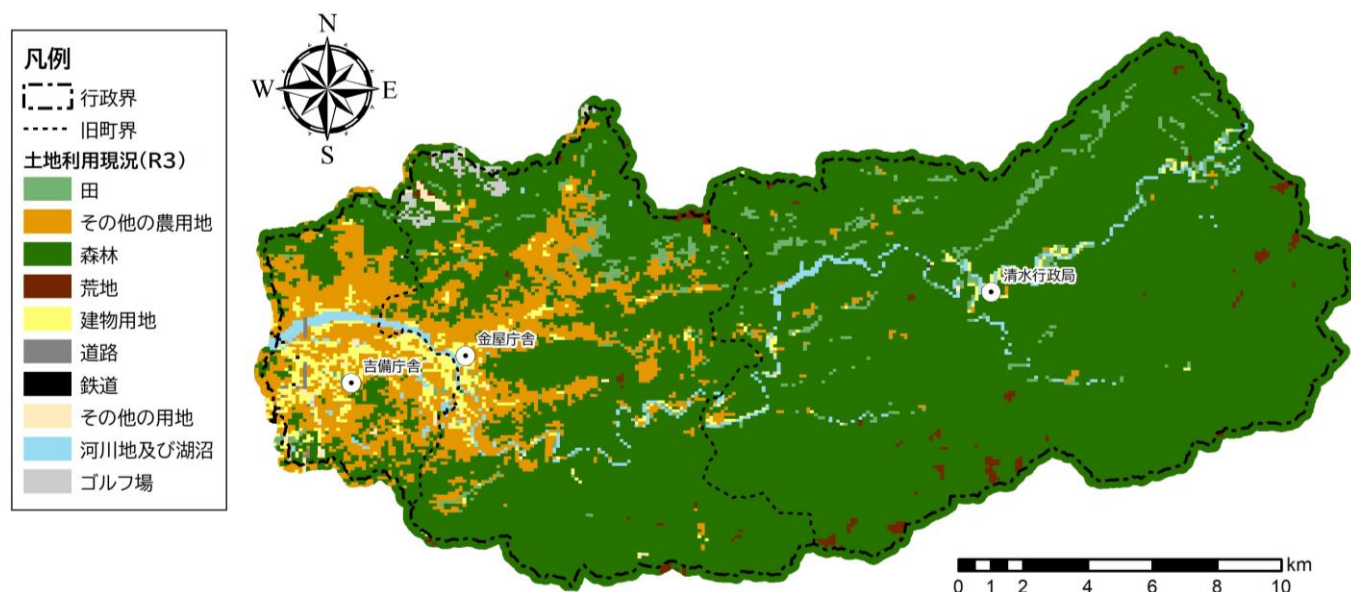
①土地利用の状況

土地利用の状況をみると、吉備庁舎・金屋庁舎周辺に建物用地が多くみられます。また、その周囲にその他の農用地(畑や果樹園等の農地)が広がっています。経年変化をみると、平成 18 年から令和 3 年にかけて、吉備地域では、その他の農地が減少し、建物用地の増加がみられます。

■土地利用状況（平成 18 年）



■土地利用状況（令和 3 年）



種別	定義
田	湿田・乾田・沼田・蓮田及び田とする。
その他の農用地	麦・陸稲・野菜・草地・芝地・りんご・梨・桃・ブドウ・茶・桐・はぜ・こうぞ・しゅろ等を栽培する土地とする。
森林	多年生植物の密生している地域とする。
荒地	しの地・荒地・がけ・岩・万年雪・湿地・採鉱地等で旧土地利用データが荒地であるところとする。
建物用地	住宅地・市街地等で建物が密集しているところとする。
道路	道路などで、面的に捉えられるものとする。
鉄道	鉄道・操車場などで、面的にとらえられるものとする。
その他の用地	運動競技場、空港、競馬場・野球場・学校港湾地区・人工造成地の空地等とする。
河川地及び湖沼	人工湖・自然湖・池・養魚場等で平水時に常に水を湛えているところ及び河川・河川区域の河川敷とする。
ゴルフ場	ゴルフ場のゴルフコースの集まっている部分のフェアウェイ及びラフの外側と森林の境目を境界とする。

資料：国土数値情報（土地利用詳細メッシュ）

②建築物の新設と空き家の状況

建築物の新設状況は、近年は300件前後で推移しております。住宅は全体の9割程度を占めております。空き家は、住宅・土地統計調査によると平成30年に1,670件あり、空き家率は15.0%となっております。和歌山県の空き家率(20.3%)よりは低く、全国の空き家率(13.6%)よりは高くなっております。

■建築着工の状況

用途	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
住宅	218	288	286	257	292	248	340	252
農林水産業用建築物	6	8	8	2	1	8	7	4
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物	2	1	0	1	0	1	3	0
製造業用建築物	0	0	0	1	2	0	6	2
電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	0	2	1	0	1	2	0	1
情報通信業用建築物	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業用建築物	1	0	0	0	4	1	0	1
卸売業、小売業用建築物	5	6	2	5	0	3	1	1
金融業、保険業用建築物	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業用建築物	0	0	0	0	0	2	1	0
宿泊業、飲食サービス業用建築物	3	3	2	2	1	0	1	1
教育、学習支援業用建築物	1	0	1	0	0	0	0	2
医療、福祉用建築物	2	1	5	2	0	2	2	1
その他のサービス業用建築物	2	1	3	2	1	1	0	2
公務用建築物	6	1	2	1	2	0	1	0
他に分類されない建築物	6	5	2	11	8	4	8	9
合計	252	316	312	284	312	272	370	276

※年度

資料:建築着工統計調査

■空き家の状況

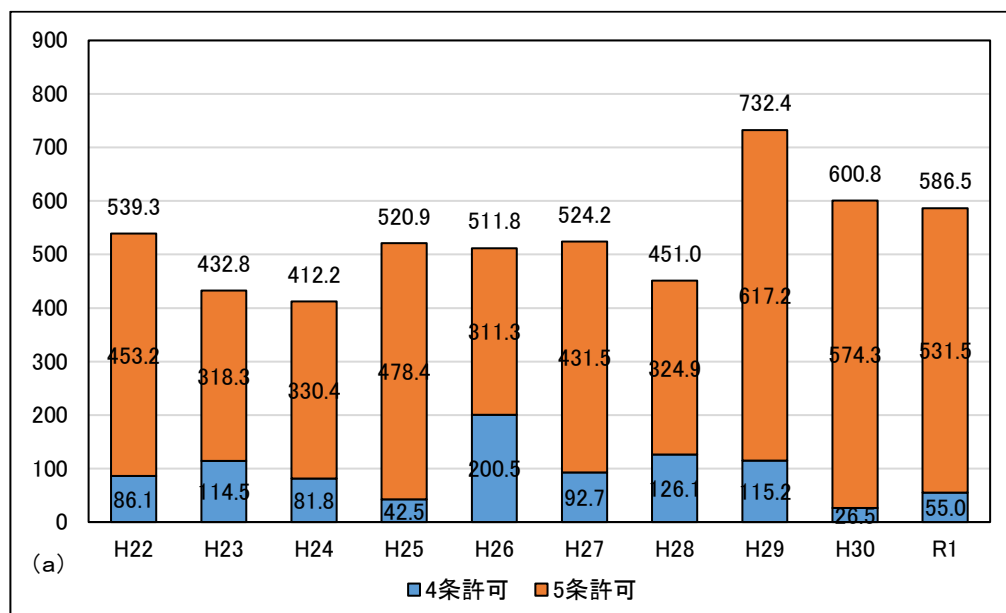
	H25	H30
住宅戸数	11,300	11,150
空き家戸数	1,630	1,670
空き家率(有田川町)	14.4%	15.0%
空き家率(和歌山県)	18.1%	20.3%
空き家率(全国)	13.5%	13.6%

資料:住宅・土地統計調査

③農地の転用状況

農地の転用状況（農地法第4条・5条許可面積）についてみると、年度により多少の増減がありますが、概ね500a前後で推移しています。

■農地の転用（農地法第4条・5条許可面積）の状況



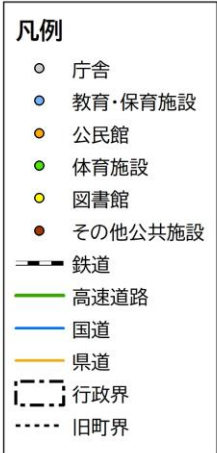
資料：農林水産省 農地の権利移動・賃貸等調査

④公共施設の立地

公共施設の立地状況を見ると、吉備・金屋地域の市街地や吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局周辺への立地が多くみられます。出張所や公民館、小・中学校等は各地域に立地しております。

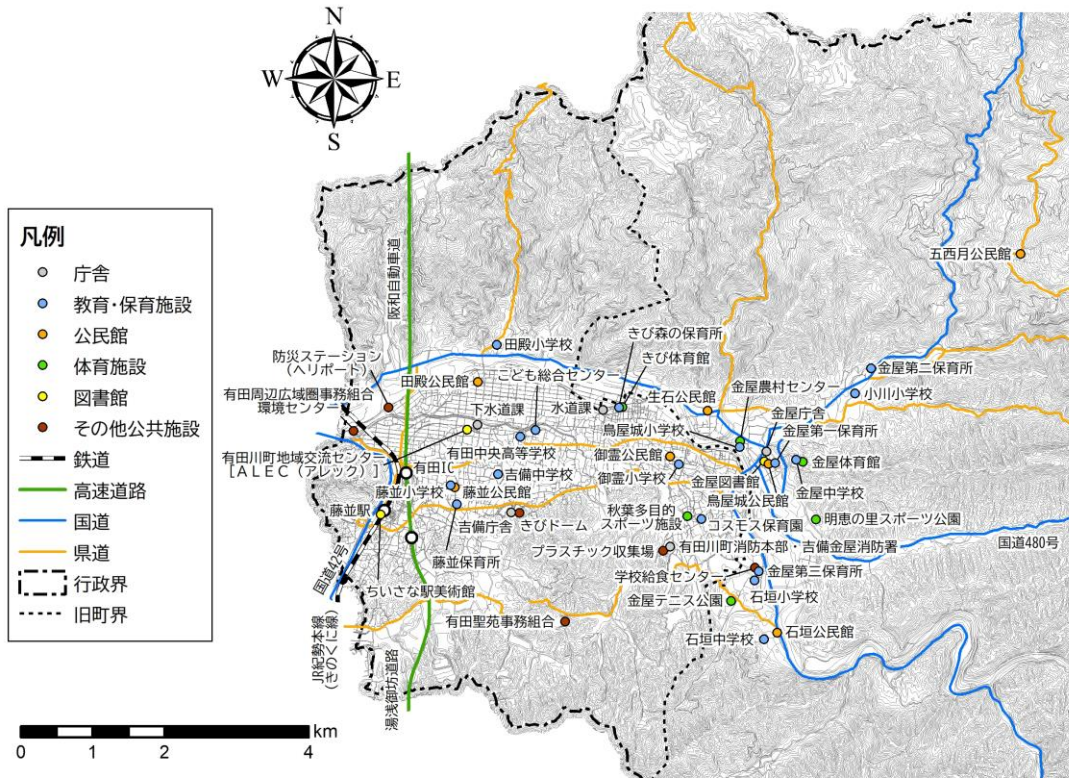
■公共施設の立地

(全体図)

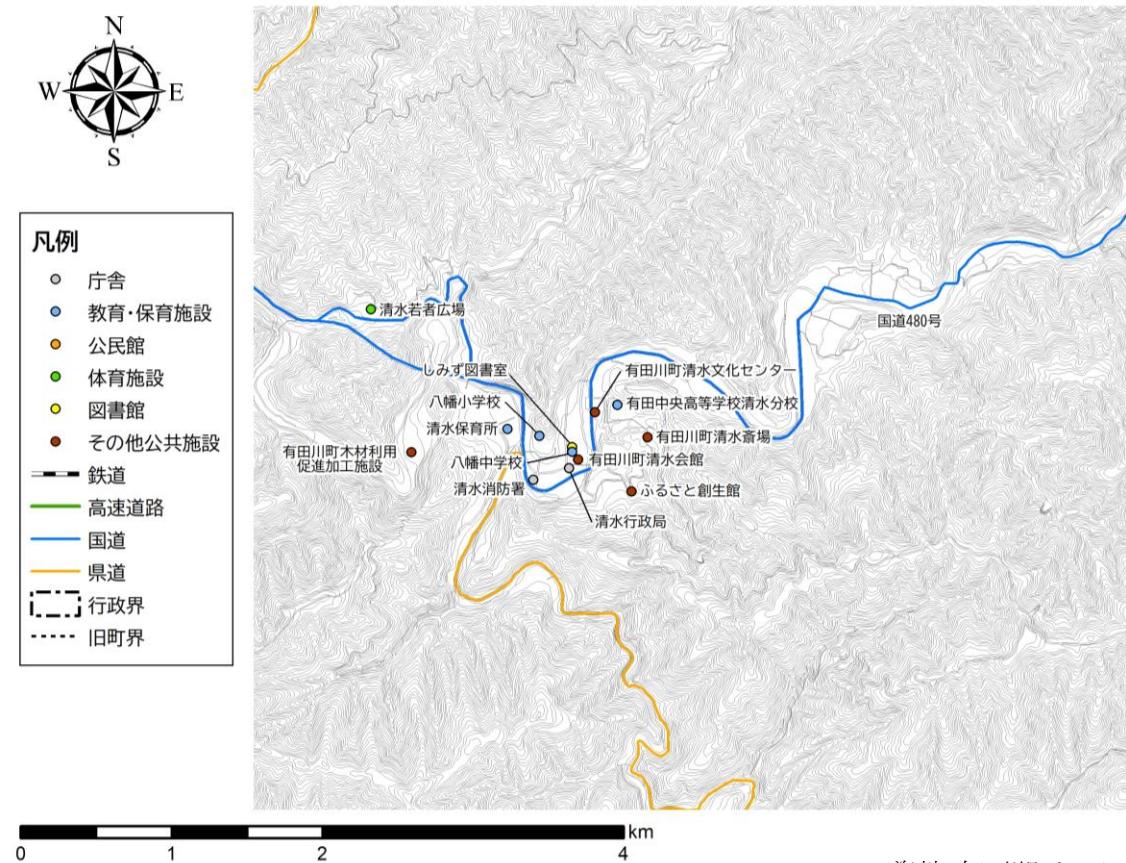


資料:有田川町ホームページ 施設マップ

(吉備・金屋庁舎周辺拡大)



(清水行政局周辺拡大)

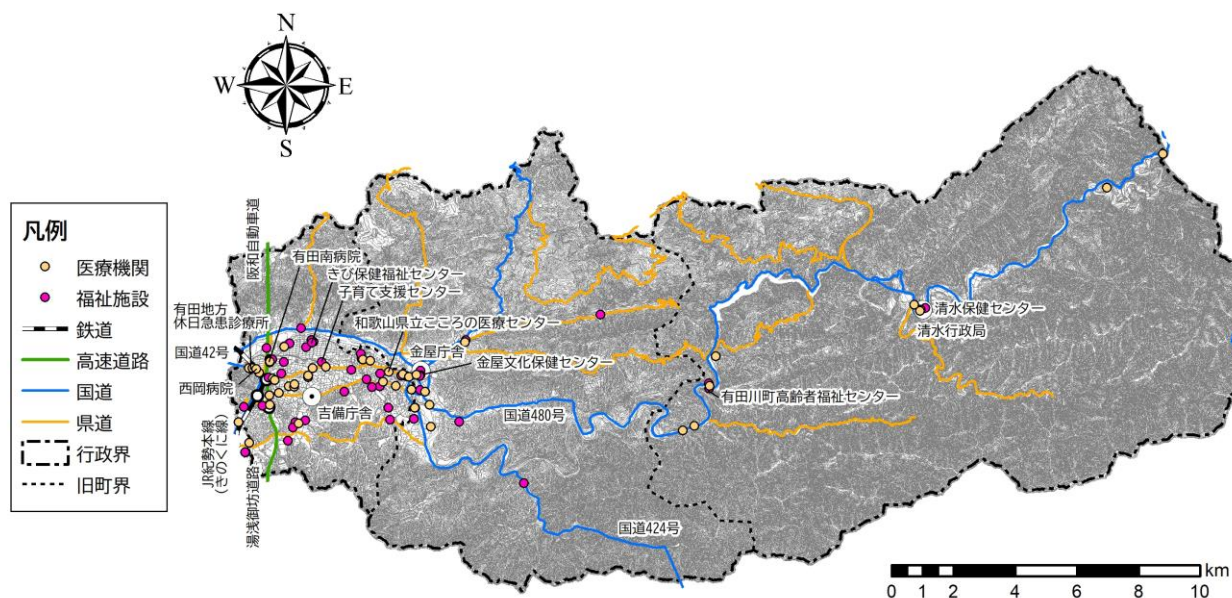


資料:有田川町ホームページ 施設マップ

⑤医療機関・福祉施設の立地

医療機関・福祉施設の立地状況を見ると、吉備・金屋の市街地に多くの医療機関・福祉施設が立地しております。吉備地域には、有田南病院、西岡病院、和歌山県立こころの医療センター等、入院対応が可能で、比較的大きな医療機関も立地しております。清水地域は、清水行政局周辺に医療機関・福祉施設の立地がみられます。

■医療機関・福祉施設の立地



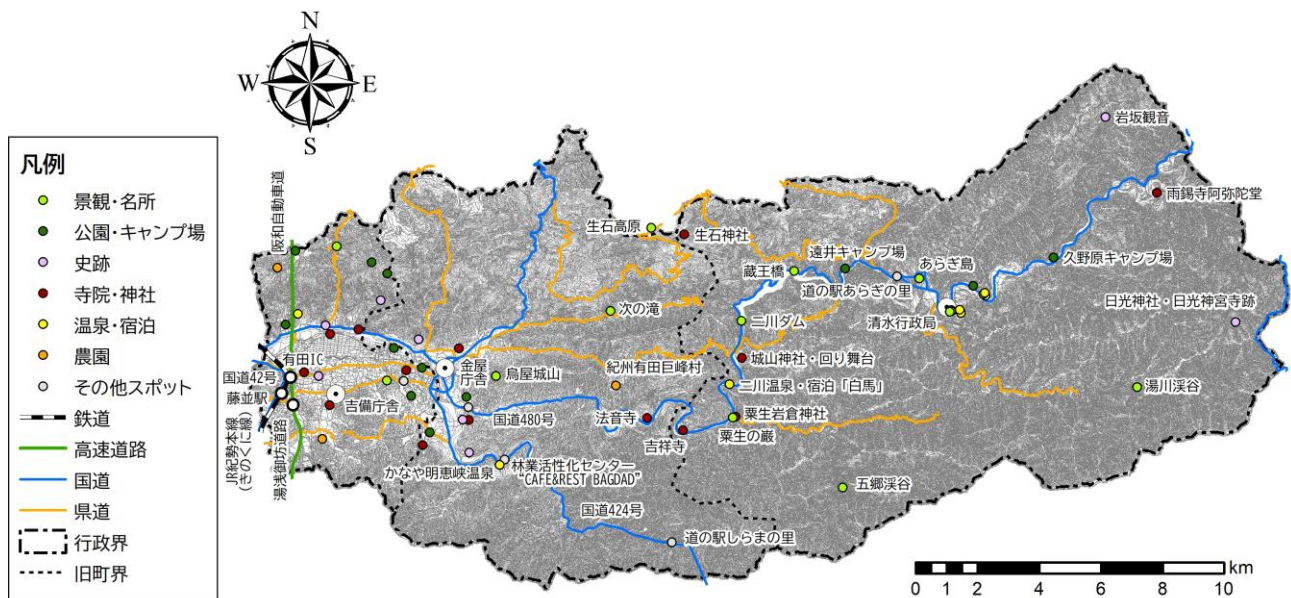
資料:わかやま医療情報ネット・和歌山県ホームページ 福祉保健施設一覧

⑥観光・地域資源等の立地

有田川町の観光・地域資源として、あらぎ島や蔵王橋、生石高原をはじめとする景観スポット、鷲ヶ峰コスモspark、有田川鉄道公園等の公園施設、花の里河川公園キャンプ場、ふれあいの丘オートキャンプ場等のキャンプ施設、神谷遺跡、岩坂観音や崎山遺跡、宗祇屋敷跡等の史跡、藤並神社や田殿丹生神社、御霊神社、長樂寺等の寺院・神社、かなや明恵温泉や清水温泉健康館・あさぎり、コテージ等の温泉・宿泊施設、きびふれあい農園、紀州有田巨峰村等の体験農園、道の駅明恵ふるさと館・しらまの里・あらぎの里等が立地しております。

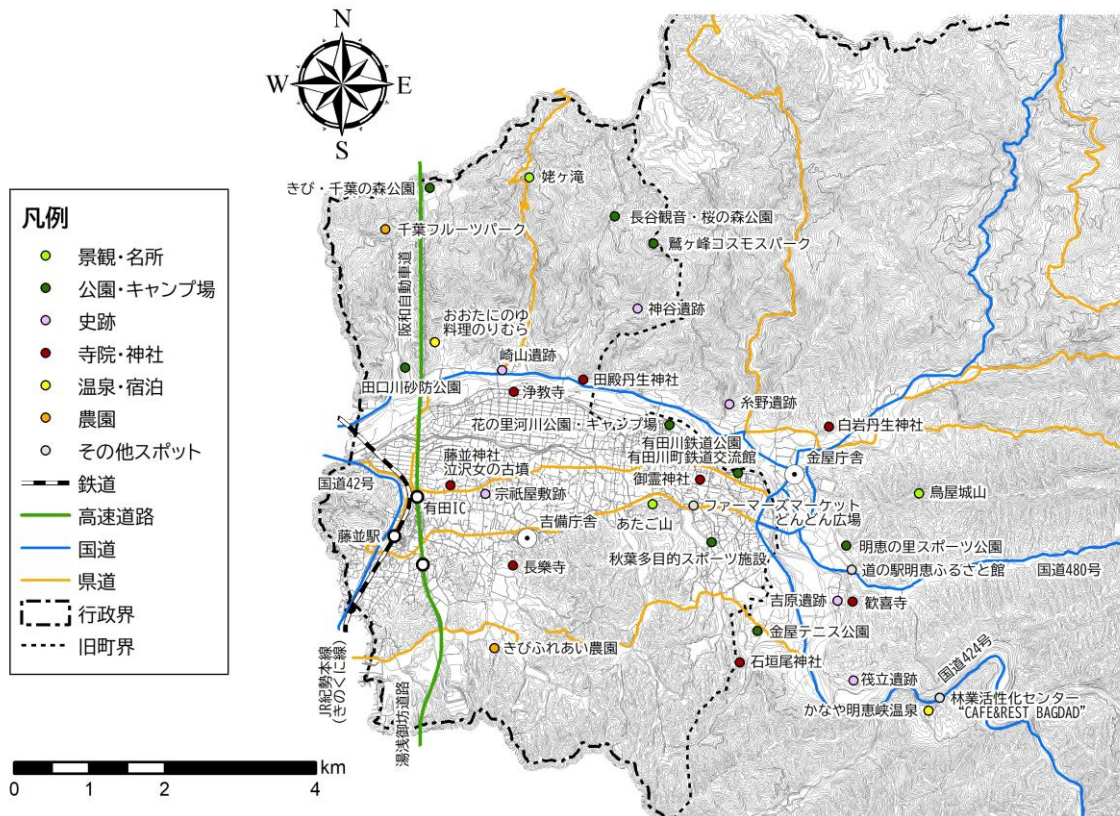
■観光施設

(全体図)

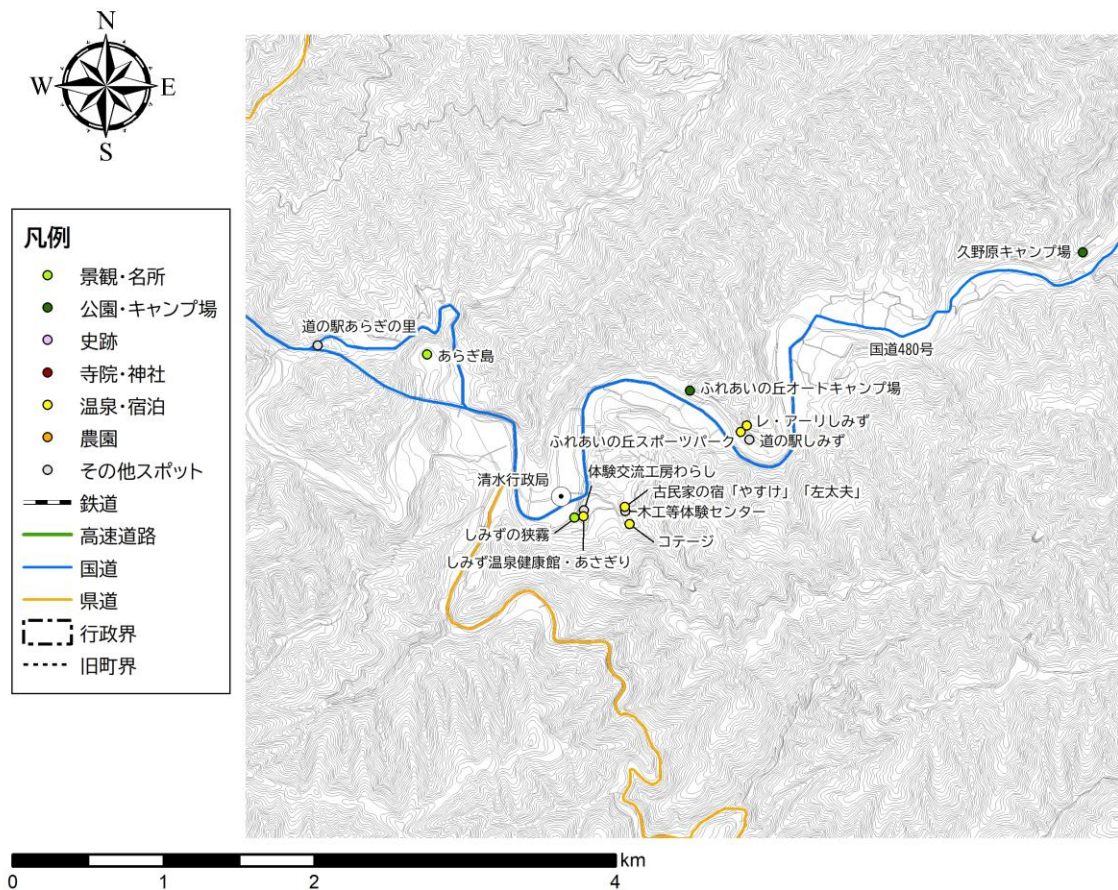


資料: 有田川町ホームページ 施設マップ・有田川町観光協会ホームページ等

(吉備・金屋庁舎周辺拡大)



(清水行政局周辺拡大)



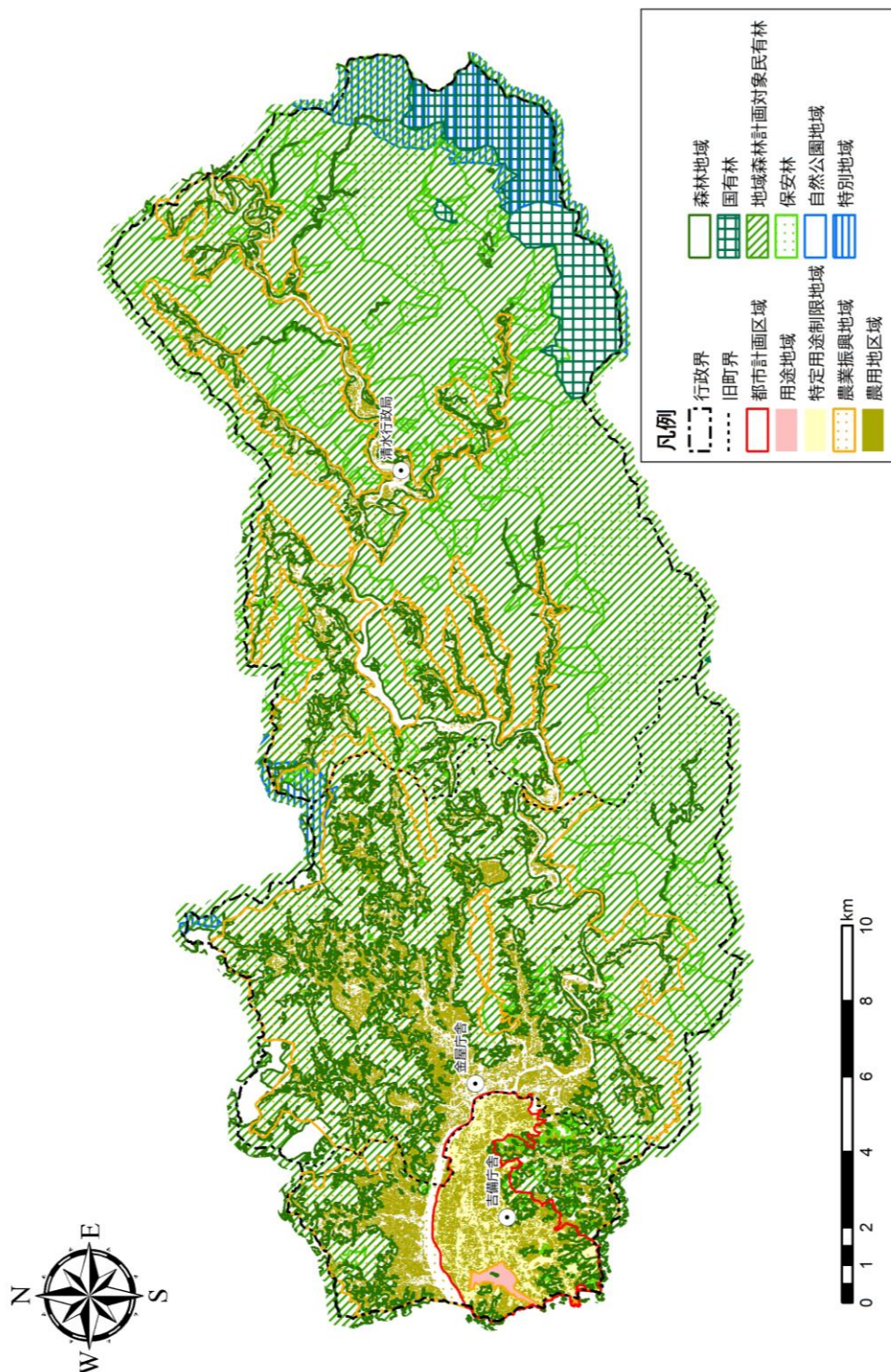
資料: 有田川町ホームページ 施設マップ・有田川町観光協会ホームページ等

2-1-5.都市計画の状況

(1)土地利用規制の状況

果樹園等の農地には、概ね農用地区域の指定がみられます。山間部には、国有林、地域森林計画対象民有林が指定され、自然環境の保全が図られています。また、町の北部、南東部の一部には、自然公園地域（高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園）に指定されています。

■法適用現況図（土地利用規制）



資料：国土数値情報、庁内資料

(2)都市計画の状況

①都市計画区域

有田川都市計画区域は、有田川町の吉備地区の市街地部 1,559ha が指定されており、有田川町面積の約 4.4%となっています。

■都市計画区域

都市計画 区域名称	都市計画区域		備考	
	面積 (ha)	法指定年月日	町面積 (ha)	町域面積に対する都 市計画区域の割合
吉備	1,559	R5年指定予定	35,184	4.4%

②地域地区(用途地域・特定用途制限地域)

吉備都市計画区域には、土地の適正な利用と保全を図るため、地域地区の規制として用途地域と特定用途制限地域を指定しています。

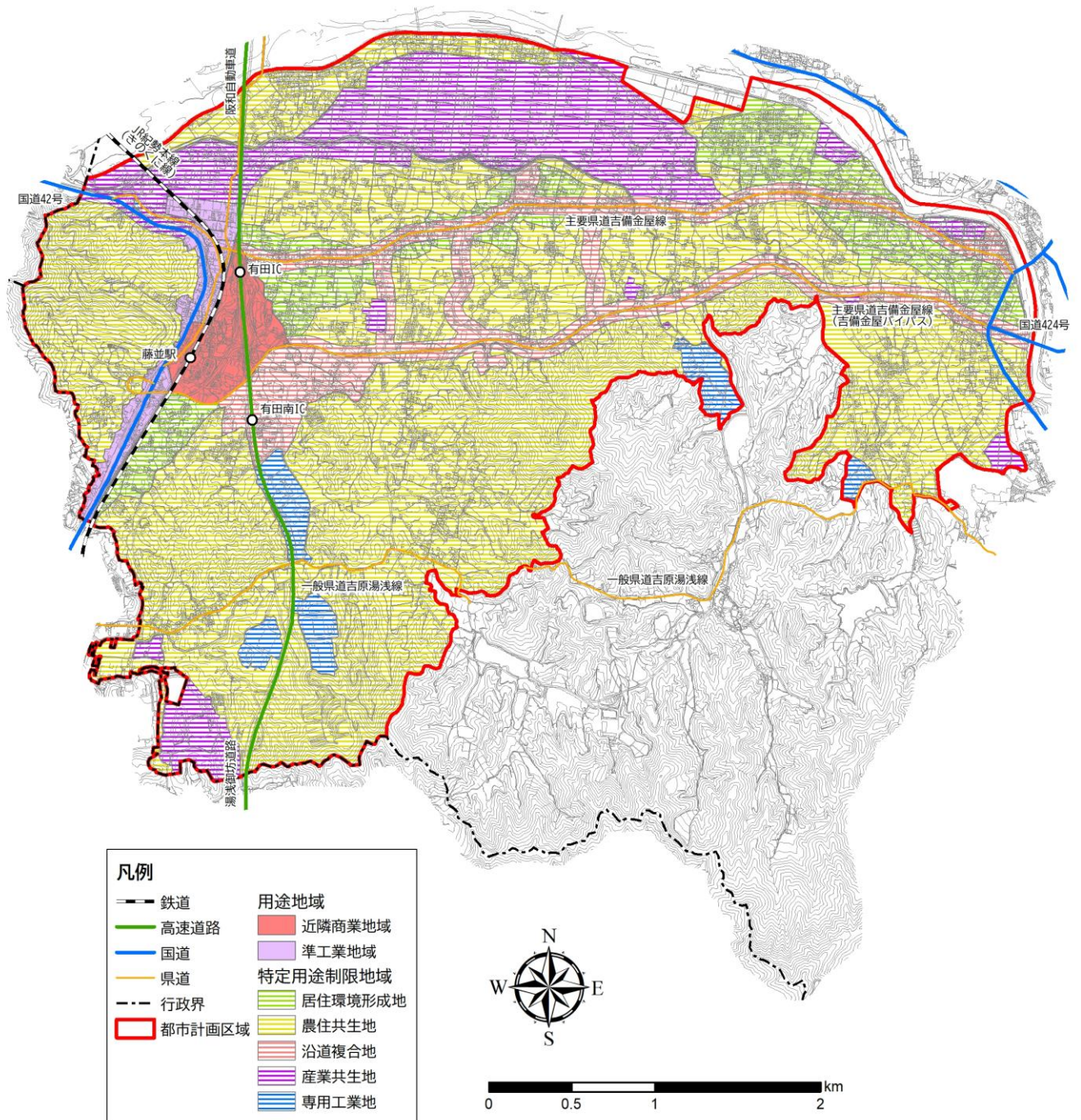
■用途地域

区分	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
近隣商業地域	34	80	200
準工業地域	33	60	200
合計	67		

■特定用途制限地域

区分	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	備考(制限の内容)
居住環境形成地	126	70	200	第一種住居地域並
農住共生地	931			第一種住居地域並から 一部工場作業場の緩和
沿道複合地	160			近隣商業地域並から 一部工場作業場の緩和
産業共生地	213			準工業地域並から キャバレー等規制強化
専用工業地	40			工業地域並から 運動施設、カラオケ等、 マージャン等の規制強化
合計	1,470			

■都市計画区域・地域地区（用途地域・特定用途制限地域）状況図



③都市施設

都市計画決定されている施設として、道路と公共下水道等があります。道路は、一般国道 42 号湯浅御坊道路の 4 車線化が、令和 3 年度に完了し、全路線整備済みとなりました。公園は、4 箇所計画されており、うち 2 箇所整備済みとなっております。下水道は、都市計画区域において、公共下水道の整備率は 78.8%となっています。また、供給処理施設、その他の都市施設として有田川町地域交流センターが都市計画決定されております。

■都市施設

【道路】

番号			路線名	総延長 (m)	整備済 (m)	未整備 (m)	整備率 (%)
区分	規模	一連 番号					
1	4	1	高規格道路海南吉備線	4,790	4,790	0	100
1	4	2	一般国道42号湯浅御坊道路	2,500	2,500	0	100
3	5	1	吉備金屋バイパス線	1,110	1,110	0	100
合計				8,400	8,400	0	100

資料:都市計画基礎調査

【公園】

番号			路線名	種別	面積 (ha)	開設面積 (ha)	未整備 (ha)	整備率 (%)
区分	規模	一連 番号						
2	2	1	庄児童公園	街区	0.25	0.25	0.00	100
2	2	2	花の里児童公園	街区	0.52	0.52	0.00	100
2	2	3	有田川町こども公園	街区	0.22	0.00	0.22	0
2	2	4	有田川町明王寺公園	街区	0.21	0.00	0.21	0
合計					1.20	0.77	0.43	64.2

資料:都市計画基礎調査

【公共下水道】

都市計画 区域名	計画人口 (人)		処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理場		整備率 (%)
					箇所数	面積(ha)	
吉備	14,500	計画	439.8	15,300	1	2.16	78.8%
		供用	346.5	8,500	1	2.16	

※事業計画区域全体のデータ

資料:庁内資料

【供給処理施設】

名称	位置	面積(ha)		施設能力
		計画	供用	
有田周辺広域圏 事務組合環境衛生センター	中之島	1.2	1.2	ごみ焼却施設100t/日 粗大ごみ処理施設20t/日

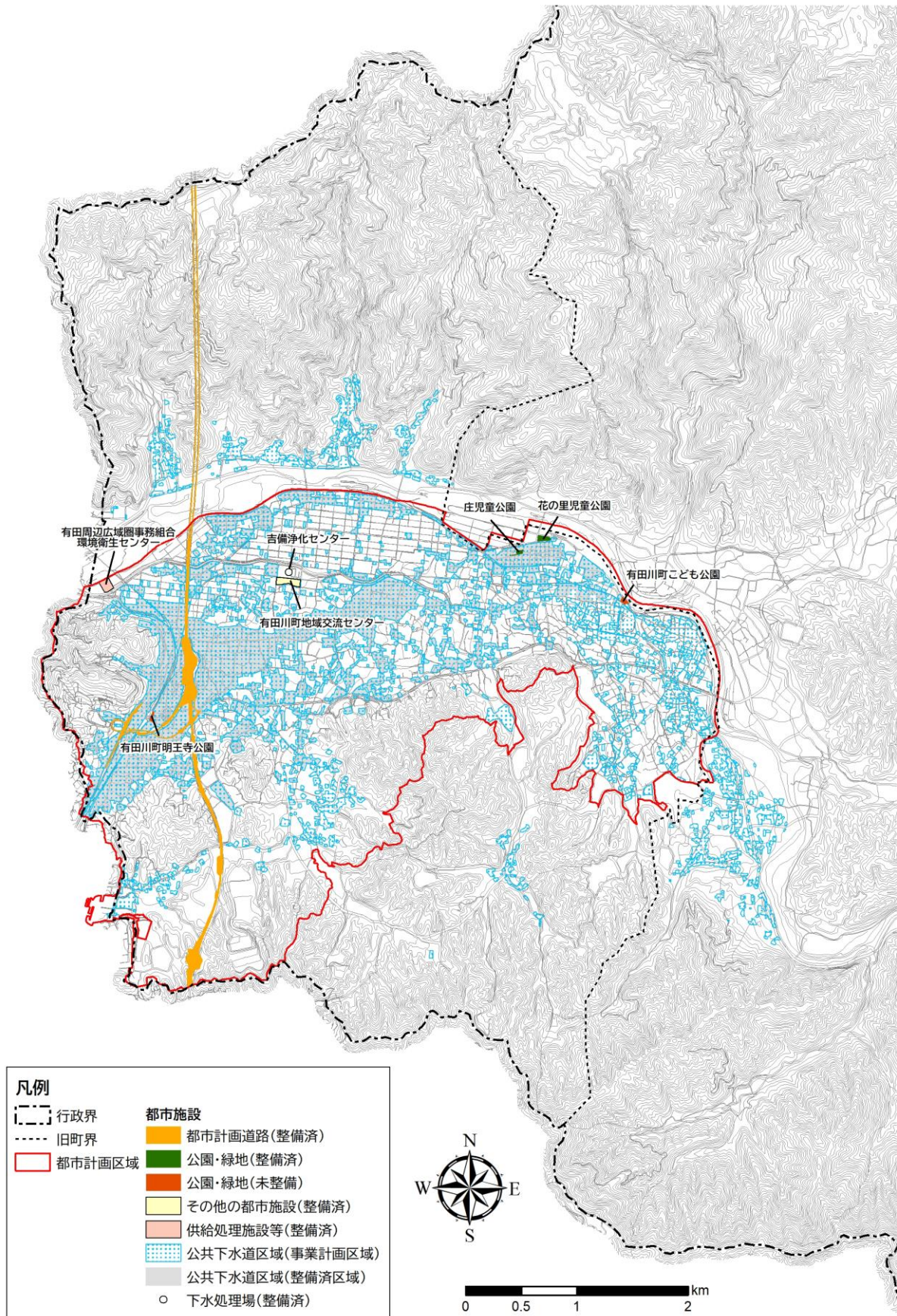
資料:和歌山県の都市計画2017、都市計画基礎調査

【その他の都市施設】

都市施設名	名称	計画面積(m2)
教育文化	有田川町地域交流センター	12,800

資料:和歌山県の都市計画2017、都市計画基礎調査

■都市施設整備状況図



2-1-6.町民意向(まちづくりアンケート調査より)

都市計画マスタープランの策定にあたり、住民・事業者・中学生を対象にまちづくりアンケート調査を実施しました。

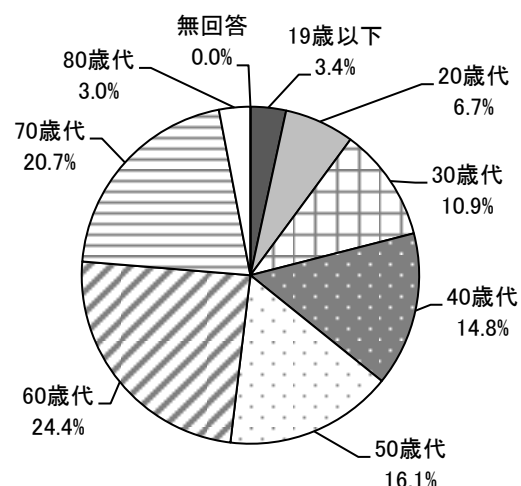
(1)住民アンケート

①調査概要

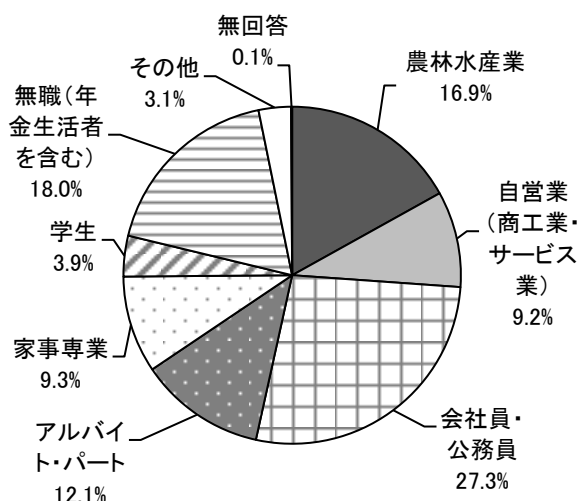
調査対象	16 歳以上の有田川町民 2,000 人(住民基本台帳より無作為抽出)
調査期間	令和 3 年 10 月 21 日(木)～令和 3 年 11 月 15 日(月)
回収率	45.0%(899 票/2,000 票)
主な調査内容	・居留意向について ・将来イメージについて ・他のまちに誇れるものについて ・土地の利用について(課題・問題、方向性等) ・都市施設の整備について(道路、公園・緑地、その他都市施設等) ・災害に対する備えについて ・景観について ・まちづくりへの住民参加について

②回答者の属性

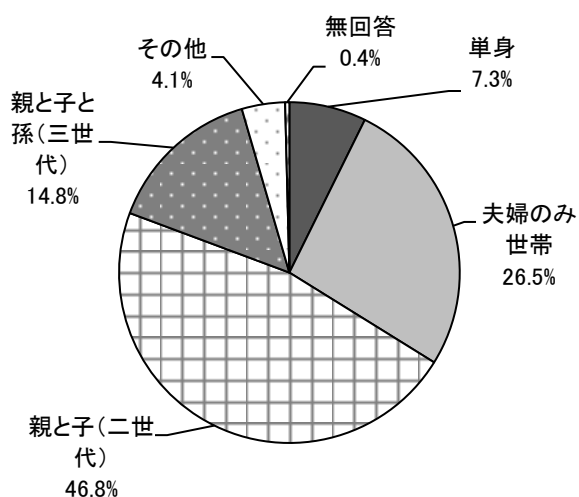
【年齢】



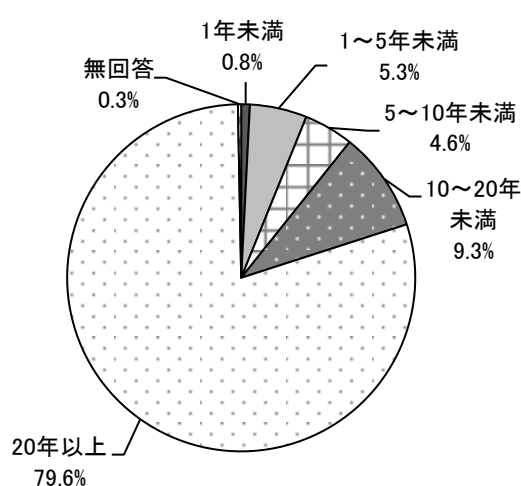
【職業】



【家族構成】



【居住年数】



③調査結果(意向の要旨)

【居留意向について】

項目	意識・意向
今後の居住予定	「町内に住み続けたい」が約 8 割で多い。
住み続けたい理由	「先祖からの土地だから」が半数を超え最も多く、「自然環境が良いから」、「日常生活に便利だから」も多い。
転居したい理由	「日常生活に不便だから」が最も多く、「まちににぎわいがないから」、「医療・福祉施設が少ないから」も多い。

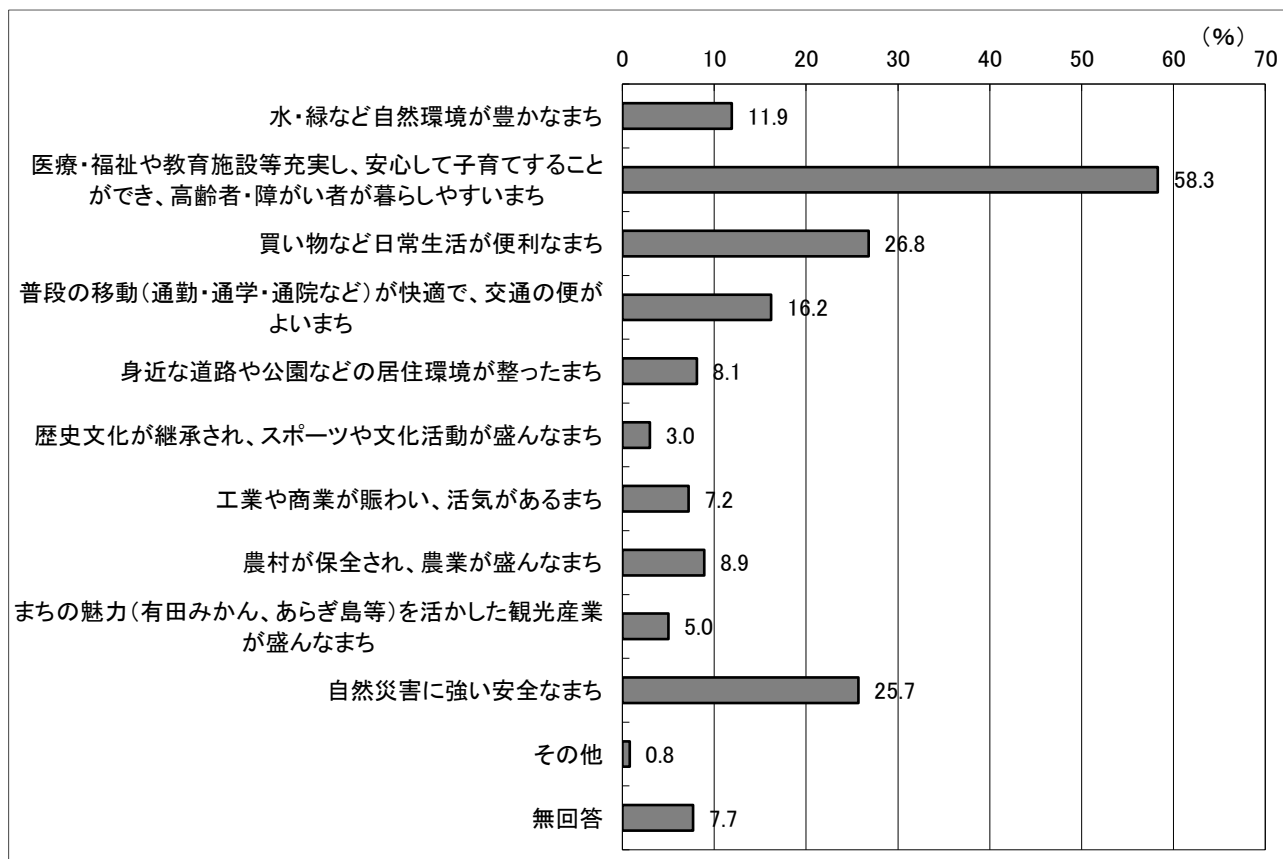
【将来イメージについて】

項目	意識・意向
有田川町の将来イメージ	「医療・福祉や教育施設等充実し、安心して子育てすることができ、高齢者・障がい者が暮らしやすいまち」、「買い物など日常生活が便利なまち」、「自然災害に強い安全なまち」を望む声が多い。
お住まいの地域の将来イメージ	「美しい山や川などの自然や農地が多い地域」を望む声が多い。
お住まいの地域で特に望まれていること	「道路の整備」、「公共交通(鉄道、バス等)の充実」、「自然環境や景観の保全」、「防火・防災対策」を望む声が多い。

【他のまちに誇れるものについて】

項目	意識・意向
他のまちに誇れる有田川町の好きな場所、風景、特産品等	「有田みかん」、「生石高原」、「あらぎ島」、「有田川町地域交流センター ALEC」、「有田川」などが多い。

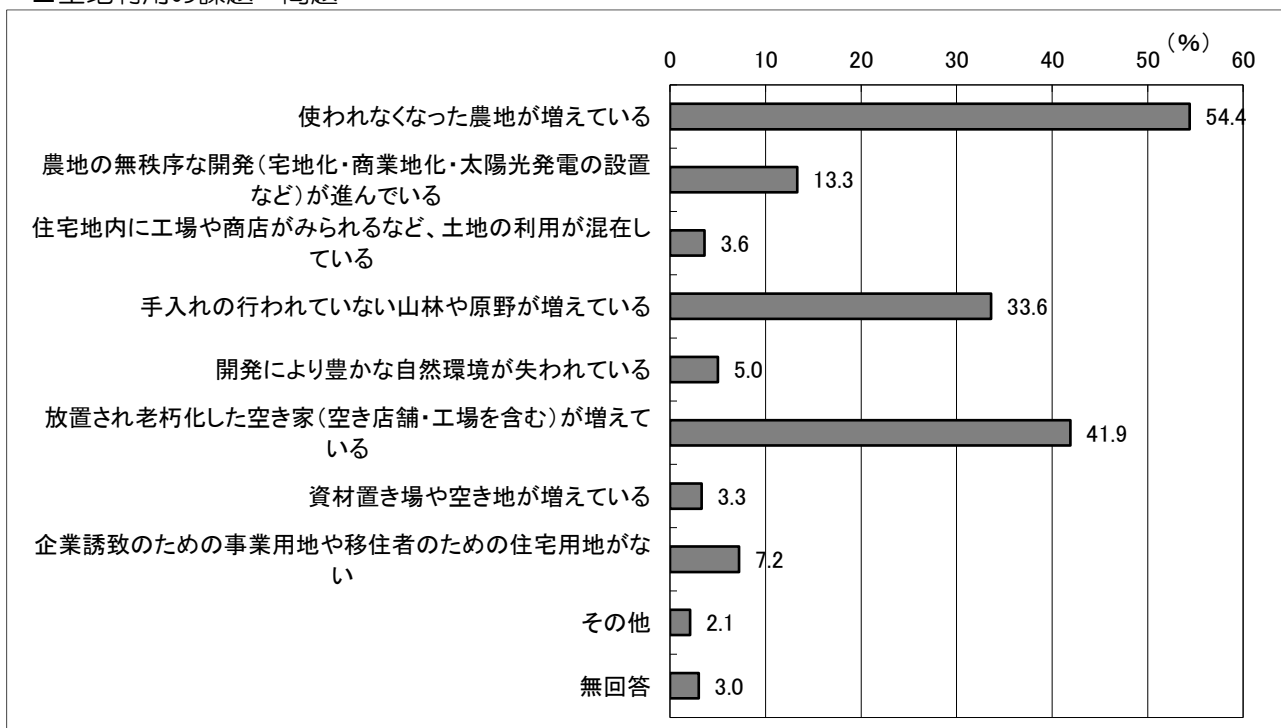
■有田川町の将来イメージ



【土地利用について】

項目	意識・意向
土地利用の課題・問題	「使われなくなった農地が増えている」、「放置され老朽化した空き家が増えている」、「手入れが行われていない山林や原野が増えている」が多い。
有田川町の土地の利用方法について	「土地の利用の誘導・制限を考える必要がある」と回答された方は 6 割程度で「制限がない方がよい」と回答された方よりも多い。
町全体のまちづくりの方向性	「各地域とも均等に整備を行い、地域格差が生じないようにまちづくり」、「災害の危険の少ない地域を中心にしたまちづくり」が望まれている。
今後の農地について	「使われていない農地は、自家栽培を行いたい人に貸し出しを行うなど、レクリエーションの場として活用する」ことが望まれている。
今後の山林・森林について	「災害防止や水源地、生物の生息の場等として、健全な森林づくりと保全を進める」ことが望まれている。
有田川町に必要な施設や機能	「日常生活に必要な店舗・サービス施設」や「病院や診療所などの医療施設」、「老人福祉センターなどの高齢者向け施設」が望まれている。

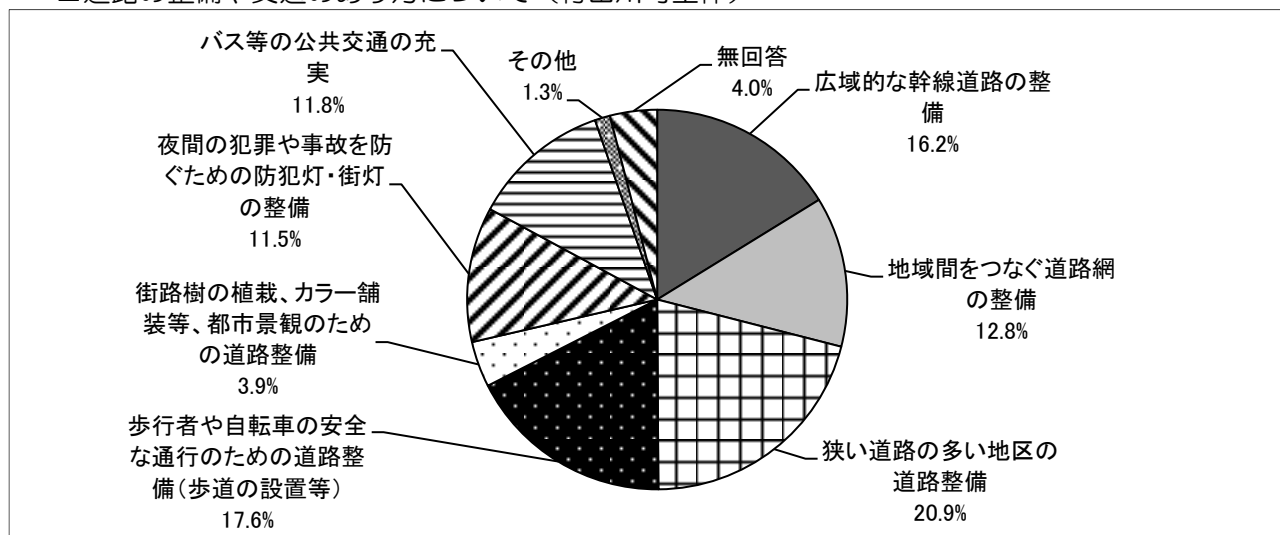
■土地利用の課題・問題



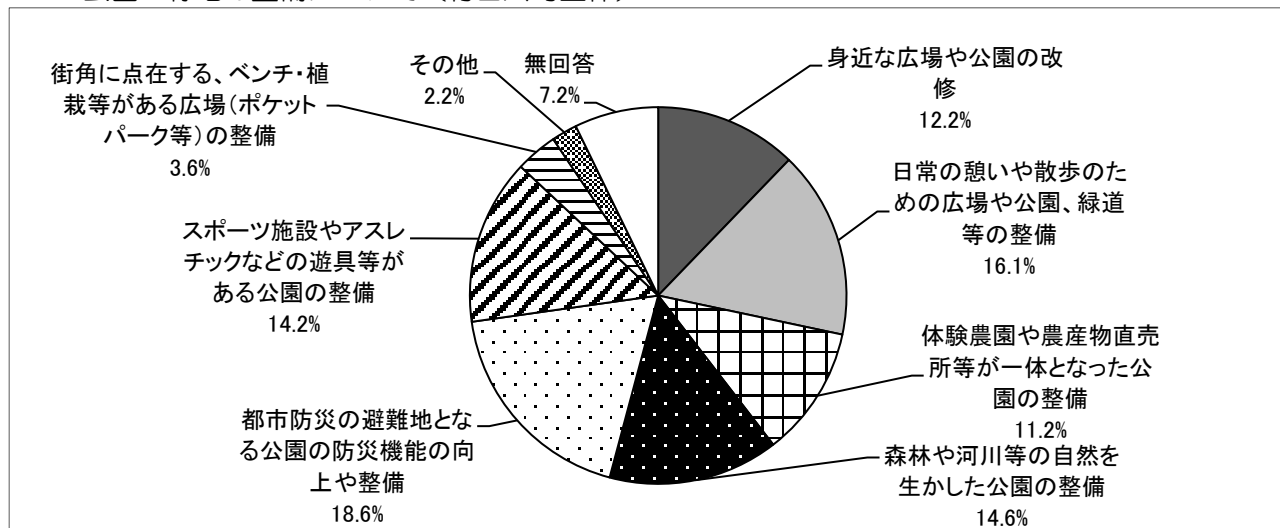
【都市施設の整備について】

項目	意識・意向	
道路整備や交通のあり方について	有田川町全体	「狭い道路の多い地区の道路整備」や「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備」、「広域的な幹線道路の整備」が望まれている。
	お住まいの地域	「夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備」や「狭い道路の多い地区の道路整備」が望まれている。
公園・緑地の整備について	有田川町全体	「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」を望まれている。
	お住まいの地域	「日常の憩いや散歩のための広場や公園、緑道等の整備」を望まれている。
道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について	有田川町全体	「スポーツ・レクリエーション施設」や「診療所・病院」、「福祉施設」の充実が望まれている。
	お住まいの地域	「診療所・病院」や「福祉施設」、「スポーツ・レクリエーション施設」の充実が望まれている。

■道路の整備や交通のあり方について（有田川町全体）



■公園・緑地の整備について（有田川町全体）



【災害に対する備えについて】

項目	意識・意向
災害に対する備えについて	「狭い道路の整備・解消」、「避難地・避難路の整備」、「土砂災害対策事業の充実」、「建物の不燃化・耐震化」を望まれている。

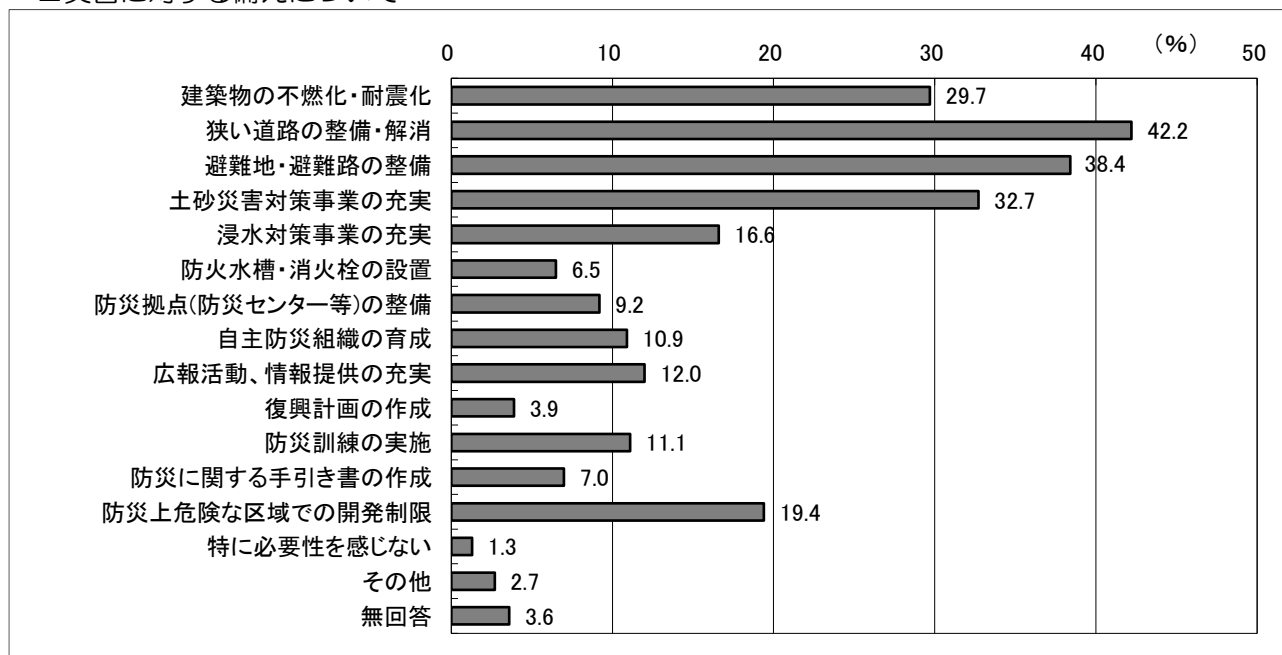
【景観について】

項目	意識・意向
景観について	「森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す」、「田畑等、農地を残し田園風景を守る」ことが重要だと考えられている。

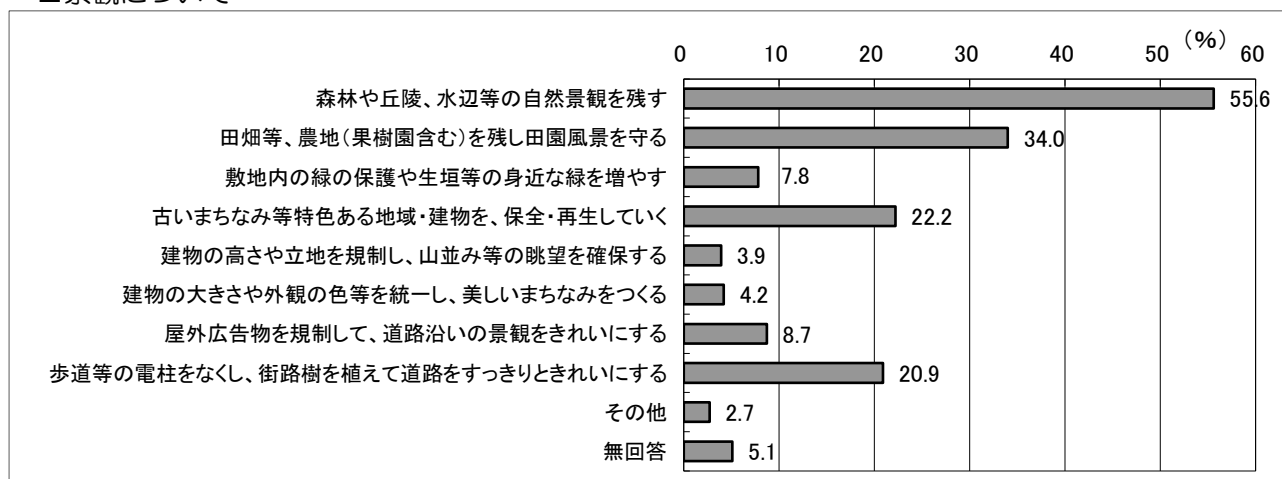
【まちづくりへの住民参加について】

項目	意識・意向
都市計画について	「知らない」方が7割を超える。
コミュニティ活動への参加について	「維持管理活動」、「清掃・美化活動」、「交流活動」への参加が多くなっている一方、「特に参加していない」も多い。
まちづくりへの参加について	「アンケート等であれば参加してみたい」、「できれば参加したい」が多い。

■災害に対する備えについて



■景観について



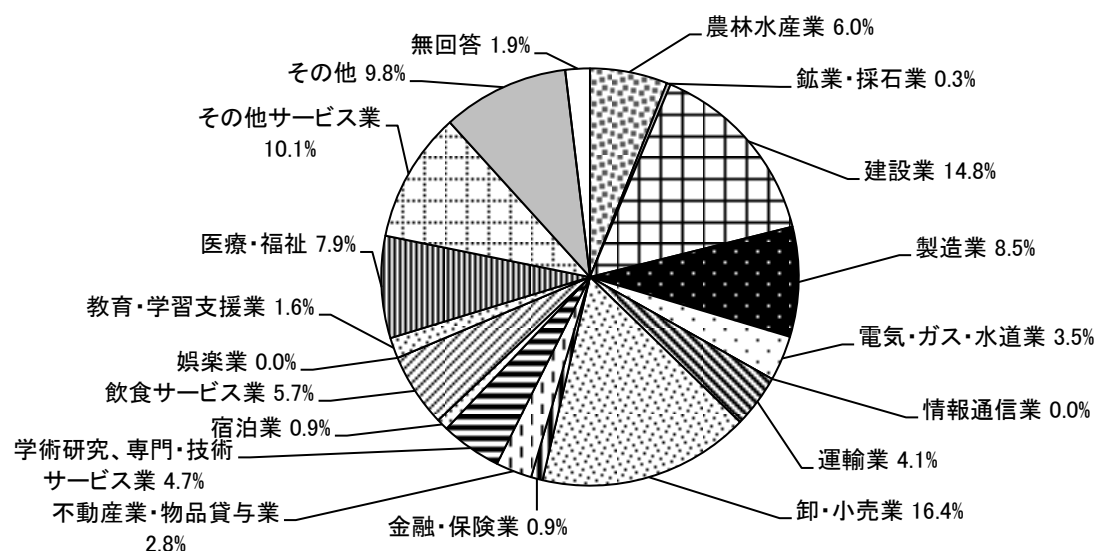
(2)事業者アンケート

①調査概要

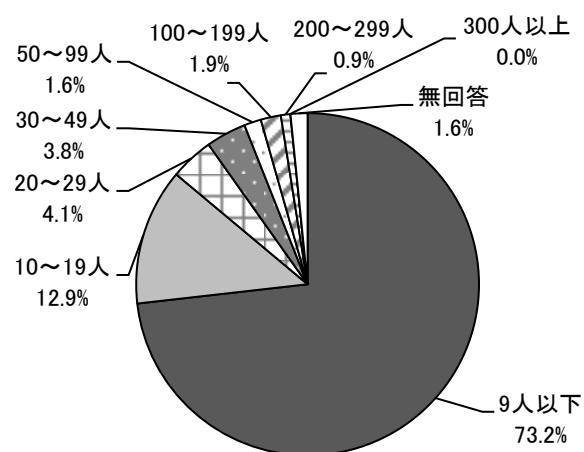
調査対象	庁内にある法人事業者・個人事業者のリスト等をもとに 860 件を対象
調査期間	令和 3 年 10 月 21 日(木)～令和 3 年 11 月 15 日(月)
回収率	36.9%(317 票/860 票)
主な調査内容	・事業所の操業状況について ・将来イメージについて ・土地の利用について(方向性や工場・商業の立地等) ・まちづくりへの参画意向について

②回答者の属性

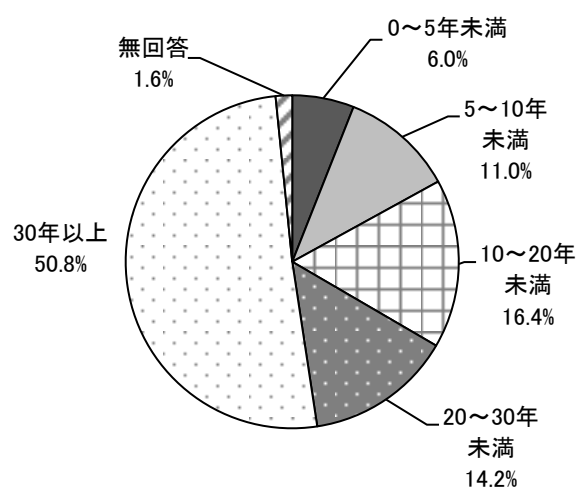
【業種】



【従業員数】



【営業年数】



③調査結果(意向の要旨)

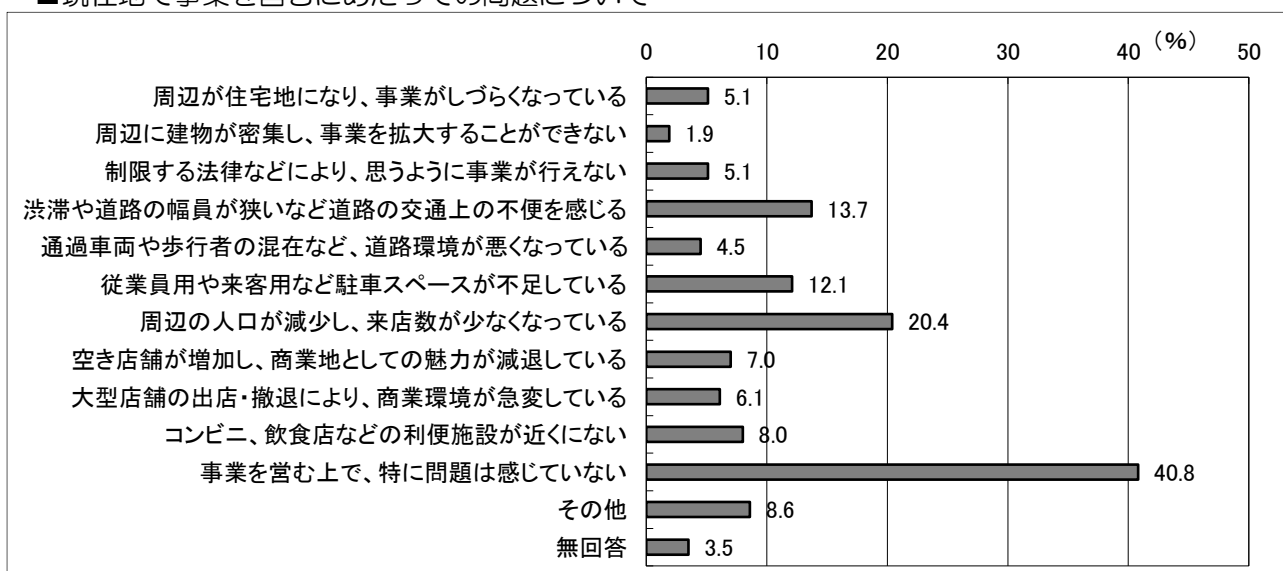
【事業所の操業状況について】

項目	意識・意向
現在地で事業を営むにあたっての問題について	「事業を営む上で、特に問題は感じていない」が最も多いが、「周辺の人口が減少し、来店数が少なくなっている」と感じている事業所も多い。
現在地での今後の事業展開について	「現状のまま、事業を続けたい」が最も多い。
町内での移転先について	「交通アクセスが良い土地」が最も多い。
町外への移転理由	「効率の問題がある」ことがあげられている。

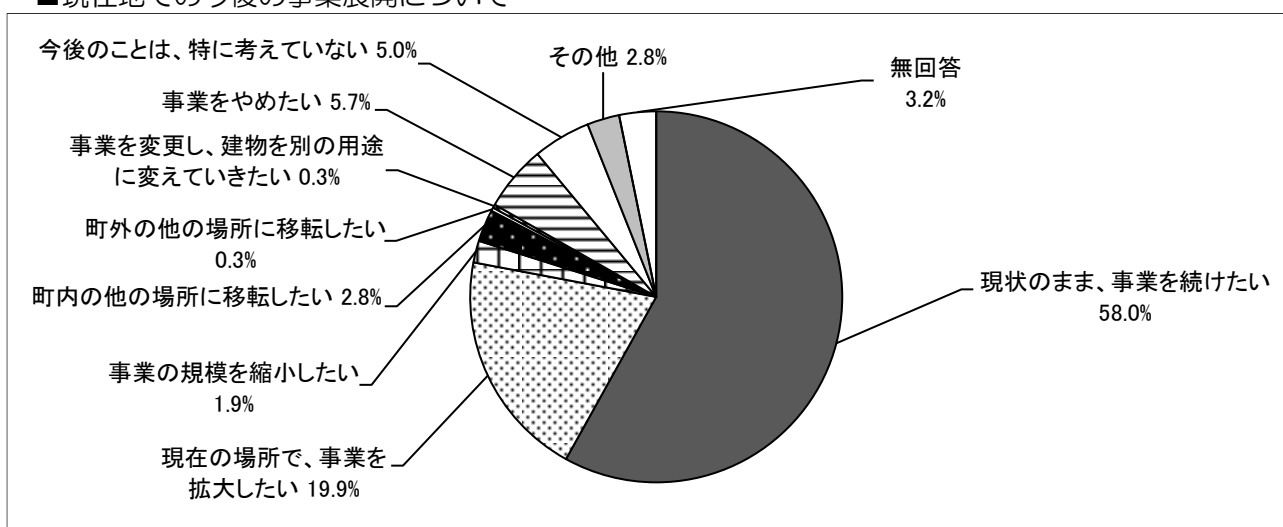
【将来イメージについて】

項目	意識・意向
有田川町の将来イメージ	「医療施設・教育施設等充実し、安心して子育てができるまち」、「自然災害に強い安全なまち」を望む声が多い。

■現在地で事業を営むにあたっての問題について



■現在地での今後の事業展開について



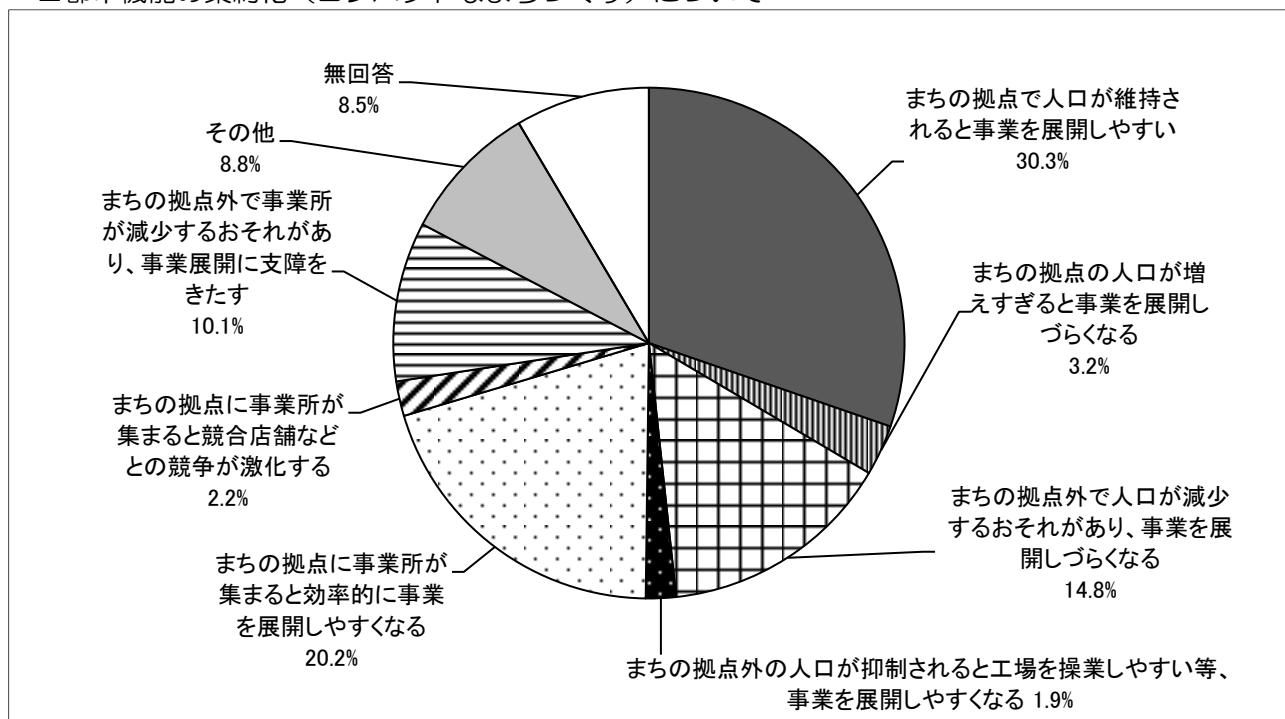
【土地利用について】

項目	意識・意向
有田川町の土地の利用方法について	「土地の利用の誘導・制限を考える必要がある」と回答された方は 6 割程度で「制限がない方がよい」と回答された方よりも多い。
町内への工業の立地について	「周辺に影響がある工場は、規模に関わらず工業団地等へ移転を進めるべきである」、「大中規模工場は、工業団地等への移転をすすめるべきだが、小規模工場まで行わなくとも良い」ことが望まれている。
町内への商業施設の立地について	「車で利用に便利な、幹線道路沿いの商業施設を充実させる」、「駅やインターチェンジ周辺等、利便性の高いエリアに商業施設等を誘導して、拠点となる商業地を充実させる」ことが望まれている。
都市機能の集約化 (コンパクトなまちづくり)について	「まちの拠点で人口が維持されると事業を展開しやすい」、「まちの拠点に事業所が集まると効率的に事業を展開しやすくなる」が多い。

【まちづくりへの参画意向について】

項目	意識・意向
地域との共存について	「事業所と近隣地域との相互理解や交流の促進」、「事業所の立地を促進するための町等からの補助や支援」が望まれている。
まちづくりへの参画について	「地域との共存や貢献は大切なので積極的に参画したい」や「企業にメリットがあるのであれば参画したい」が多い。

■都市機能の集約化（コンパクトなまちづくり）について



(3)中学生アンケート

①調査概要

調査対象	有田川町立の中学校に在籍している中学生 2 年生全員(208 名)
調査期間	令和 3 年 10 月
回収率	91.3%(190 票/208 票)
主な調査内容	・大人になったときの居住予定について ・将来イメージについて ・他のまちに誇れるものについて ・まちづくりへの参加について

②調査結果(意向の要旨)

【大人になったときの居住予定について】

項目	意識・意向
大人になったときの居住予定	「わからない」が半数を占める。 「住みたい」が約 25%、「転居したい」が約 21%。
大人になっても住み続けたい理由	「生まれ育ったまちだから」、「家族、親類、友達が近くに住んでいるから」が半数以上を占める。 「自然環境が良いから」も多い。
大人になったら転居したい理由	「働く場所がないから」、「職場や学校が遠く、通勤・通学に不便だから」「日常生活が不便だから」が多い。

【将来イメージについて】

項目	意識・意向
有田川町の将来イメージ	「買い物など日常生活が便利なまち」、「水・緑等自然環境が豊かなまち」を望む声が多い。

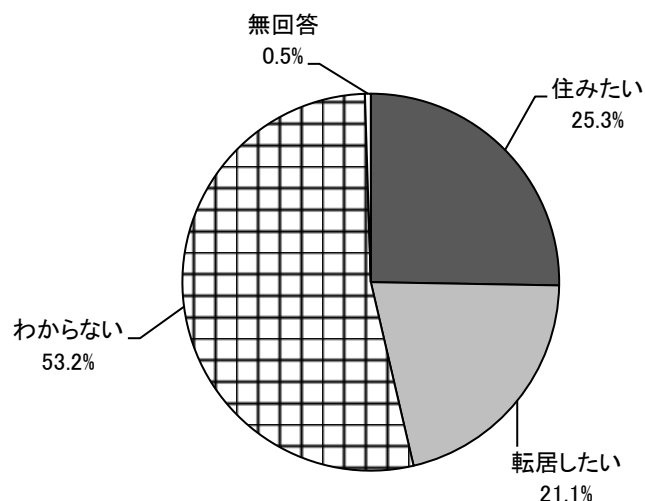
【他のまちに誇れるものについて】

項目	意識・意向
他のまちに誇れる有田川町の好きな場所、風景、特産品等	「有田みかん」、「あらぎ島」、「有田川町地域交流センター ALEC」等が多くあげられる

【まちづくりへの住民参加について】

項目	意識・意向
まちづくりへの参加について	「アンケート等であれば参加してみたい」、「誘われれば参加したい」が多い。

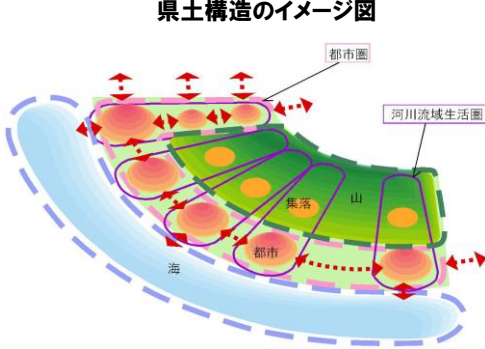
■大人になったときの居住予定について



2-2.上位計画におけるまちづくりの方向性

2-2-1.県の上位計画

(1)和歌山県都市計画区域マスタープラン(有田圏域)

目標年次	令和 17 年
和歌山県が 目指す将来像	「未来に羽ばたく愛着のある郷土 元気な和歌山」 ・自立する都市圏 ・緊密に連携する都市ネットワークとコミュニティ ・自然環境と共生し相互に補完する都市圏 県土構造のイメージ図 
都市づくりの 基本理念	【基本理念】 「きのくにらしい持続可能なまちづくり」 【持続可能なまちづくりの 5 つの条件】 ・集約拠点ネットワーク型のまちづくり ◆「有田」「湯浅」の市街地中心部の再生 ◆広域交通の結節点として新しい産業と生活拠点「有田川」の市街地の形成 ◆誰もが暮らしやすく、快適にすごせる美しい市街地の再生 ◆都市構造の転換による低炭素都市づくり ◆自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり ◆経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり ◆市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進 ・交流による活力あるまちづくり ◆みかん・醤油等の特産品と農林水産の味覚を活かし、価値を創造発信するまちづくり ◆交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり ◆観光交流拠点となる各地域を安全快適に結び、魅力を高めるネットワークづくり ・安全・安心な(南海トラフ地震等を見据えた)まちづくり ◆地震や津波等に強いまちづくり ◆代替性・多重性のある交通体系づくり ◆避難・救援の都市システムづくり ◆医療・福祉機能が充実した都市づくり ・環境共生のまちづくり ◆都市・市街地を取り巻く自然環境の保全 ◆自然を活かす快適な都市環境づくり ◆循環型社会を支える都市づくり ◆良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり ・ひと・コミュニティを育むまちづくり ◆まちづくりを支える人を育てる ◆まちづくりに取り組む組織の活動を支援する ◆まちづくりの交流の輪を広げる ◆誰もが安心して生活できる都市空間づくり

土地利用に関する方針	【基本的な考え方】 ・市街地中心部の再生のための土地利用の誘導 ・安全で活力ある都市の形成 ・郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止 ・広域交流を支援する土地利用の誘導 ・防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成 ・優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導
都市計画区域の指定の方針	○都市計画区域の範囲:拡大 ・都市計画区域外において、一体の都市として整備・開発及び保全する必要がある区域があります。
用途地域の指定の方針	○用途地域指定の方針:有 ・建物の用途・形態・規模を規制し、良好な市街地形成を図る必要が高い区域に指定します。 ・すでに用途地域が指定されている地域では、土地利用動向や社会情勢を勘案し、適切に用途地域を見直し、用途地域が指定されていない地域では、地域の実情に応じた適切な用途地域の指定を検討します。

■都市機能分担関連図

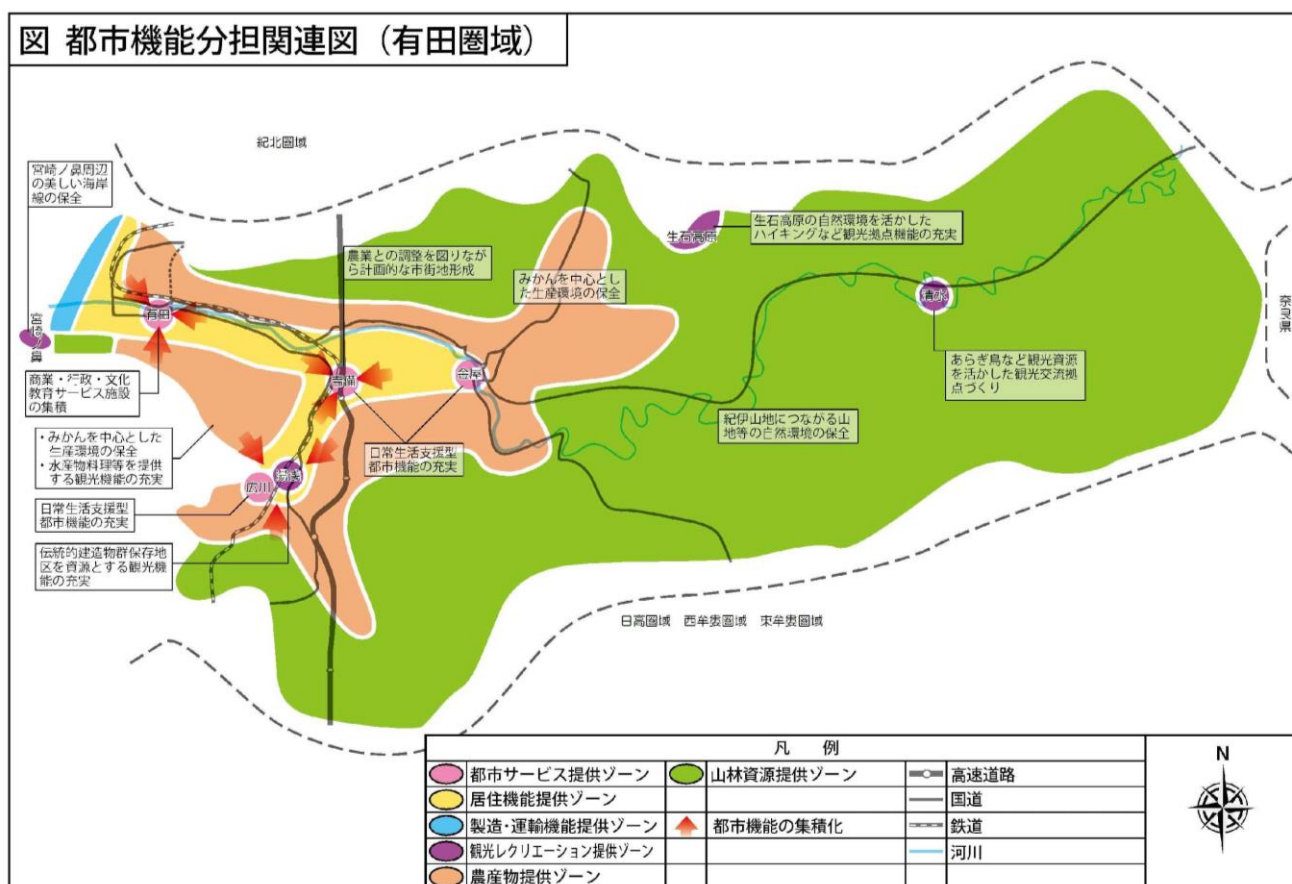
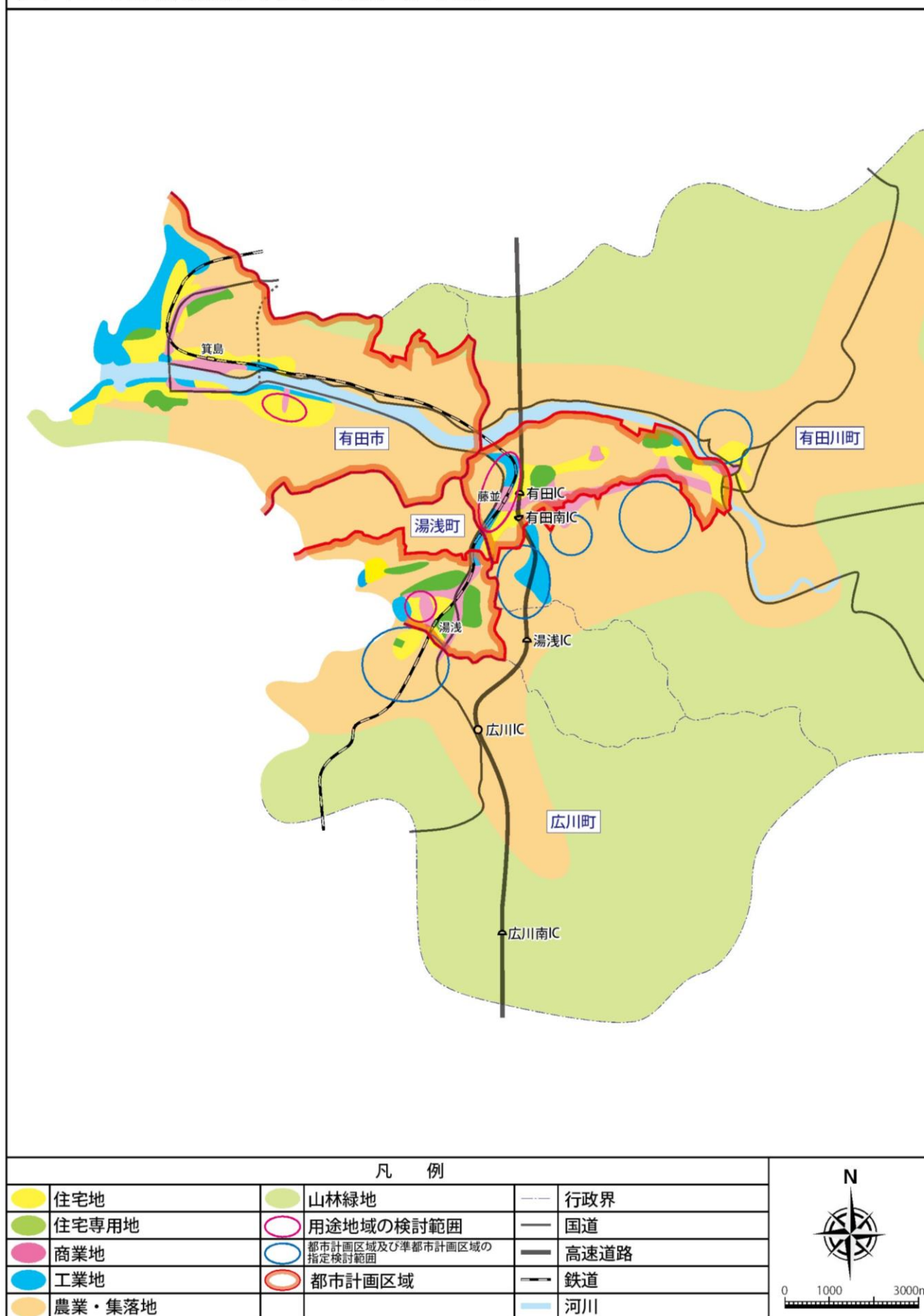


図 土地利用方針図（有田圏域）



2-2-2.町の上位計画

(1)第2次有田川町長期総合計画

計画期間	基本構想:平成 29 年度から令和 8 年度 基本計画(前期):平成 29 年度から令和 3 年度の 5 か年 基本計画(後期):令和 4 年度から令和 8 年度の 5 か年																																																												
目指す 将来像	～川が結び、川が育む、森とまち～ 人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち																																																												
まちづくりの 基本姿勢	○みんなでつくる ○まずはやってみる ○世界基準で考える																																																												
目標人口	令和 3 年 4 月 1 日人口:26,000 人 令和 9 年 4 月 1 日人口:25,000 人 ・将来人口推計(有田川町人口ビジョンより) (人) <table><thead><tr><th>年次</th><th>0-14歳</th><th>15-64歳</th><th>65歳以上</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>H22年</td><td>3,712</td><td>15,213</td><td>8,233</td><td>27,158</td></tr><tr><td>H27年</td><td>3,343</td><td>14,572</td><td>8,384</td><td>26,299</td></tr><tr><td>R2年</td><td>3,193</td><td>13,733</td><td>8,474</td><td>25,400</td></tr><tr><td>R7年</td><td>3,170</td><td>13,047</td><td>8,448</td><td>24,665</td></tr><tr><td>R12年</td><td>3,161</td><td>12,480</td><td>8,380</td><td>24,021</td></tr><tr><td>R17年</td><td>3,225</td><td>11,957</td><td>8,262</td><td>23,444</td></tr><tr><td>R22年</td><td>3,297</td><td>11,362</td><td>8,214</td><td>22,873</td></tr><tr><td>R27年</td><td>3,281</td><td>10,900</td><td>8,027</td><td>22,208</td></tr><tr><td>R32年</td><td>3,168</td><td>10,424</td><td>7,871</td><td>21,463</td></tr><tr><td>R37年</td><td>3,020</td><td>10,060</td><td>7,646</td><td>20,726</td></tr><tr><td>R42年</td><td>2,930</td><td>9,741</td><td>7,371</td><td>20,042</td></tr></tbody></table> ■ 65歳以上 □ 15-64歳 ■ 0-14歳	年次	0-14歳	15-64歳	65歳以上	合計	H22年	3,712	15,213	8,233	27,158	H27年	3,343	14,572	8,384	26,299	R2年	3,193	13,733	8,474	25,400	R7年	3,170	13,047	8,448	24,665	R12年	3,161	12,480	8,380	24,021	R17年	3,225	11,957	8,262	23,444	R22年	3,297	11,362	8,214	22,873	R27年	3,281	10,900	8,027	22,208	R32年	3,168	10,424	7,871	21,463	R37年	3,020	10,060	7,646	20,726	R42年	2,930	9,741	7,371	20,042
年次	0-14歳	15-64歳	65歳以上	合計																																																									
H22年	3,712	15,213	8,233	27,158																																																									
H27年	3,343	14,572	8,384	26,299																																																									
R2年	3,193	13,733	8,474	25,400																																																									
R7年	3,170	13,047	8,448	24,665																																																									
R12年	3,161	12,480	8,380	24,021																																																									
R17年	3,225	11,957	8,262	23,444																																																									
R22年	3,297	11,362	8,214	22,873																																																									
R27年	3,281	10,900	8,027	22,208																																																									
R32年	3,168	10,424	7,871	21,463																																																									
R37年	3,020	10,060	7,646	20,726																																																									
R42年	2,930	9,741	7,371	20,042																																																									
まちづくりの 基本目標	基本目標 1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現 1. 福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進 ・高齢者福祉の充実 ・障害者(児)福祉の充実 ・地域福祉の充実 2. 住民の健康づくりと保健・医療の充実 ・健康の保持・増進 ・地域医療体制の充実 ・子どもを産み育てやすい環境づくり 基本目標 2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化 1. 魅力あふれる産業の振興 ・農業の振興—農業基盤の強化 ・農業の振興—販売・流通の促進 ・林業の振興 ・商工業の活性化支援と地域課題への対応 2. 地域の特性を活かした観光・交流施策の充実 ・観光業の振興と関係人口の創出 ・関係性の深化と移住・定住の促進																																																												

	基本目標 3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備 1. 美しい自然環境の保全と循環型社会の構築 ・自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用 ・循環型社会の構築 2. だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備 ・住環境の整備 ・上下水道の整備 ・市街地の整備とまちなみの形成 ・交通基盤整備の充実 3. 安全・安心な暮らしを保障する体制の整備 ・消防救急体制の整備 ・防災体制の整備 ・安全・安心な暮らしづくり 基本目標 4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進 1. 生きる力を育む教育・保育の充実 ・子育てしやすい環境づくり ・学校教育の充実 ・教育環境の充実 ・青少年の健全育成 2. 豊かなまちづくりを支える社会教育の推進 ・社会教育の推進 ・絵本のまちづくりの推進 ・人権の尊重 ・男女共同参画の推進 3. 歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実 ・歴史・文化遺跡の保存と活用 ・芸術文化活動の振興 ・生涯スポーツの振興 基本目標 5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり 1. 住民参加のまちづくりの推進 ・住民参加の推進 ・地域交流の推進 ・国際交流の推進 2. 健全な行財政運営の確保 ・住民サービスの向上 ・行財政運営の効率化
--	--

(2)第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	令和 2 年度～令和 6 年度
目指す町の将来像	暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現
重点プロジェクト (基本目標)	①女性が住みたいまちづくり ②地域の魅力を活かした住民主体のまちづくり ③ずっと住みたいまちづくり(交流から定住へ)
具体的施策	①女性が住みたいまちづくり 施策 1 女性の声を反映するまちづくり 女性まちづくりグループ等の育成・支援、町行政における女性の視点の反映、男女共同参画の推進 施策 2 出産・子育ての支援 不妊治療費の助成、3人目以降の出産奨励、子育てにおける経済的負担の軽減、子育てを楽しめる環境づくり、居場所・憩いの場の整備、出産・子育てを支援する医療体制の整備、障害児の子育ての支援、特別支援の充実 施策 3 仕事と家庭の両立の支援 家事や育児等の性別役割分担意識の解消、男女共同参画の推進、多様なニーズに対応する保育・療育サービスの充実、放課後児童の健全育成、町内企業・就労者におけるワーク・ライフ・バランスの促進 施策 4 地域の特色を活かした教育の充実 教育事業の充実、図書館サービスの充実、地域で子どもを育てる教育環境の整備、廃校・休校施設等の有効活用 ②地域の魅力を活かした住民主体のまちづくり 施策 1 住民参加のまちづくりの推進 ポータルランド流まちづくりの推進、住民参加ファシリテーターの養成(職員研修)、若者の地域参加の促進、住民主体の地域活動の促進 施策 2 地域資源を活用したまちの活性化 人と環境にやさしいまちづくりの推進(自転車利用促進、健康増進)、既存施設(資源)・空き家・遊休地・旧公共施設等を活用した交流や楽しみの場の創造、自然環境を活かしたまちづくり、地域資源を活用した教育・観光の推進 施策 3 住民だれもが安心して暮らせる環境整備 持続可能なまちづくりの検討、地域における生活基盤の整備(拠点・交通等)、地域・集落における多世代交流と助け合い・支え合いの促進、地域で高齢者・障害者を支える仕組みの構築、子どもの安全・安心を守る環境整備の推進、地域防災力と災害対応力の強化による災害に強い体制の構築

	③ずっと住みたいまちづくり(交流から定住へ) 施策 1 豊かな自然環境を活かした住みよいまちの発信 町の魅力の発信(紙媒体、SNS、インターネット動画、出前授業等)、農林業の情報提供支援、自然と共に暮らす町有田川のイメージ形成 施策 2 若年世代の移住・定住促進 若者が住みたいまちづくりの推進と住環境の整備、就職・就農フェアを通じた情報発信と町内就職の促進、空き家・遊休施設の有効活用、有田中央高校本校・清水分校との連携強化、関係人口の創出・拡大 施策 3 まちの魅力を体感できる観光 自然を活かした体験観光プログラムの開発、自転車での町めぐりによる魅力の発信、自然・歴史・文化による魅力の発信 施策 4 若者が夢を持てる農林業経営の確立と新規就業者の獲得 付加価値の高い農産物・加工販売物づくりの推進、農林業への新規参入のための環境整備(受け入れ地域の選定、参入指導、移住支援等)、農作物の地産地消、地産他消の活性化、木材利用の普及啓発、スマート農林業の推進 施策 5 起業・コミュニティビジネスの支援による新しい働く場の創造 遊休施設等を利用した起業の場の創造と整備、産官学の協働による複合的な産業や内発型産業の振興、地域課題に取り組むコミュニティビジネスの支援、商店街の空き店舗を活用した開業支援、地域産業支援コーディネーターの配置と養成
--	---

(3)新町まちづくり計画

計画期間	平成 18 年度～令和 7 年度
新町の将来像	有田川がつなぐ、人と自然、山とまち、交流が未来をつむぐ ・新町まちづくり将来イメージ図 新町まちづくり将来像イメージ図
新町の基本方針	(1)健やかで安らぎのある、心豊かなまち(保健・福祉・医療の充実) (2)地域の特性を活かし、多様な産業・交流機会のあるまち(産業振興・農山村整備) (3)自然と共生し、快適に暮らせるまち(生活環境整備・自然環境保全) (4)地域一体となり、新しい時代を創造するまち(都市・情報基盤整備) (5)ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち (教育・文化の充実、女性の社会参画) (6)住民参加と様々な交流により開かれたまち (連携・交流の促進、行政サービスの向上)
土地利用構想図	土地利用構想図

土地利用ゾーン	・市街地整備ゾーン JR 藤並駅や阪和自動車道有田 IC は、交通の結節点として、また都市的な施設が集中する地区として、都市交流の玄関機能の向上を図ります。 ・自然公園ゾーン 生石高原県立自然公園および高野龍神国定公園に含まれる地域は、有田川やその支流・渓谷など優れた山岳資源が豊富に存在するため、自然体験型観光及び自然環境保全の拠点としての整備を図ります。 ・市街地ゾーン 吉備町、金屋町の市街地を中心としつつ、清水町の中心部で構成し、交通の利便性等を活かした都市・住宅地としての環境整備を図ります。 ・農業系ゾーン 有田川下流部の平野部及び有田川沿いの農地で構成し、多彩な農業経営、農山村づくりを図ります。 ・自然系ゾーン 山地、中山間地域で構成し、自然環境の保全に努め、水源涵養など山林の持つ多面的機能を活かすとともに、観光資源としての活用を図ります。
---------	---

2-3.まちづくりの課題

まちの現状や都市計画の状況からみた特性の抽出や町民の意向（まちづくりアンケート調査）、そして、上位計画におけるまちづくりの方向性を踏まえ、都市計画に関連する内容にとどまらず、広くまちづくりの課題として6項目（人口・産業、土地利用・市街地整備、都市交通、都市環境、自然・歴史的環境・景観、安全・安心）に分け整理します。

(1)人口・産業に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○人口減少・少子高齢化社会の進展 ○労働人口の減少 ○6次産業化等、地域資源・特性を活かした新たな産業振興 【有田川町の現状】 ○総人口の減少が進む ○世帯数は増加、1世帯あたりの人員は減少し核家族化が進む ○少子高齢化が進む ○就業人口は、特に農業等の第1次産業の従事者が減少している ○大型商業施設の立地により、従来ある商店の衰退が進む 【法制度や上位関連計画】 ○集約拠点ネットワーク型のまちづくり（コンパクト・プラス・ネットワークの形成） ○交流による活力あるまちづくり ○魅力あふれる産業の振興 【町民意向】 ○「医療・福祉や教育施設等充実し、安心して子育てすることができ、高齢者・障がい者が暮らしやすいまち」、「買い物など日常生活が便利なまち」を望む ○「周辺の人口が減少し、来店数が少なくなっている」と感じている事業所が多い ○「各地域とも均等に整備を行い、地域格差が生じないようまちづくり」を望まれている
課題
■少子高齢化に対応した、子育てできる環境や若年世代に魅力ある定住・就業環境等安心して暮らせるまちづくりが必要です。 ■各地域の拠点における利便性の維持・向上を図る必要があります。 ■既存施設を活用しながら愛着のある地域で住み続けられるような、住民や来訪者が交流できる拠点の形成を図る必要があります。 ■有田川町の主産業である「有田みかん」、「ぶどう山椒」等の農業の担い手の育成や確保を進める必要があります。 ■地域の特性や消費者ニーズに応じた魅力ある地場産業の育成を進める必要があります。

(2)土地利用・市街地整備に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○少子高齢化に伴う空き家・空き店舗・空き地等の未利用地の増加(都市のスポンジ化・低密度化)への対応 ○生活様式、居住に求める価値観の多様化 ○環境保全に対する意識の高まり 【有田川町の現状】 ○吉備地域や金屋地域の市街地内やその縁辺部には、農用地区域に指定されている農地(果樹園)が多くみられる ○吉備地域を中心とした市街地内やその縁辺部への建物用地の増加、農用地の減少 ○吉備地域の有田・有田南インターチェンジ周辺や吉備金屋バイパス沿道に、商業施設や工場の立地等、開発が進む ○空き家率の上昇 【法制度や上位関連計画】 ○郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止 ○優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導 ○拠点形成による集約型の都市構造の構築(コンパクト・プラス・ネットワークの形成) 【町民意向】 ○「使われなくなった農地が増えている」、「放置され老朽化した空き家が増えている」、「手入れの行われていない山林や原野が増えている」と感じている ○「土地の利用の誘導・制限を考える必要がある」と感じている ○「各地域とも均等に整備を行い、地域格差が生じないようまちづくり」が望まれている ○「使われていない農地は、自家栽培を行いたい人に貸し出しを行うなど、レクリエーションの場として活用する」ことが望まれている ○「災害防止や水源地、生物の生息の場等として、健全な森林づくりと保全を進める」ことが望まれている ○「まちの拠点で人口が維持されると事業を展開しやすい」、「まちの拠点に事業所が集まると効率的に事業を展開しやすくなる」という意見が多い

課題
■持続可能なまちづくりを進めるため、各地域の拠点に、必要な生活機能を集約させる等コンパクトなまちづくりを進める必要があります。 ■良好な居住環境、操業環境、営農環境、自然環境を維持・保全するため、適切な土地利用規制・誘導が必要です。 ■適切な空き家の管理や活用が求められます。

(3)都市交通に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○少子高齢化に対応した公共交通の役割の見直し ○既存ストックの維持・長寿命化 【有田川町の現状】 ○有田川に沿うような形で東西方向に国道 480 号が通り、有田市、湯浅町等隣接市町や和歌山市を結ぶ国道 42 号が町の西側を通っており、これらを補完する形で、国道 371・424 号、県道 22 号をはじめとする 10 の県道が通っている ○高速道路は、阪和自動車と湯浅御坊道路が整備されている ○有田川町内には、藤並駅があり、一部特急も停車する ○有田川町内の主要地域を結ぶ路線バスの運行が行われている ○金屋・清水地域では、路線バスの補完として山間部を中心にコミュニティバスが運行されている 【法制度や上位関連計画】 ○交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり ○拠点をつなぐ交通網の形成による集約型の都市構造の構築(コンパクト・プラス・ネットワークの形成) 【町民意向】 ○お住まいの地域の「道路の整備」、「公共交通(鉄道、バス等)の充実」を望まれている ○「狭い道路の多い地区の道路整備」や「広域的な幹線道路の整備」が望まれている
課題
■各地域の拠点をつなぐ道路環境や公共交通機関の維持・充実を図りネットワークの形成を進める必要があります。 ■地域内の道路環境の改善が必要です。 ■道路構造物等の長寿命化や安全対策を図る必要があります。

(4)都市環境(公園・緑地、上・下水道、公共施設)に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○水害、地震等、災害に対する住民意識の高まり、防災機能の向上等、公園や緑地に求める機能・ニーズの変化 ○公園・緑地等のオープンスペースの重要性が再認識される ○公共施設の総合的な維持管理に関する計画の策定 【有田川町の現状】 ○4つの街区公園が都市計画決定され、うち2つが整備済である ○観光や交流を目的とした、有田川鉄道公園・鷲ヶ峰コスモパーク、スポーツを目的とした、明恵の里スポーツ公園、金屋テニス公園等がある ○自然公園として、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園がある ○都市計画区域を中心に公共下水道の整備が行われている ○公共下水道区域外は、農業集落排水施設整備や、合併処理浄化槽設置が行われている ○公共施設は、吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局周辺への立地が多い ○医療機関・福祉施設は、吉備・金屋地域の市街地に多くみられる 【法制度や上位関連計画】 ○都市内のみどりの保全・活用 ○自然を活かす快適な都市環境づくり ○河川と下水道等が体系化された総合的な雨水施設の整備を促進 ○今ある基盤施設を活かしながらの都市づくり ○公共施設等総合管理計画の策定 【町民意向】 ○「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」や「日常の憩いや散歩のための広場や公園、緑道等の整備」を望まれている ○「スポーツ・レクリエーション施設」や「診療所・病院」、「福祉施設」の充実が望まれている

課題
■住民や来訪者の憩いの場、防災機能を持つ公園や緑地の整備・維持管理が求められます。 ■優れた自然の風景地を持つ自然公園の自然保護と活用が必要です。 ■老朽水道管の更新や修繕等、施設整備を進める必要があります。 ■公共下水道及び農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽設置等を促進する必要があります。 ■河川の護岸整備等、治水対策を進める必要があります。 ■既存施設の有効活用と合理化を図るとともに、効率的・効果的な管理運営を進める必要があります。

(5)自然・歴史的環境・景観に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○景観づくりへの意識の高まり 【有田川町の現状】 ○あらぎ島や生石高原をはじめとする景観スポットがある ○神谷遺跡や岩坂観音崎山遺跡、宗祇屋敷跡等の史跡、藤並神社や田殿丹生神社、御霊神社、長樂寺等の寺院・神社がある 【法制度や上位関連計画】 ○自然、歴史文化等の地域個性あふれる都市づくり ○地域資源を活かした観光の創出 ○美しいまちなみの形成 【町民意向】 ○「森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す」、「田畑等、農地を残し田園風景を守る」ことが重要だと考えられている ○他のまちに誇れる有田川町の好きな場所、風景、特産品に「有田みかん」、「生石高原」、「あらぎ島」、「有田川」等をあげている
課題
■自然や歴史・文化に関する特徴ある地域資源の保全・活用を図る必要があります。 ■あらぎ島をはじめとする魅力的な景観の保全・活用を図る必要があります。

(6)安全・安心に関する課題

現況・計画の位置づけ等
【社会情勢】 ○水害、地震等、災害に対する住民意識の高まり ○高齢化社会への対応 【有田川町の現状】 ○有田川流域において、流域の広範囲で浸水が想定されている ○土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域も多数指定 ○令和2年の高齢化率は31.8%で今後も上昇することが見込まれる 【法制度や上位関連計画】 ○頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくり ○誰もが安心して生活できる都市空間づくり ○健康・医療・福祉との連携したまちづくり 【町民意向】 ○災害に対する備えとして「狭い道路の整備・解消」、「避難地・避難路の整備」、「土砂災害対策事業の充実」、「建物の不燃化・耐震化」を望まれている ○「災害の危険の少ない地域を中心にしたまちづくり」が望まれている ○「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備」、「夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備」が望まれている
課題
■防災基盤の整備や防災体制の確立を進める必要があります。 ■災害の危険性を考慮した土地利用の検討が必要です。 ■誰もが安心して生活ができるように公共空間の安全対策やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、健康・医療・福祉との連携したまちづくりを進める必要があります。

3章 まちの将来像

3-1.まちづくりの基本理念と目標

3-1-1.まちづくりの基本理念

有田川町都市計画マスタープランは、和歌山県が策定する「和歌山県都市計画区域マスタープラン」、有田川町が策定する「第2次有田川町長期総合計画」、「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の基本理念や将来像、目標等を実現するための都市計画分野における計画です。そのため、2章で整理した上位計画の理念、まちづくりの課題を踏まえながらまちづくりの基本理念を次のように設定します。

■上位計画(基本理念・基本目標)

○和歌山県都市計画区域マスタープラン(有田圏域)

- ・集約拠点ネットワーク型のまちづくり
- ・交流による活力あるまちづくり
- ・安全・安心な(南海トラフ地震等を見据えた)まちづくり
- ・環境共生のまちづくり
- ・ひと・コミュニティを育むまちづくり

○第2次有田川町長期総合計画

【目指す将来像】

～川が結び、川が育む、森とまち～

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

【まちづくりの基本目標】

- ①だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現
- ②地域の特性を活かした産業・観光の活性化
- ③自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備
- ④可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進
- ⑤住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり

○第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

【目指す町の将来像】

暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現

【重点プロジェクト(基本目標)】

- ①女性が住みたいまちづくり
- ②地域の魅力を活かした住民主体のまちづくり
- ③ずっと住みたいまちづくり(交流から定住へ)

○新町まちづくり計画

【新町の将来像】

有田川がつなぐ、人と自然、山とまち、
交流が未来をつむぐ

【新町の基本方針】

- ①健やかで安らぎのある、心豊かなまち
- ②地域の特性を活かし、多様な産業・交流機会のあるまち
- ③自然と共生し、快適に暮らせるまち
- ④地域一体となり、新しい時代を創造するまち
- ⑤ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち
- ⑥住民参加と様々な交流により開かれたまち

■まちづくりの課題

【人口・産業】

■子育てできる環境や若年世代に魅力ある定住・就業環境等、安心して暮らせるまちづくり

■各地域の拠点における利便性の維持・向上

■住民や来訪者が交流できる拠点の形成

■農業の担い手の育成や確保

■地場産業の育成

【土地利用・市街地整備】

■コンパクトなまちづくりの推進

■良好な居住環境、操業環境、営農環境、自然環境を維持・保全するための適切な土地利用規制・誘導

■適切な空き家の管理や活用

【都市交通】

■各地域の拠点をつなぐ道路環境や公共交通機関の維持・充実によるネットワークの形成

■地域内の道路環境の改善

■道路構造物等の長寿命化や安全対策の実施

【都市環境】

■防災機能を持つ公園や緑地の整備・維持管理

■自然公園の自然の保護と活用

■老朽水道管の更新や修繕等、施設整備の実施

■公共下水道及び農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽設置等を促進

■河川の護岸整備等、治水対策の実施

■既存施設の有効活用と合理化を図るとともに、効率的・効果的な管理運営

【自然・歴史的環境・景観】

■自然や歴史・文化に関する特徴ある地域資源の保全・活用

■あらぎ島をはじめとする魅力的な景観の保全・活用

【安全・安心】

■防災基盤の整備や防災体制の確立

■災害の危険性を考慮した土地利用の検討

■公共空間の安全対策やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

■健康・医療・福祉との連携したまちづくり

■まちづくりの基本理念

「有田川がつなぐ生活や産業が充実した安心して暮らし続けられるまち」

～人・自然・まちが紡ぐまちづくり～

有田川町は、まちを東西方向に横断する有田川を軸として、吉備・金屋・清水を結ぶ交通網や拠点が形成されています。今後も、有田川を媒介にして、地域の拠点の形成や交通ネットワークづくり、計画的な土地利用による生活基盤の充実、有田みかんやぶどう山椒をはじめとする農業等の産業基盤の充実、医療・福祉や防災対策の強化、地域資源を活かした観光の活性化、交流の促進等、人・自然・まちが紡ぐことにより安心して暮らし続けられるまちを目指します。

3-1-2.まちづくりの目標

まちづくりの基本理念「『有田川がつなぐ生活や産業が充実した安心して暮らし続けられるまち』～人・自然・まちが紡ぐまちづくり～」を実現するため、まちづくりの目標を次のように設定します。

目標1 安心して暮らせるまちの拠点やネットワークづくり

将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、各地域の拠点において、生活支援機能を集約・確保するとともに、既存施設等の地域の資源を活用した小さな拠点の形成、交通ネットワークの確保、また、保健・医療・福祉等が相互に連携強化した地域包括ケアシステムの充実に取り組み、子育て世代から高齢者が安心して暮らせるまちの拠点やネットワークづくりを目指します。

目標2 計画的な土地利用による快適なまちづくり

居住環境、操業環境、営農環境、それぞれの良好な環境を損ねることを防ぐため、都市計画制度や農業振興地域の枠組みを活用した適切な土地利用の規制・誘導による良好な環境の維持・保全に努めます。

また、町内でみられる空き家を、既存ストックとして地域の交流拠点やUIJターンを促進するために活用するとともに、近年の働き方改革や生活様式の変化で注目されている二地域居住の住居として活用することにも取り組みます。

目標3 地域資源を活かした産業・観光の活性化によるにぎわいのあるまちづくり

有田川町の主要産業である「有田みかん」、「ぶどう山椒」をはじめとする農業や林業において、後継者の育成や生産地の保全等とともにグリーンツーリズムによる都市農村交流を推進、商工業と連携した6次産業化等により活性化を図り、若い世代が夢を持って従事することのできる産業化を進めます。

また、「あらぎ島」・「生石高原」・「有田みかん」等の有田川町の持つ豊かな自然、名所・旧跡、特産物等の多様な地域資源を保全するとともに、活用した観光振興に努め、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

目標4 安全・安心に暮らせる都市基盤や防災体制づくり

南海トラフ地震等の巨大地震や想定を超える集中豪雨等による自然災害の発生した際の被害の軽減を図るため、森林や農地の保全、無秩序な開発の抑制等のもとより、災害リスクに配慮した土地利用の検討や、避難路・避難地として機能するように、道路や公共施設、公園等の都市基盤の適切な整備・維持管理、また、防災に対する情報周知や自助・共助・公助の連携強化等、安全・安心に暮らせる都市基盤や防災体制づくりに取り組みます。

目標5 住民や事業者等の参加による「みんなでつくる」まちづくり

地域の課題の解決や魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくりの活動に積極的に関わる人や各種団体を育てるとともに、まちづくりに関する情報の積極的な発信、まちづくりに参加する多様な機会の創出により、住民や地域団体、事業所等のさらなる参加を促進し「みんなでつくる」まちづくりを目指します。

3-2.まちの将来像

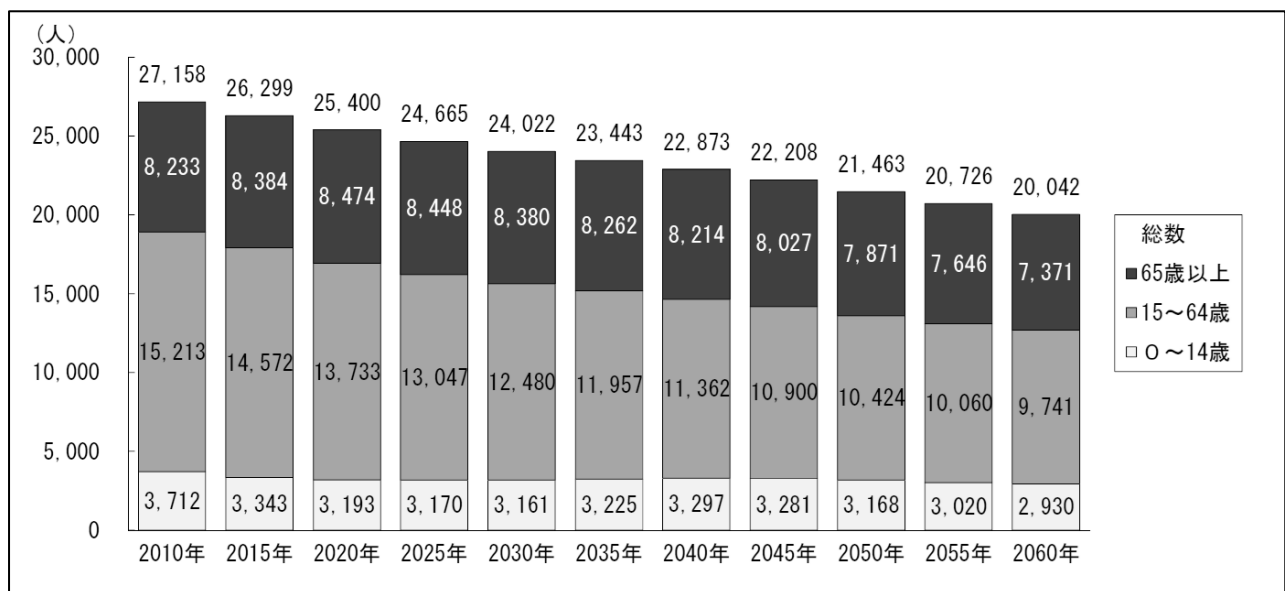
3-2-1.目標人口

町全体の人口は、令和 2 年（2020 年）の国勢調査によると 25,258 人であり、人口減少が続いています。

将来の人口予測については、「有田川町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」にて、町独自に将来推計が行われ、人口問題に取り組む各種施策の効果を見込み 2060 年に 20,000 人以上の人口規模を維持することを目標としています。

本計画の目標人口は、有田川町人口ビジョンにおける令和 22 年（2040 年）の将来推計人口 22,873 人を踏襲し、**令和 24 年度（2042 年度）22,800 人**を本計画の目標人口とします。

■将来の人口展望（有田川町人口ビジョンより）



3-2-2.将来都市構造

有田川町の将来都市構造は、将来の目標人口を前提として、有田川町に位置する公共施設や都市施設等の整備・配置の状況、交通網の状況、土地利用の状況、産業振興の状況、観光・レクリエーション資源の状況をもとに、和歌山県都市計画区域マスタープラン（有田圏域）、第 2 次有田川町長期総合計画等の上位計画等のまちづくりの方向性を踏まえ、将来都市構造を設定します。

(1)将来都市構造の方向性

有田川町は、和歌山県北部に位置し、特に吉備地域は、和歌山方面を結ぶ国道 42 号が通り、近年、阪和自動車道・湯浅御坊道路が 4 車線化する等、交通利便性の高い都市です。

また、みかんを中心とした豊富な農産物、あらぎ島、生石高原、鷲ヶ峰コスモスパーク、キャンプ施設、温泉施設、宿泊施設、藤並神社、長樂寺、神谷遺跡等の地域資源も豊富に有しており、これらの地域資源を有効に活用したまちづくりと、これらの資源が織り成す風景美の保全が望まれています。

今後、持続可能な発展を支えるために、子育て世帯等の将来を担う人達が定住できる環境の形成、地域産業の活性化、コミュニティの維持が求められ、少子・高齢社会に対応するため、まとまりのあるバランスのとれた市街地の形成が求められていることを踏まえ、下記 3 点の方向性を踏まえ、将来都市構造を設定します。

①拠点における生活機能の維持

有田川町は、各地域の旧来からの中心地に拠点が形成されていることから、各地域の中心部を拠点として、医療・福祉、商業、教育等の生活機能を拠点規模に応じて適正に配置し、拠点機能を維持していきます。

②交通ネットワーク形成による各地域の連携強化

幹線道路や公共交通等の交通ネットワークの形成により、各地域の連携強化を図り、各地域の良さを伸ばし、また、不足する機能を互いに補完することで各地域の持続的な成長と町域全体の発展に繋げていくものとしします。

③適正な土地利用誘導

土地利用については、便利で快適なまちづくりの形成、安全・安心な暮らしの形成、歴史・文化、自然環境保全の観点から土地利用誘導を図ります。

(2)将来都市構造(拠点・連携軸・ゾーン)

将来都市構造は、生活や都市、交通等としての機能の核とする「拠点」、道路と鉄道を中心とした「連携軸」、土地利用の現状等を踏まえ、特性の類似するまとまりのある地域を「ゾーン」とした３つの要素で構成します。

【拠点】

位置づけと方向性	
都市拠点	有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ、藤並駅、吉備庁舎周辺一帯を「都市拠点」と位置づけます。 有田川町の中心として、商業施設の充実、ホールや図書館、福祉センター等の公共施設、教育・医療等の多様な都市機能の充実と、有田川町の都市的拠点としてや魅力的な市街地の形成を図ります。
地域拠点	金屋庁舎周辺、清水行政局周辺を「地域拠点」と位置づけます。 地域の主要な拠点として、生活利便施設の維持と、地域間の連携強化により、生活機能の維持・向上を図ります。
交通拠点	有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ、藤並駅周辺を「交通拠点」と位置づけます。 有田川町の玄関口としてふさわしい機能の充実や交通利便性を活かした商業施設等の交通利便施設の充実を図ります。
工業拠点	工業施設の集積がみられる有田南インターチェンジ南側を「工業拠点」と位置づけます。 周辺の居住環境・営農環境・自然環境への配慮に努めながら、操業環境の向上を図ります。
観光・レクリエーション拠点	あらぎ島、生石高原、鷲ヶ峰コスモスパーク等の主要な景勝地、交流の拠点となる道の駅、有田川鉄道公園・鉄道交流館を「観光・レクリエーション拠点」と位置づけます。 特色のある地域資源を活かした拠点形成に取り組み、交流人口の拡大に取り組みます。

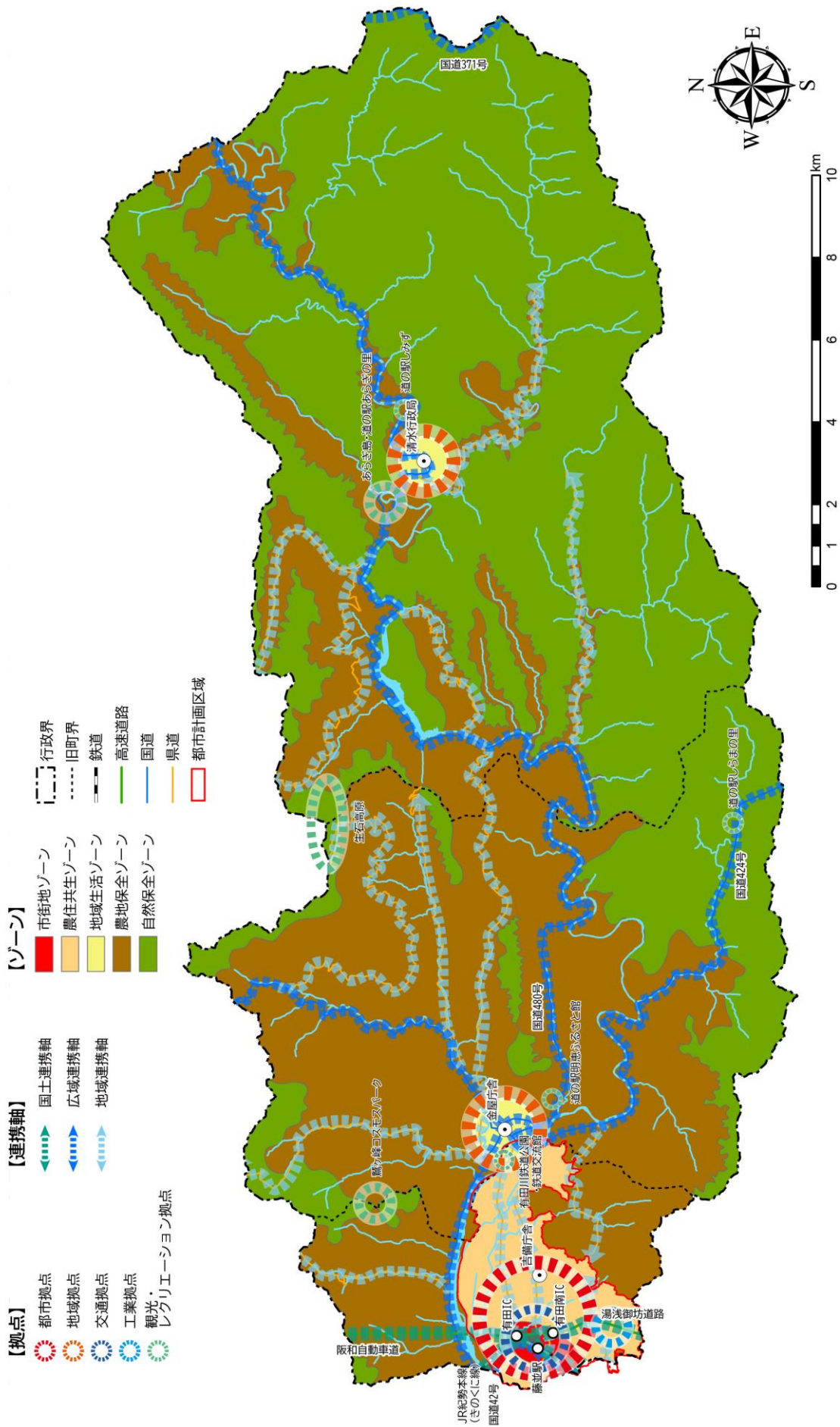
【連携軸】

位置づけと方向性	
国土連携軸	阪和自動車道、湯浅御坊道路、JR 紀勢本線を「国土連携軸」に位置づけます。 県庁所在地である和歌山市、紀南地域や大阪等の関西の他府県とのスムーズな連携を図ります。
広域連携軸	町内を通る国道 42 号、424 号、480 号、371 号を「広域連携軸」に位置づけます。 隣接市町や有田川町の各拠点をつなぐ、骨格となる軸として、連携強化を図ります。
地域連携軸	有田川町内を通る県道(主要地方道・一般県道)を「地域連携軸」に位置づけます。 広域連携軸を補完する軸として、町内外をつなぎ、地域間の連携強化や交流促進を図ります。

【ゾーン】

位置づけと方向性	
市街地ゾーン	有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ、藤並駅周辺を「市街地ゾーン」と位置づけます。 高速のインターチェンジや駅等に近い交通利便性を活かし、商業施設等の交通利便施設の充実を図ります。
農住共生ゾーン	従来から商業、医療・福祉、公共施設等が充実し、建物用地が比較的多くみられ、人口密度が高い吉備地域の平野部と、近年、建物用地が増加し、人口増加がみられる吉備金屋バイパス沿道や有田南インターチェンジの南側を「農住共生ゾーン」と位置づけます。 営農環境に配慮しつつ、商業、医療・福祉、公共施設等の生活関連施設や居住環境の充実に努めます。
地域生活ゾーン	地域の拠点として商業、医療・福祉、公共施設等が集積している金屋庁舎周辺、清水行政局周辺を「地域生活ゾーン」と位置づけます。 今後も、地域の拠点として、医療・福祉、公共施設等の維持に努めます。
農地保全ゾーン	果樹園等農地の広がる地域一帯を「農地保全ゾーン」と位置付けます。無秩序な宅地化を抑制しながら、集落機能の維持と営農環境の保全を図ります。
自然保全ゾーン	市街地の背景となる山林を「自然保全ゾーン」として位置付けます。 山林を保全することで、緑豊かな自然景観の維持に努めます。

■将来都市構造図



4章 分野別の整備方針

4-1.土地利用の方針

4-1-1.基本的な考え方

(1)計画的な土地利用による秩序あるまちづくり

人口減少、少子・高齢化社会が進む中で、空き家・空き地・耕作放棄地等の増加による、居住環境の悪化が懸念されます。将来にわたり町民が安心して快適に暮らし続けられるように、都市計画の枠組み（都市計画区域・用途地域・特定用途制限地域等）や農地の枠組み等（農業振興地域等）を基本としながら、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

都市計画の枠組み（都市計画区域・用途地域・特定用途制限地域等）は、今後の社会情勢の変化や開発動向等を勘案しながら、計画的な土地利用形成が行えるように、必要に応じて見直しを検討します。

激甚化する気象災害に備えて、河川氾濫時に、浸水が想定される水深が深い地区や土砂災害警戒区域・特別警戒区域（ハザードエリア）について、ハザードマップによる災害リスクの周知や避難訓練、自主防災組織の設立等のソフト整備による安全に避難できる体制を整えるとともに、災害リスクに配慮した土地利用を検討します。

(2)良好な生活環境の形成

各役場庁舎・行政局の周辺や有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ、藤並駅等の人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図り、地域の生活環境を維持するための土地利用や生活環境の形成を図ります。

また、都市計画区域内においては、用途地域・特定用途制限地域の指定により、無秩序な開発や地域の良好な環境形成にそぐわない土地利用を防止します。

(3)営農環境や自然環境の保全

日本で初めて、みかん栽培を生計の手段に発達させるとともに、持続可能な開発を可能にし、有田地域を日本一のみかん産地に発展させた持続的農業システム「有田みかんシステム」により、みかん栽培等の営農環境を継承させるとともに、山頂の雑木林の保全による、土壌の崩壊・侵食の防止や石積みの階段園によるみかん栽培により、雨水の流速を減速させる等、河川環境等の自然環境の維持・保全につなげます。

農地は、有田川町の基幹産業である「有田みかん」の栽培による振興を図るため、生産性の高い農地を農業振興地域等に指定し、保全を図ります。

また、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園等をはじめとする自然公園地域や有田川の水辺景観、あらぎ島の棚田等の豊かな自然景観・農業景観の保全を図ります。

■有田みかんシステム概要図



4-1-2.土地利用の配置と方針

(1)土地利用の区分と方針

土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、土地利用の考え方を整理します。

■土地利用の区分

土地利用区分	土地利用の方針
居住環境形成地	住宅地が形成されている地域を「居住環境形成地」に位置づけ、今ある良好な居住環境の維持・充実を図ります。
農住共生地	住宅地と農地が混在している地域を「農住共生地」に位置付け、無秩序な開発や地区の良好な環境形成にそぐわない土地利用を防止し、住宅地と農地が調和した土地利用を形成します。
産業共生地	住宅地と産業施設が混在している地域等を「産業共生地」に位置づけ、居住環境と地場産業の共生や周辺の農地環境との調和した土地利用を形成します。
専用工業地	産業団地等工場が集積している地域を「専用工業地」に位置付け、周辺の環境に配慮しながら、操業環境の維持・充実を図り、地場産業の活性化につなげます。
拠点商業地	藤並駅、有田インターチェンジ周辺を「拠点商業地」に位置づけ、交通利便性を活かした施設を適切に誘導します。 空き店舗や空き地等の未利用地については、所有者等と調整を図りながら、まちの中心的拠点として必要な施設の誘導を検討し、まちの活力の維持・向上に努めます。
沿道複合地	国道42号、県道22号(吉備金屋線、吉備金屋バイパス)沿道等を「沿道複合地」に位置づけ、周辺の居住環境や営農環境に配慮しながら、商業施設や生活利便施設、工場等の沿道立地に適した施設を誘導します。 空き店舗や空き地等の未利用地については、所有者等と調整を図りながら、身近な生活必需施設の誘導を検討し、生活利便性の向上に努めます。

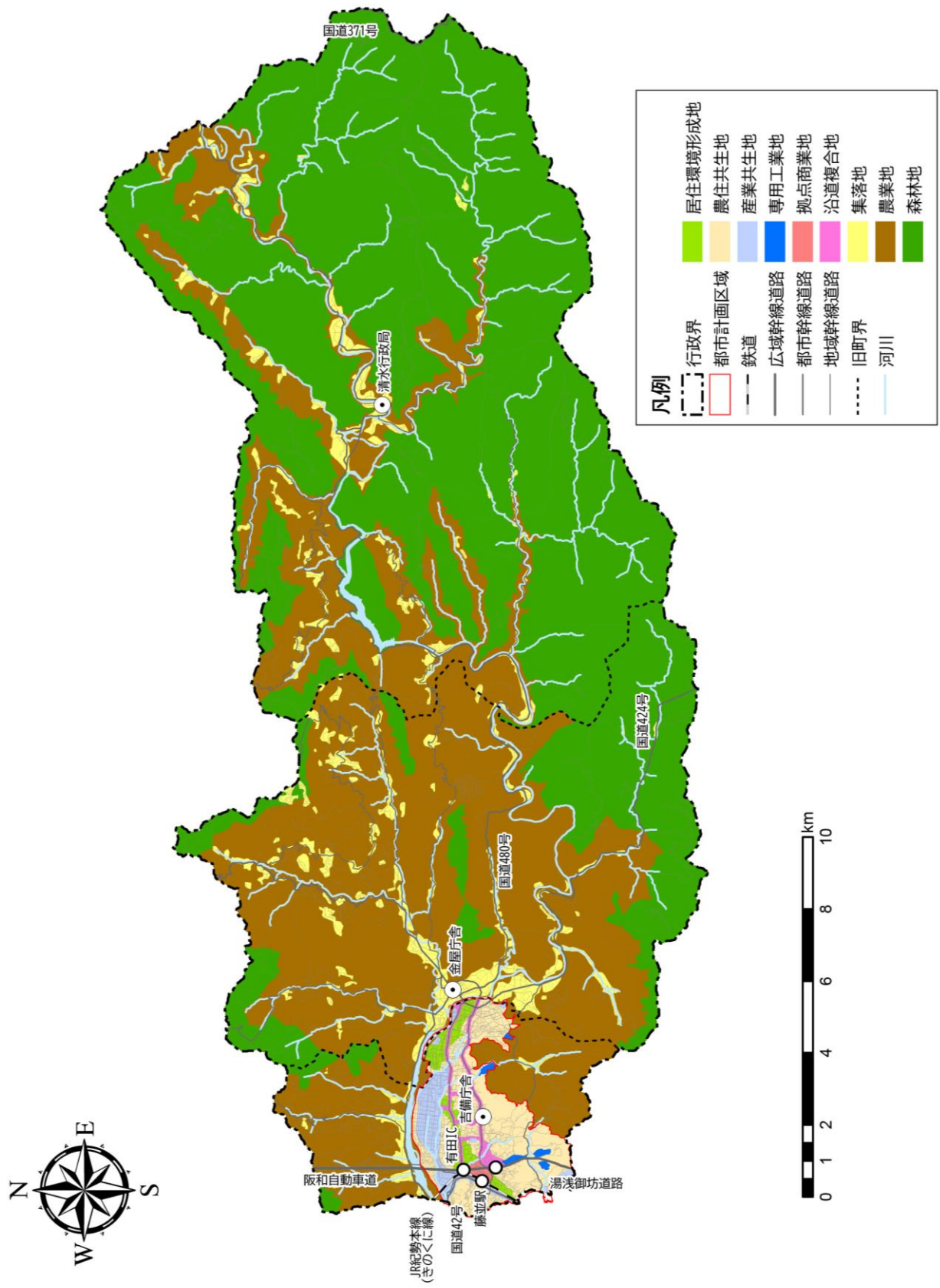
土地利用区分	土地利用の方針
集落地	地域拠点等の既存の集落地は、周辺の田園環境に合わない無秩序な開発を抑制し、生活道路の改善等の整備により、生活利便性の向上に努めます。 集落地の活性化のために、空き家を、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、利活用に努めます。
農業地	市街地の背景や丘陵地みられる果樹園等の農地を「農業地」に位置づけ、有田川町の基幹産業である「有田みかん」や「ぶどう山椒」の栽培による振興を図るため、生産性の高い農地や魅力ある景観として保全を図ります。 休耕地等の使われていない農地は、体験型農園に活用する等、農地機能を維持しながら、新たな交流を生み出す取り組みに活用します。
森林地	森林等の豊かな自然環境を有する地域を「森林地」に位置づけ、自然環境を有する地域として、水源涵養機能により、川の流量を安定させ、土砂災害防止等の防災機能を有していることや生物の生息の場として、健全な森林づくりや保全を行い森林の多面的な機能の活用を図ります。

(2)都市計画区域内における土地利用誘導

有田川町では、町の中でも開発動向が多く、建物の密集度が比較的高い吉備地域の市街地やその周辺に都市計画区域を指定しております。

都市計画区域内においては、国道 42 号沿道や藤並駅、有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ周辺等、拠点性の高いエリアについては、用途地域を基本とした土地利用誘導を図ります。その他の拠点性が低いエリアでは、用途地域の指定ではなく、特定用途制限地域により、農地等の自然環境と一体となった良好な環境の維持保全を図ります。

■土地利用の方針図



4-2.都市交通の方針

4-2-1.道路の整備方針

【基本的な考え方】

有田川町では、令和3年に阪和自動車道・湯浅御坊道路が4車線化され、広域的な道路網がさらに充実しました。今後は、生活環境の維持や地域間の連携の強化、災害時等の緊急交通路の確保のため、交通網の維持・充実に取り組み、都市拠点、地域拠点等の各拠点間の道路ネットワークを確保します。

また、国や県等の関係機関と協力しながら、道路交通基盤の計画的な整備や維持管理・長寿命化にも継続的に取り組みます。

【整備方針】

①広域幹線道路(阪和自動車道・湯浅御坊道路)の機能の維持・強化

阪和自動車道と湯浅御坊道路は、県庁所在地である和歌山市や大阪方面と田辺市等の紀南地域を結ぶ広域的な路線であり、今後も広域的な移動の基軸としての機能の維持・強化に努めます。

②国道42号・国道424号・国道480号の都市幹線道路の整備

国道42号、国道424号、国道480号は、近隣市町や有田川町内の都市拠点、各地域拠点を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、未改良区間の整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。

③県道(主要地方道・一般県道)等の地域間道路の整備

県道18号(海南金屋線)、県道22号(吉備金屋線・吉備金屋バイパス)をはじめとする主要地方道や一般県道等は、有田川町の都市拠点や各地域拠点と集落等を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、現道拡幅等、地域の実情に応じた必要な整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。

県道18号(海南金屋線)の(仮称)鏡石トンネルについては、関係機関と連携しながら整備を促進します。

④生活道路の整備

住宅地や市街地、集落地内の生活道路については、狭隘な道路の解消や歩道の整備等、地域の実情に応じた整備や道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図り、日常生活の利用や災害時における安全性の向上に努めます。

4-2-2.公共交通の整備方針

【基本的な考え方】

鉄道、路線バス等の公共交通については、産業、教育、福祉等の生活を支える社会基盤として、各機関が連携を図り、路線等の確保・維持・利便性向上に努め、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。

【方針】

①バス交通環境の確保・維持・利便性向上

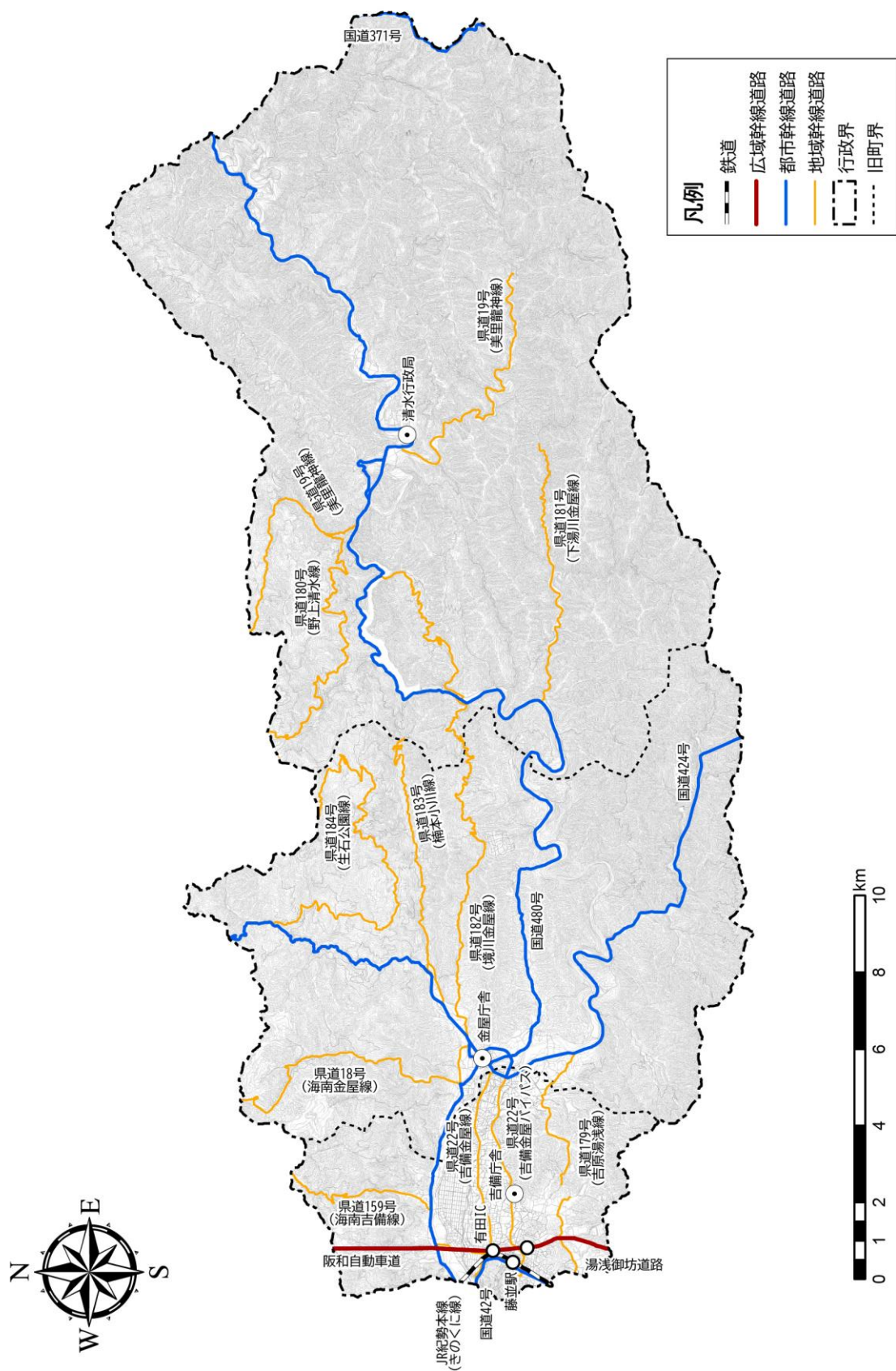
バス交通は、町民の生活や来訪者の活動を支える公共交通であり、特に通学者や高齢者等の車を運転されない方にとって、重要な移動手段となっていることから、住民のニーズに対応した路線バス及びコミュニティバスのダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。また、日常生活に必要な移動手段を確保できない住民に対し、事業者・関係機関と連携した交通手段の確保（デマンドタクシーやライドシェア等の検討）に取り組みます。

②鉄道交通環境の維持・充実

有田川町内にはJR 藤並駅があり、町内外への移動手段として、住民や来訪者の交通手段として役割を担っています。今後もJRと協力しながら、利便性の維持・充実を図ります。

また、JR藤並駅を中心とした公共交通ネットワークの形成と利便性の向上を促進します。

■都市交通の方針図



4-3.都市環境の方針

4-3-1.公園・緑地の整備方針

【基本的な考え方】

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションやコミュニケーションの場、災害の避難所、観光資源等、様々な役割を持った公共空間です。既存施設の適切な維持管理、新たな公園や緑地の整備を住民と連携して推進します。

【方針】

①防災公園の整備

常時に住民に親しまれる憩いの場、多目的なレクリエーションとして利用するため、多世代が集う居心地の良い都市公園として基本的な機能を確保しながら、また、大規模災害時には、広域避難地や救助活動拠点、応急仮設住宅用地等として活用できる防災公園の整備を推進します。

②都市計画公園等の整備

整備済の都市計画公園である庄児童公園、花の里児童公園は、町民のレクリエーションや憩いの場としての機能の維持管理に努めます。

未整備の都市計画公園については、見直しを含めた整備のあり方について検討します。

子育て環境や住民の交流の場として重要である身近な公園は、適切な維持管理に努めます。

③金屋テニス公園、明恵の里スポーツ公園、秋葉多目的スポーツ施設の整備

金屋テニス公園、明恵の里スポーツ公園、秋葉多目的スポーツ施設は、町内のスポーツ施設としての機能を維持するため、施設の適切な維持管理に努めます。

④花の里河川公園、田口川砂防公園、きび・千葉の森公園、桜の森公園、鷲ヶ峰コスモスパークの整備

花の里河川公園、田口川砂防公園、きび・千葉の森公園、桜の森公園、鷲ヶ峰コスモスパークは、豊かな自然環境を活かし、レクリエーションや憩いの場等として機能するように適切な維持管理に努めます。

⑤有田川鉄道公園の整備

有田川鉄道公園は、かつて町内を走っていた有田鉄道の往時の雰囲気を感じられる旧金屋口駅や鉄道車両・施設があり、町外からも来訪する施設です。今後も、公園内の展示物の修復等、保存会の方々と協力しながら整備を推進します。

⑥ポッポみちの整備

廃線となった有田鉄道線の跡地を整備し、JR 藤並駅から有田川鉄道公園まで全長 5.2 キロメートルあるポッポみちは、絵本作家がペイントを施した駅舎跡、様々な形をした絵本箱等があり、交流の場や写真スポットとして人気の施設となっています。ポッポみちにある魅力的な景観や施設の適切な維持管理に努めます。

⑦自然公園地域の保全

自然公園地域として指定されている高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園は、ブナ・ツガの自然林等の自然環境の保全を図るとともに、ススキ草原等の美しい景観の維持に努めます。

4-3-2.上・下水道の整備方針

【基本的な考え方】

上・下水道については、事業の健全経営や効率的な管理運営体制を進めながら、施設の整備や維持管理に取り組みます。

【方針】

①上水道の整備

安全な水道水の供給のため、浄水場の整備、老朽水道管の更新及び漏水調査と修繕を進めるとともに、水道未普及地域の解消に向け、施設整備を進めます。

②下水道の整備

地域の実情に応じた下水道処理施設の整備・更新・改築を計画的に推進します。公共下水道事業は、その必要性から污水対策の面整備に重点を置いて取り組みます。

下水道事業の経営効率化を目的とした、農業集落排水事業と公共下水道事業の統合を推進します。

公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進するため、啓発に努めるとともに、効率的な管理運営を推進します。

公共下水道事業や農業集落排水事業の区域外等を対象に、合併処理浄化槽設置を促進します。

4-3-3.河川の整備方針

【基本的な考え方】

河川は、本来有する保水機能や遊水機能を保全するとともに、河川の氾濫等による水害を未然に防止するため、流域全体の治水・利水・環境を考慮し、関係機関と連携しながら、河川の安全性を高める取り組みや親しみやすい河川環境づくりに取り組みます。

【方針】

①自然と調和した河川環境の整備

集中豪雨による災害を防ぐとともに住民の安全性を確保するため、関係機関と連携し、河床整備事業、河川改修整備事業の推進や堤防の改修工事、河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検に努めます。

有田川は、町内を東西に貫流する有田川町のシンボリックな河川であることから、安らぎと憩いの場としての環境整備を図るとともに、河川の改修にあたっては、生態系や親水性に配慮した多自然川づくりを推進し、人と自然が共存する河川整備を推進します。

4-3-4.その他施設の整備方針

【基本的な考え方】

その他の施設については、「有田川町公共施設等総合管理計画」等に基づき、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進します。

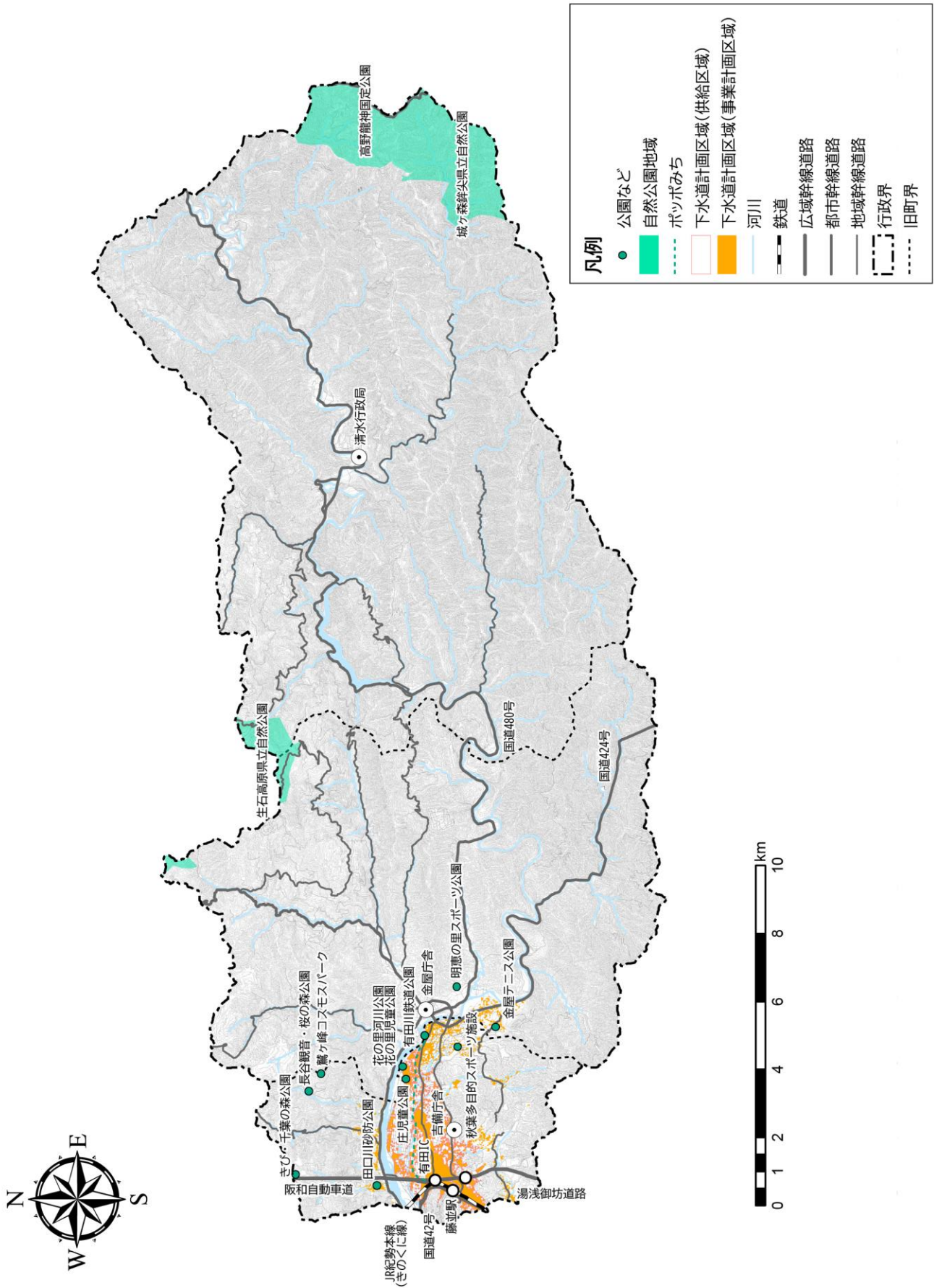
【方針】

①公共施設等の適切な整備と管理

有田川町内に今ある公共施設を維持・管理していく場合、更新費用増加することが見込まれるため、「有田川町公共施設等総合管理計画」等に基づき、長寿命化に向けた計画的な修繕や必要な施設の更新、配置・統廃合、広域的利用、需要の多い利用目的への転用等により、既存施設の有効活用と合理化を図るとともに、効率的・効果的な管理運営に努めます。

また、旧学校施設等を活用し、地域交流の拠点の整備を推進します。

■都市環境の方針図



4-4.市街地整備の方針

【基本的な考え方】

将来都市構造で位置付けた都市拠点、町内の中心として商業、福祉・医療、教育等の身近な住民サービス機能を有する施設を適切に配置し、地域内の道路整備や公共施設の整備等を推進し、様々な機能が集積された利便性が高く快適な地域の中心として機能の強化を図ります。地域拠点は、地域の主要拠点として、必要な生活支援機能の維持・充実等の基盤整備に努めます。また、今ある居住環境・営農環境等と調和した土地利用が行われるように都市計画制度の活用により適正な土地利用を推進します。

【方針】

①建築物が老朽化や密集した地域の整備

建築物の老朽化や密集し狭い道路が入り組んだ地域においては、道路・公園等の都市基盤の整備と建築物の耐震化を一体的に進めます。また、空き地等のオープンスペースを避難空地として確保する等、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

建築物が密集した地域の整備においては、秩序ある土地利用形成や地域の特徴を活かした良好な街並み形成を促進します。

②今ある居住環境・営農環境等と調和した市街地整備

開発動向がみられる地域においては、今ある居住環境・営農環境等と調和した一体的な土地利用が行われるように、用途地域や特定用途制限地域等、都市計画制度の活用を行い、適正な土地利用を推進します。

③空き家の対策

有田川町空家等対策計画に基づき、空き家の発生状況について現状把握を進め、適切な維持管理を促進します。

活用可能な空き家については、和歌山県の「わかやま空き家バンク」等を通して、移住希望者への情報提供を行い、空き家所有者と移住者のマッチングを行うことや地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、利活用に努めます。

倒壊の恐れがある危険な空き家については、除却費用の一部を助成する制度を活用し除却する等、住民と行政の協働による安全・安心で良好な生活環境の向上に努めます。

④移住・定住の推進

若年世代にとっても、魅力的な雇用環境や子育てしやすい環境づくり等、定住環境づくりを進めます。

後継者や若手の新規就農者への支援等により、農業の担い手を確保するとともに、移住・定住につなげていきます。

農林業を軸にした複業や二地域居住等、移住につながる新たな田舎暮らしの提案や移住・交流促進サイトや SNS を通じ、まちの魅力や地域住民の取り組み等、移住に繋がる情報発信にも取り組みます。

⑤公営住宅の維持・管理

町営の公営住宅については、老朽化した住宅や耐震補強が不可能な住宅を整理し、需要に応じたストック形成に努めます。

4-5.自然・歴史的環境の方針

【基本的な考え方】

高野山に源を発し最大の流域を有する有田川が町の中央部を西に蛇行しながら有田川が流れ、また、自然公園地域（高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園）や国有林、保安林等もみられ、豊かな自然資源を有しています。

これらの自然環境を、水源涵養機能や生物の生息の場として保全を図るとともに、自然と共生する魅力ある環境の形成に努め、観光資源としての活用も図ります。

また、有田川町の主要な産業である「有田みかん」の生産システムは、「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」として、日本農業遺産に認定されています。今後は、「農業遺産保全計画」に基づくシステムの保全・継承活動により、認定されたことを活かした地域振興に取り組むとともに、持続可能な開発に取り組みます。

高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、寺院・神社等の歴史的・文化資源も多く有していることから、今後も、豊かな自然環境と一体となった歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。

【方針】

①農地の維持・保全

まとまった農地やほ場整備等を行った優良農地では、生産性の高い農地として保全を図るため、農道や農業用水路の補修等の農業基盤の整備を図り、機能の長寿命化を図ります。

また、農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や ICT の活用等の支援を行います。

農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を促進するとともに、体験型農園に活用する等、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取り組みを推進します。

②森林の維持・保全

材木等の林産物の供給を含む森林は、今後も、作業の効率化と生産コストの低減等、林業生産基盤の充実のため、林道、作業道等の維持管理等の整備を推進します。

また、地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努め、森林の多面的利用の促進に努めます。

③「有田みかんシステム」による持続的農林業システムの保全・継承

日本で初めて、みかん栽培を生計の手段に発達させるとともに、持続可能な開発を可能にし、有田地域を日本一のみかん産地に発展させた持続的農業システム「有田みかんシステム」は、みかん栽培を継承させるとともに、山頂の雑木林の保全による、土壌の崩壊・侵食の防止や石積みの階段園によるみかん栽培により、雨水の流速を減速させる等、河川環境等の自然環境の維持・保全にもつながっています。今後も、「農業遺産保全計画」に基づくシステムの保全・継承活動により、みかん栽培の継承や維持・保全するとともに、認定されたことを活かした地域振興にも取り組み、持続可能な開発を進めます。

④水と緑のネットワークの形成

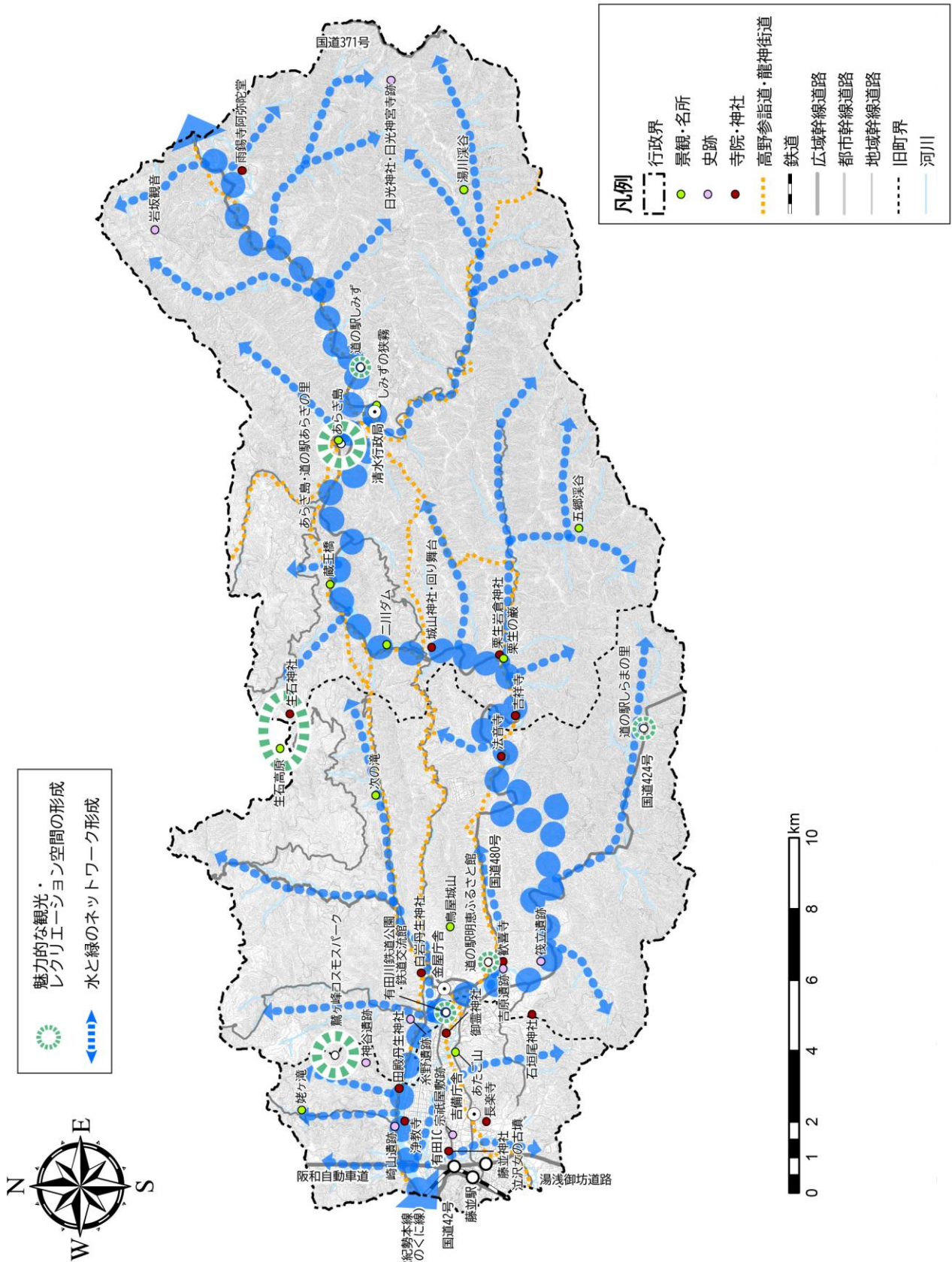
有田川とその支流は、多様な生物の生息地であるとともに、五郷溪谷、湯川溪谷、明恵峡、白馬溪谷等をはじめとする溪谷や銚子の滝、さがり滝、五段の滝、白馬の滝等の多数の滝、二川ダム等がみられ、町民が身近に水に触れ合うことのできる場であることから、自然環境に配慮しながら親水空間としての形成に努めるとともに、美しい景観・環境を維持することで観光資源としての活用に努めます。

有田川とその支流を軸として、あらぎ島や生石高原、鷲ヶ峰コスモスパーク等の主要な景勝地や交流の拠点となる道の駅、有田川鉄道公園・鉄道交流館等の観光・レクリエーション空間との連携を図り、水と緑のネットワークを形成します。

⑤歴史・文化の保全・活用

高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、長樂寺、白岩丹生神社、法音寺、吉祥寺、雨錫寺阿弥陀堂、岩倉神社等の寺院・神社等の歴史的・文化資源は、地域の資源として保存・継承するとともに、町民や観光客が訪れやすい環境整備に努めます。

■自然的・歴史的環境の方針図



4-6.安全・安心なまちづくりの方針

4-6-1.災害対策の方針

【基本的な考え方】

台風、集中豪雨等、異常気象による災害を防止するための治山治水対策、今後発生が予測されている南海トラフ地震を見据えた耐震化等を推進するとともに、防災拠点や避難路の整備等のハード整備に取り組み、また、防災体制の強化や防災情報の伝達、ハザードマップによる危険の周知、自主防災組織の設立等のソフト整備により、被害を軽減させる取り組みを進め、町全体の防災力を高めます。

【方針】

①河川・ため池整備による治水対策の推進

河川氾濫やため池崩壊による浸水被害を想定したハザードマップを踏まえ、関係機関と調整しながら、河川の整備、下水道の整備、ため池等の改修や点検による治水対策を推進します。

②砂防関係事業による治山対策の推進

土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険区域等、土砂災害の恐れのある区域については、関係機関と調整しながら、必要な砂防関係事業の実施を促進します。

③防災基盤の整備

大規模災害時には、広域避難地や救助活動拠点、応急仮設住宅用地等として活用できる防災公園の整備を推進するとともに、既存の防災拠点では、施設の安全性の確保とともに、災害時に備えた備蓄倉庫の設置等、救助体制の拡充に努めます。自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努め、防災体制の充実に努めます。

また、インターネットを活用したホームページへの災害情報等の掲載やエリアメールによる情報伝達等、住民へのあらゆる手段での情報伝達基盤の整備に努めます。

避難路では、建築物の耐震化やブロック塀の撤去の促進等、安全で迅速に避難できる機能の充実に努めます。

④防災体制の強化

住民の防災意識の向上と災害時の被害を軽減させるため、土砂災害・洪水・ため池等のハザードマップの配布や広報誌、ホームページを通して、災害危険箇所や避難所、避難経路等の防災情報の周知徹底に努めます。

自主防災組織等の設立に努め、避難訓練等、日常的な活動の中で地域の安全確保や自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。

町民が安全かつ迅速に避難できるよう、災害時の避難の際に支援が必要な方に対する避難支援や迅速な安否確認等を行うための避難行動要支援者名簿の作成と、避難行動要支援者名簿が災害時に迅速に活用できるように努めます。

4-6-2.生活環境の安全・安心づくりの方針

【基本的な考え方】

地域の安全を地域で守るまちづくりを進めるため、行政・事業者・住民等の連携により、交通安全対策や防犯対策等、日常の生活環境の安全性の確保を進めます。また、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、子育て世代から高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

【方針】

①生活環境の安全性確保

安全かつ円滑な道路交通を確保するため、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置等の交通安全設備の整備や段差の解消、障害物の除去等、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

交通安全対策として必要な施設の新設や老朽化した施設の更新及び改良等を計画的に進め、道路における安全性の確保を図ります。

住民や来訪者が安心して安全に過ごせるように、防犯対策として防犯灯や防犯カメラの設置を推進します。

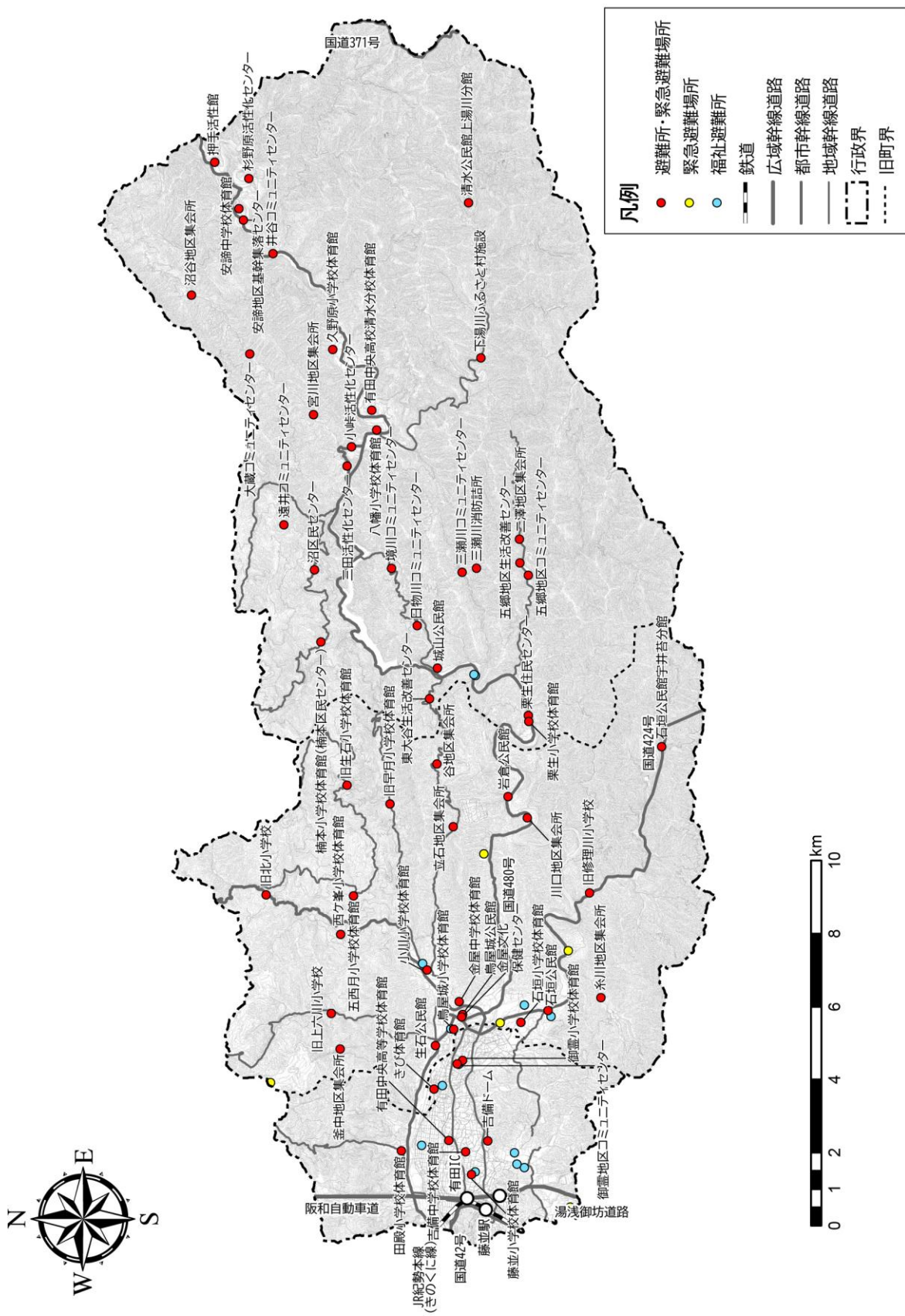
②誰もが安心して暮らせるまちづくり

公共施設や道路整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、子どもや高齢者、体の不自由な方々等、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

医療、高齢者福祉については、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援・介護予防等、高齢者の生活全般にわたる生活支援の体制を包括的に整えていく必要があるため、施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況等の観点から、地域包括ケアシステムを充実させ、自分が希望する住み慣れた地域で暮らすことのできる体制の整備を進めます。

子どもを産み育てやすい環境を持続的に確保するため、都市拠点や地域拠点への子育て支援施設の適切な配置等、子育て支援策と一体的な取り組みに努めます。

■安全・安心なまちづくりの方針図



4-7.景観形成に関する方針

【基本的な考え方】

有田川町の景観は、緑なす紀伊山地や長峰山脈、白馬山脈の山々、変化に富んだ有田川とその支流により骨格が形成されています。有田川町では、有田川流域の独特の地形に造成された棚田や段々畑等、美しい農林業の景観が保たれ、その中に点在する集落や市街地の落ちついたたたずまい、歴史的文化遺産等が一体となって、有田川町らしい景観が形づくられています。

人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承された有田川町らしい良好な景観を保全、創造、次世代に引き継ぐため、有田川町景観計画に基づき、行政、町民、事業者及び来訪者が協働し、有田川町らしい良好な景観の形成を図っていくものとします。

【方針】

①開発行為や屋外広告物の適切な誘導

美しい自然景観を保全するため、都市計画区域内においては、用途地域や特定用途制限地域等による土地利用や建築物の規制・誘導、また、大規模な土地の改変を生じさせる行為については、その計画を事前に確認し、周辺の自然景観と調和するよう適正な誘導を図ります。また、幹線道路沿道等に設置される屋外広告物についても良好な景観の形成に寄与するよう、適正な誘導を図ります。

②農の景観の形成

有田川町の魅力であるみかん畑や棚田等の農の景観を維持・継承していくため、農林業の振興や地域振興・地域おこしに関する様々な取り組みと連携しながら、総合的な景観施策を検討し、有田川町にふさわしい景観づくりを推進します。また、住民との協働による地域に根ざした景観づくりを推進します。

③景観の魅力の内外への発信

農の景観等、暮らしを取り巻く景観の魅力は、時代や地域社会によって日々変化する景観であるため、その価値に町民自身が気付かなければ、失われる可能性がある景観です。

そのため、農の景観等暮らしを取り巻く景観の魅力を多くの町民に伝えていく取り組み等を通じて、景観に対する町民意識の高揚を図ります。また、他にはない魅力ある景観を町外に広く発信し、観光の振興や交流人口の増加を図ります。

④蘭島(あらぎ島)景観重要地域の景観形成

景観重要地域に指定されている蘭島(あらぎ島)は、建築物等の景観誘導だけでなく、重要文化的景観の選定制度等と連携しながら、自然地形に沿った土地利用の継続や多様な動植物が棲息生育する環境の保全等による農村景観の一体性の継承と自然環境の保全、景観の重要な構成要素である農地と水路系統の保全、伝統的家屋の保全・活用による生活・生業の維持と重要な構成要素の保全、伝統・文化・風習の保全と継承、住民、行政、各種団体、専門家等の協働による運営体制の整備、地域活性化の実現、災害への防備、公共事業を実施にあつた良好な景観形成の先導的な役割を果たせるよう関係機関との連携を図ります。

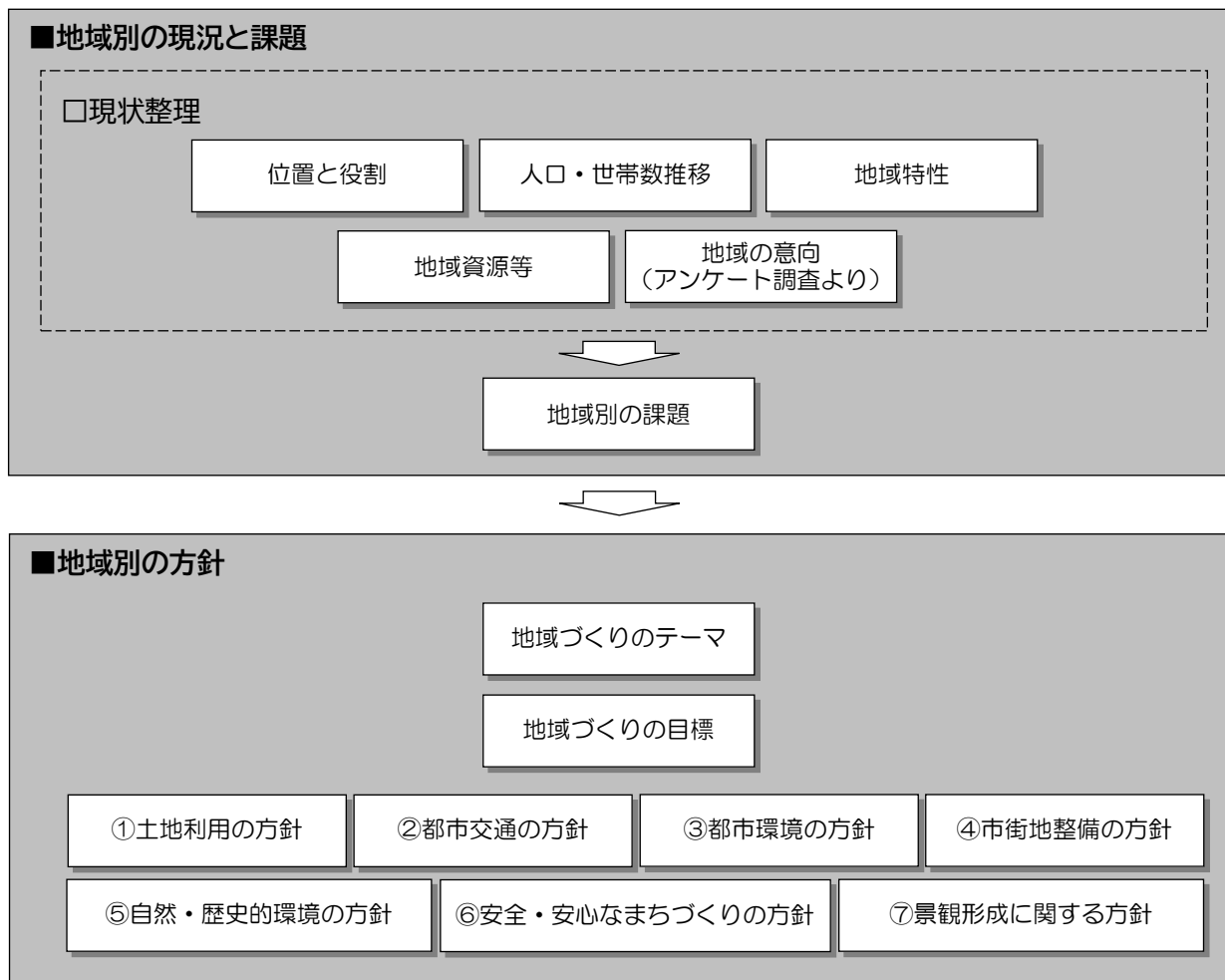
5章 地域別構想

5-1.地域別構想

5-1-1.地域別構想の構成

地域別構想は、町全体のまちづくりの方針である全体構想を基本とし、地域の特性を踏まえながら、地域ごとのまちづくりの方針（目標・指針）を示すものです。

■地域別構想の構成



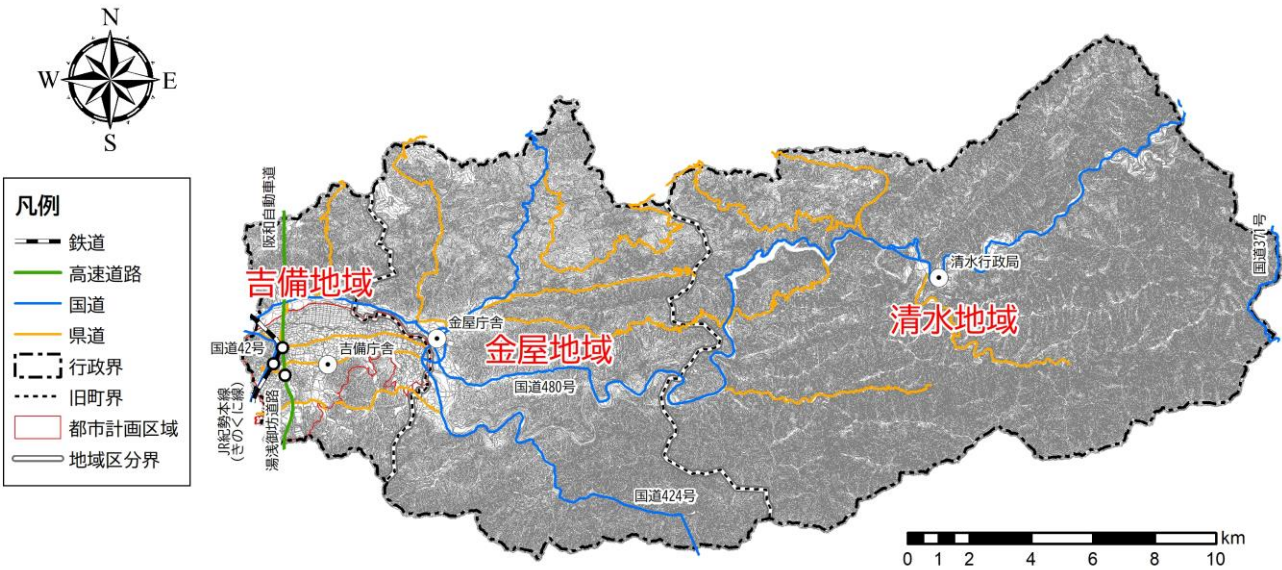
5-1-2.地域区分

地域別構想における地域区分は、合併の経緯等、有田川町の歴史的なつながりや生活圏（小学校校区）等を踏まえ、3 地域（吉備地域、金屋地域、清水地域）に区分します。

町沿革

1889 年 (明治 22 年)	1955 年 (昭和 30 年)	1959 年 (昭和 34 年)	2006 年 (平成 18 年)
藤並村	吉備町	吉備町	有田川町
田殿村			
御霊村			
石垣村	金屋町	金屋町	
鳥屋城村			
五西月村			
生石村			
岩倉村	岩倉村	清水町	
城山村	清水町		
八幡村			
安諦村			
五村	五村		

地域区分図



5-2.地域別の方針

5-2-1.吉備地域

(1)吉備地域の現況と課題

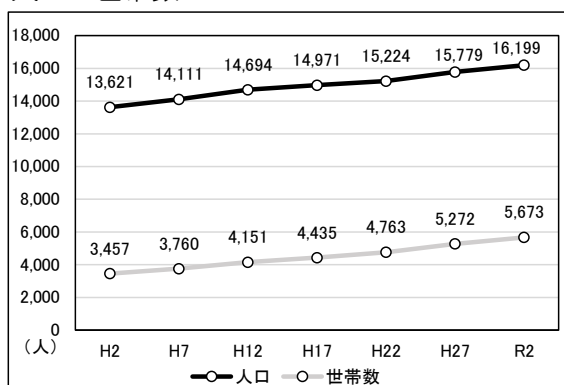
○位置と役割

- ・有田川町の西部に位置しています。
- ・役場、学校、医療・福祉施設等の公共公益施設や商業施設が集積し、有田川町の中心となる地域です。
- ・地域の南北に国道 42 号、東西に国道 480 号、県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）が通り、町内の他地域や有田市、湯浅町等をつないでいます。
- ・JR 藤並駅や有田インターチェンジ、有田南インターチェンジがあり、交通の要衝としての機能をもつ地域です。

○人口・世帯数

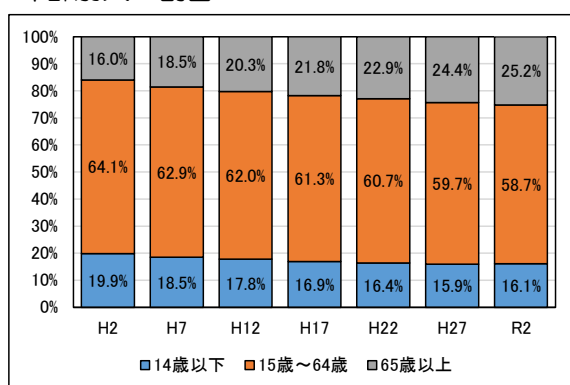
- ・地域全体の人口・世帯数は増加傾向で、1 世帯当たりの人員（令和 2 年）は、約 2.9 人となっております。
- ・年齢別の人口割合（令和 2 年）は、14 歳以下が 16.1%、15～64 歳が 58.7%、65 歳以上が 25.2%となっており、65 歳以上の割合は、町全体（33.0%）より低く、14 歳以下の割合は、町全体（13.0%）よりやや高くなっております。
- ・吉備庁舎周辺の地区を中心に、人口が増加しております。

■人口・世帯数



資料:国勢調査

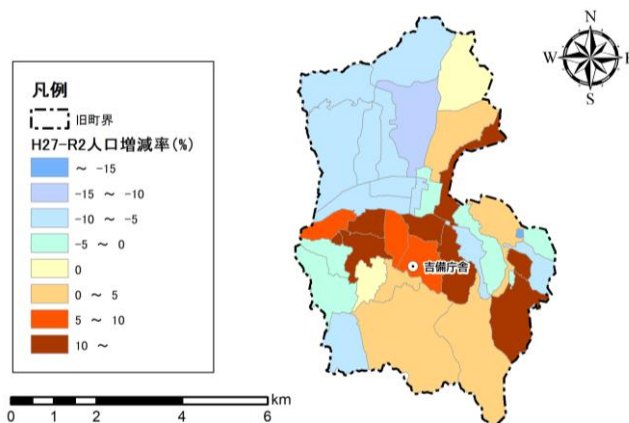
■年齢別人口割合



※年齢不詳は除く

資料:国勢調査

■地区別の人口増減率



○地域特性

【道路・交通】

- ・広域幹線道路として、阪和自動車道、湯浅御坊道路が南北に通り、有田インターチェンジ、有田南インターチェンジを有しています。
- ・都市幹線道路として、国道 42 号が地域の西側を南北に、国道 480 号が地域の有田川の北岸を東西に通る等、地域間の移動の骨格となっています。
- ・地域幹線道路として、県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）、県道 159 号（海南吉備線）、県道 179 号（吉原湯浅線）をはじめとする主要地方道や一般県道等が通り、地域内の移動の骨格となっています。
- ・公共交通機関として、JR 紀勢本線（きのくに線）が通り、JR 藤並駅があり、路線バスは、主に県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）に沿って運行されています。
- ・都市計画道路として、高規格道路海南吉備線（阪和自動車道）、一般国道 42 号湯浅御坊道路、吉備金屋バイパス線が都市計画決定されており、整備済みとなっております。

【土地利用】

- ・有田川より南側の地区を中心に都市計画区域に指定されています。
- ・JR 藤並駅周辺や有田インターチェンジ、有田南インターチェンジ周辺、国道 42 号沿道等の拠点性の高いエリアには、用途地域（近隣商業地域・準工業地域）が指定されています。
- ・拠点性の高いエリアの周辺エリアにおいては、特定用途制限地域が指定されています。
- ・国道 42 号や県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）の沿道を中心に市街地が形成されています。
- ・市街地内においては、農地（果樹園）と住宅が共存しております。
- ・有田南インターチェンジ南側には産業団地があり、工場等の集積がみられます。
- ・公共施設（有田川町地域交流センター、きびドーム等）は、市街地内に点在しております。
- ・国道 42 号や県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）の沿道を中心に、商店やスーパー、ドラッグストア等の商業施設や銀行、医療施設がみられます。
- ・国道 480 号沿いには、集落地が形成されています。
- ・用途地域が指定されている地区以外の主な農地には農用地区域が指定されています。

【都市施設】

- ・街区公園 4 か所が都市計画決定されており、そのうち 2 か所（庄児童公園・花の里児童公園）が開設済みとなっております。
- ・下水道は、都市計画区域内を中心に、公共下水道事業による整備が進められています。
- ・公共下水道施設として、吉備浄化センターが都市計画決定されています。
- ・供給処理施設として、有田周辺広域圏事務組合環境衛生センターが都市計画決定されています。
- ・その他都市施設として、有田川町地域交流センターが都市計画決定されています。

○地域資源

公共施設	有田川町役場吉備庁舎、有田川町消防本部・吉備金屋消防署、藤並公民館、田殿公民館、御霊公民館、きび体育館、秋葉多目的スポーツ施設、有田川町地域交流センター[ALEC(アレック)]、ちいさな駅美術館、きびドーム 等
教育・保育施設	こども総合センター、藤並保育所、きび森の保育園、コスモス保育園、藤並小学校、田殿小学校、御霊小学校、吉備中学校、有田中央高等学校 等
観光資源等	姥ヶ滝、あたご山、花の里河川公園、田口川砂防公園、きび・千葉の森公園、桜の森公園、鷲ヶ峰コスモスパーク、有田川鉄道公園・鉄道交流館、神谷遺跡、崎山遺跡、宗祇屋敷跡、長谷観音、浄教寺、長樂寺、田殿丹生神社、藤並神社、御霊神社、おおたにのゆ、千葉フルーツパーク、きびふれあい農園、ファーマーズマーケットどんどん広場 等

○地域の意向

将来イメージ	・医療・福祉や教育施設等充実し、安心して子育てすることができ、高齢者・障がい者が暮らしやすいまち ・買い物など日常生活が便利なまち ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域 ・魅力ある観光・レクリエーション地が豊富な地域
お住いの地域で特に望まれていること	・道路の整備 ・防火・防災対策 ・公園・緑地の整備 ・自然環境や景観の保全
土地利用の課題について	・使われなくなった農地が増えている ・放置され老朽化した空き家(空き店舗・工場を含む)が増えている ・手入れの行われていない山林や原野が増えている
道路・交通の整備について	・夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備 ・歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備(歩道の設置等) ・狭い道路の多い地区の道路整備
必要な施設や機能	・日常生活に必要な店舗・サービス施設 ・病院や診療所などの医療施設 ・老人福祉センターなどの高齢者向け施設
公園や緑地の整備について	・日常の憩いや散歩のための広場や公園、緑道等の整備 ・身近な広場や公園の改修 ・都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備
災害に対する備えについて	・避難地・避難路の整備 ・狭い道路の整備・解消 ・建築物の不燃化・耐震化
景観への取り組みについて	・森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す ・田畑等、農地(果樹園含む)を残し田園風景を守る ・歩道等の電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする

○地域の課題

- ・有田川町の中心地域として、商業施設の充実、ホールや図書館、福祉センター等の公共施設、教育・医療等の多様な都市機能の充実を図る必要があります。
- ・都市計画区域内の吉備庁舎周辺や国道 42 号、県道 18 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）等の主要道路沿道とその周囲において、商業施設、住宅地等の開発動向がみられ、無秩序な開発や農地の減少が懸念されます。良好な居住環境・操業環境・営農環境等を保全するため、適切な土地利用誘導が必要です。
- ・みかん栽培の維持・保全と継承による農の景観形成に向けた取り組みが必要です。
- ・鷲ヶ峰コスモスパーク等の主要な景勝地や宗祇屋敷跡、浄教寺、長樂寺等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる有田川鉄道公園・鉄道交流館等、特色のある地域資源を活かし交流人口の拡大に取り組む必要があります。
- ・有田川の氾濫時、地域の平野部を中心に広範囲で浸水が想定されており、防災公園をはじめとする防災基盤の整備等の対策が必要です。

(2)地域づくりのテーマと目標

○地域づくりのテーマ

**都市機能と農業基盤が充実した
安心して暮らし続けられるまちづくり**

○地域づくりの目標

- ・有田川町の中心地域として、商業施設やホール、図書館、福祉センター等の公共施設、教育・医療等の多様な都市機能の充実を目指すとともに、防災公園の整備等、防災基盤の充実による、安心して暮らせる続けられる地域づくりを目指します。
- ・都市計画区域内においては、用途地域、特定用途制限地域を活用し、居住環境や操業環境を確保しながら、みかん畑をはじめとする農地等の自然環境と一体となった良好な環境の維持保全を図ります。
- ・鷲ヶ峰コスモスパーク等の主要な景勝地や宗祇屋敷跡、浄教寺、長樂寺等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる有田川鉄道公園・鉄道交流館等、特色のある地域資源が連携することにより、観光振興をはじめとする交流人口の拡大に取り組みます。

(3)吉備地域の方針

○土地利用の方針

- ・住宅地が主に形成されている居住環境形成地では、今ある良好な居住環境の維持・充実を図ります。
- ・住宅地と農地が混在している農住共生地では、無秩序な開発や地区の良好な環境形成にそぐわない土地利用を防止し、住宅地と農地が調和した土地利用を誘導します。
- ・有田川南岸にみられる住宅地と工場が混在している産業共生地では、居住環境と地場産業の共生や周辺の農地環境との調和した土地利用を誘導します。
- ・有田南インターチェンジ南側にある産業団地は、周辺の環境に配慮しながら、操業環境の維持・充実を図り、地場産業の活性化につなげます。
- ・藤並駅、有田インターチェンジ周辺の拠点商業地は、交通利便性を活かした施設を適切に誘導します。空き店舗や空き地等の未利用地については、所有者等と調整を図りながら、まちの中心的拠点として必要な施設の誘導を検討し、まちの活力の維持・向上に努めます。
- ・国道 42 号、県道 22 号（吉備金屋線、吉備金屋バイパス）沿道等の沿道複合地は、周辺の居住環境や営農環境に配慮しながら、商業施設や生活利便施設、工場等の沿道立地に適した施設を誘導します。空き店舗や空き地等の未利用地については、所有者等と調整を図りながら、身近な生活必需施設の誘導を検討し、生活利便性の向上に努めます。
- ・都市計画区域外の集落地においては、周辺の田園環境に合わない無秩序な開発を抑制し、生活道路の改善等の整備により、生活利便性の向上に努めます。
- ・市街地の背景や丘陵地みられる都市計画区域外の農業地は、有田川町の基幹産業である「有田みかん」等の栽培による振興を図るため、生産性の高い農地や魅力ある景観として保全を図ります。休耕地等の使われていない農地は、体験型農園に活用する等、農地機能を維持しながら、新たな交流を生み出す取り組みに活用します。

- ・有田川の氾濫時に、平野部を中心とした浸水が想定される水深が深い地区や土砂災害警戒区域・特別警戒区域（ハザードエリア）について、ハザードマップによる災害リスクの周知や避難訓練、自主防災組織の設立等のソフト整備による安全に避難できる体制を整えるとともに、災害リスクに配慮した土地利用を検討します。

○都市交通の方針

- ・国道 42 号、国道 480 号等の都市幹線道路は、関係機関と調整しながら、未改良区間の整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・県道 22 号（吉備金屋線・吉備金屋バイパス）、県道 159 号（海南吉備線）、県道 179 号（吉原湯浅線）をはじめとする主要地方道や一般県道等は、有田川町の都市拠点や各地域拠点と集落等を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、現道拡幅等、地域の実情に応じた必要な整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・住宅地や市街地、集落地内の生活道路については、狭隘な道路の解消や歩道の整備等、地域の実情に応じた整備や道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図り、日常生活の利用や災害時における安全性の向上に努めます。
- ・路線バスについては、ダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。
- ・JR藤並駅を中心とした公共交通ネットワークの形成と利便性の向上を促進します。

○都市環境の方針

- ・常時に住民に親しまれる憩いの場、多目的なレクリエーションとして利用するため、多世代が集う居心地の良い都市公園として基本的な機能を確保しながら、また、大規模災害時には、広域避難地や救助活動拠点、応急仮設住宅用地等として活用できる防災公園の整備を推進します。
- ・整備済の都市計画公園である庄児童公園、花の里児童公園は、町民のレクリエーションや憩いの場としての機能の維持管理に努めます。
- ・未整備の都市計画公園については、見直しを含めた整備のあり方について検討します。
- ・子育て環境や住民の交流の場として重要な身近な公園は、適切な維持管理に努めます。
- ・秋葉多目的スポーツ施設は、町内のスポーツ施設としての機能を維持するため、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・花の里河川公園、田口川砂防公園、きび・千葉の森公園、桜の森公園、鷲ヶ峰コスモスパークは、豊かな自然環境を活かし、レクリエーションや憩いの場等として機能するように適切な維持管理に努めます。
- ・有田川鉄道公園は、かつて町内を走っていた有田鉄道の往時の雰囲気を感じられる旧金屋口駅や鉄道車両・施設があり、また、町外からも来訪する施設であることから、今後も、公園内の展示物の修復等、保存会の方々と協力しながら整備を推進します。
- ・ポッポみちにある魅力的な景観や駅舎跡等の施設の適切な維持管理に努めます。
- ・公共下水道の対象の地域においては、接続を促進するため、啓発に努めるとともに、効率的な管理運営を推進します。
- ・公共下水道事業の区域外を対象に、合併処理浄化槽設置を促進します。
- ・集中豪雨による災害を防ぐとともに住民の安全性を確保するため、関係機関と連携し、河床整備事業、河川改修整備事業の推進や堤防の改修工事、河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検に努めます。

- ・有田川は、町内を東西に貫流する有田川町のシンボリックな河川であることから、安らぎと憩いの場としての環境整備を図るとともに、自然環境に配慮した河川整備により、人と自然が共存する河川整備を推進します。

○市街地整備の方針

- ・建築物の老朽化や密集し狭い道路が入り組んだ地域においては、道路・公園等の都市基盤の整備と建築物の耐震化を一体的に進めるとともに、空き地等のオープンスペースを避難空地として確保する等、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・都市計画区域内等、開発動向がみられる地域においては、今ある居住環境・営農環境等と調和した一体的な土地利用が行われるように、用途地域や特定用途制限地域等、都市計画制度の活用を行い、適正な土地利用を推進します。
- ・活用可能な空き家については、移住希望者への情報提供を行い、空き家所有者と移住者のマッチングを行うことや地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、空き家の利活用に努めます。
- ・倒壊の恐れがある危険な空き家については、除却費用の一部を助成する制度を活用し除却する等、住民と行政の協働による安全・安心で良好な生活環境の向上に努めます。

○自然・歴史的環境の方針

- ・まとまった農地やほ場整備等を行った優良農地では、生産性の高い農地として保全を図るため、農道や農業用水路の補修等の農業基盤の整備を図り、機能の長寿命化を図ります。
- ・農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や ICT の活用等の支援を行います。
- ・農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を促進するとともに、体験型農園に活用する等、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取り組みを推進します。
- ・「農業遺産保全計画」に基づく「有田みかんシステム」の保全・継承活動により、みかん栽培の継承や維持・保全するとともに、認定されたことを活かした地域振興にも取り組み、持続可能な開発を進めます。
- ・有田川とその支流や、姥ヶ滝等を、自然環境に配慮しながら親水空間としての形成に努めるとともに、美しい景観・環境を維持することで町民が身近に水に触れ合うことのできる場や、観光資源としての活用にも努めます。
- ・鷲ヶ峰コスモスパーク等の主要な景勝地や交流の拠点となる有田川鉄道公園・鉄道交流館等の観光・レクリエーション空間との連携を図り、水とみどりのネットワークを形成します。
- ・高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、宗祇屋敷跡、浄教寺、長樂寺等をはじめとする歴史的・文化資源は、保存・継承するとともに、町民や観光客が訪れやすい環境整備に努めます。

○安全・安心なまちづくりの方針

- ・河川氾濫やため池崩壊による浸水被害を想定したハザードマップを踏まえ、関係機関と調整しながら、河川の整備、下水道の整備、ため池等の改修や点検による治水対策を推進します。
- ・谷あいの山地等にみられる土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険区域等、土砂災害の恐れのある区域については、関係機関と調整しながら、必要な砂防関係事業の実施を促進します。

- ・大規模災害時には、広域避難地や救助活動拠点、応急仮設住宅用地等として活用できる防災公園の整備を推進します。
- ・防災拠点では、施設の安全性の確保とともに、災害時に備えた備蓄倉庫の設置等、救助体制の拡充に努めます。
- ・自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努め、防災体制の充実に努めます。
- ・避難路では、建築物の耐震化やブロック塀の撤去の促進等、安全で迅速に避難できる機能の充実に努めます。
- ・平時より避難訓練等日常的な活動の中で地域の安全確保や自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。
- ・地域の安全を地域で守るまちづくりを進めるため、行政・事業者・住民等の連携により、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置による交通安全対策、防犯灯や防犯カメラ設置による防犯対策等、日常の生活環境の安全性の確保を進めます。
- ・公共施設や道路整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、子どもや高齢者、体の不自由な方々等、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ・近隣市町や他地域の病院・診療所等と連携を図り、医療・福祉環境の充実に進めます。
- ・子育て支援については、都市拠点への子育て支援施設の適切な配置等、子育て支援策と一体的な取り組みに努めます。

○景観形成に関する方針

- ・都市計画区域内において、美しい自然景観を保全するため、用途地域や特定用途制限地域等による土地利用や建築物の規制・誘導を図ります。
- ・大規模な土地の改変を生じさせる行為について、その計画を事前に確認し、周辺の自然景観と調和するよう適正な誘導を図ります。
- ・幹線道路沿道等に設置される屋外広告物について、良好な景観の形成に寄与するよう、適正な誘導を図ります。
- ・みかん畑等の農の景観を維持・継承していくため、農林業の振興や地域振興・地域おこしに関する様々な取り組みと連携しながら、総合的な景観施策を検討し、有田川町にふさわしい景観づくりを住民との協働により推進します。

○地域づくりのテーマ

都市機能と農業基盤が充実した
安心して暮らし続けられるまちづくり



凡例

行政界	居住環境形成地	公共施設(庁舎・公民館など)
鉄道	農住共生地	教育・保育施設
広域幹線道路	産業共生地	観光・地域資源等
都市幹線道路	専用工業地	医療機関
地域幹線道路	拠点商業地	福祉施設
河川	沿道複合地	
都市計画区域	集落地	
	農業地	
	森林地	

5-2-2.金屋地域

(1)金屋地域の現況と課題

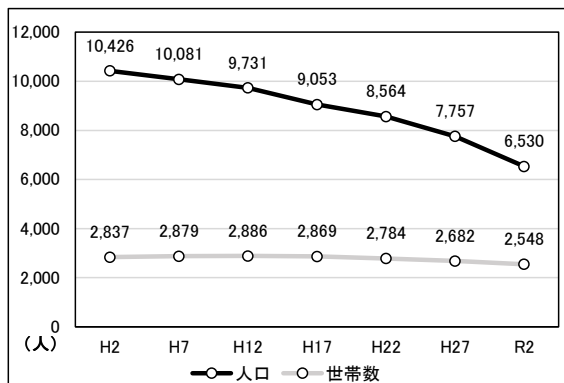
○位置と役割

- ・有田川町の中央部に位置しています。
- ・金屋庁舎周辺は、役場、学校、医療・福祉施設等の公共公益施設や商店がみられ、金屋地域の中心地となっています。
- ・地域の東西に国道480号、南北に国道424号が通り、町内の他地域や海南市、日高川町をつないでいます。

○人口・世帯数

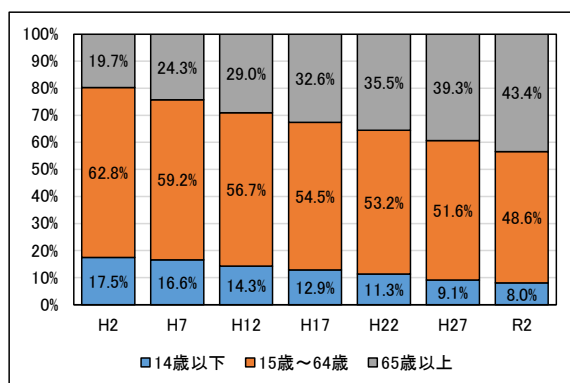
- ・地域全体の人口・世帯数は減少傾向です。1世帯当たりの人員(令和2年)は、約2.6人となっております。
- ・年齢別の人口割合(令和2年)は、14歳以下が8.0%、15～64歳が48.6%、65歳以上が43.4%となっており、65歳以上の割合は、町全体(33.0%)より高く、14歳以下の割合は、町全体(13.0%)より低くなっております。

■人口・世帯数



資料:国勢調査

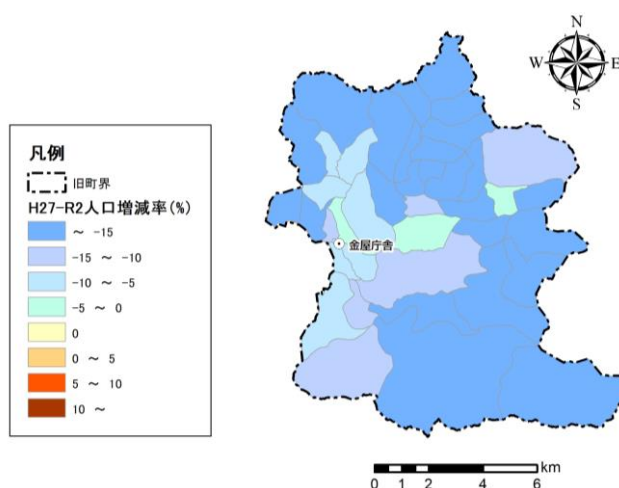
■年齢別人口割合



※年齢不詳は除く

資料:国勢調査

■地区別の人口増減率



○地域特性

【道路・交通】

- ・都市幹線道路として、国道 424 号が地域の西側を南北に通リ、国道 480 号が地域の東西に通る等、地域間の移動の骨格となっています。
- ・地域幹線道路として、県道 18 号（海南金屋線）、県道 182 号（境川金屋線）、県道 183 号（楠本小川線）、県道 184 号（生石公園線）をはじめとする主要地方道や一般県道等が通り、地域内の移動の骨格となっています。
- ・公共交通機関として、路線バスが国道 480 号や国道 424 号等に沿って運行されています。路線バスが乗り入れない地区については、コミュニティバスが運行されています。

【土地利用】

- ・金屋庁舎周辺や国道 424 号、国道 480 号沿いに集落地が形成されています。
- ・金屋庁舎周辺には、商店や公共施設（金屋庁舎、金屋図書館等）、教育施設、医療施設、福祉施設が集積してみられます。
- ・主な農地には農用地区域が指定されています。
- ・地域の北側、南側は森林地となっています。
- ・地域の北東部は、生石高原県立自然公園に指定されています。

【都市施設】

- ・下水道は、吉原地区において、公共下水道事業による整備が進められています。

○地域資源

公共施設	有田川町役場金屋庁舎、生石公民館、烏屋城公民館、五西月公民館、岩倉公民館、石垣公民館、金屋体育館、金屋農村センター、金屋図書館 等
教育・保育施設	金屋第一保育所、金屋第二保育所、金屋第三保育所、烏屋城小学校、石垣小学校、小川小学校、金屋中学校、石垣中学校 等
観光資源等	生石高原、次の滝、烏屋城山、金屋テニス公園、明恵の里スポーツ公園、吉原遺跡、筏立遺跡、糸野 遺跡、白岩丹生神社、石垣尾神社、生石神社、歓喜寺、法音寺、かなや明恵峡温泉、紀州有田巨峰村、道の駅明恵ふるさと館、道の駅しらまの里、林業活性化センター“CAFE&REST BAGDAD” 等

○地域の意向

将来イメージ	・医療・福祉や教育施設等充実し、安心して子育てすることができ、高齢者・障がい者が暮らしやすいまち ・買い物など日常生活が便利なまち ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域 ・道路の沿道に店舗が建ち並ぶ住宅地
お住いの地域で特に望まれていること	・道路の整備 ・公共交通(鉄道、バス等)の充実 ・防火・防災対策 ・自然環境や景観の保全
土地利用の課題について	・使われなくなった農地が増えている ・放置され老朽化した空き家(空き店舗・工場を含む)が増えている ・手入れの行われていない山林や原野が増えている
道路・交通の整備について	・狭い道路の多い地区の道路整備 ・夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備 ・バス等の公共交通の充実
必要な施設や機能	・日常生活に必要な店舗・サービス施設 ・病院や診療所などの医療施設 ・老人福祉センターなどの高齢者向け施設
公園や緑地の整備について	・日常の憩いや散歩のための広場や公園、緑道等の整備 ・都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備 ・森林や河川等の自然を生かした公園の整備
災害に対する備えについて	・狭い道路の整備・解消 ・土砂災害対策事業の充実 ・避難地・避難路の整備
景観への取り組みについて	・森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す ・田畑等、農地(果樹園含む)を残し田園風景を守る ・古いまちなみ等特色ある地域・建物を、保全・再生していく

○地域の課題

- ・金屋地域では、人口減少や高齢化、吉備地域への大型商業施設の出店等により、商店の縮小が進行しており、地域内における生活の利便性や安心して暮らし続けられる環境を確保するため、金屋庁舎周辺にみられる医療・福祉、商業、教育等の拠点機能の維持が必要です。
- ・みかん畑の維持・保全と継承による農の景観形成に向けた取り組みが必要です。
- ・自然公園地域として指定されている生石高原県立自然公園の自然環境の保全や美しい景観の維持が必要です。
- ・生石高原等の主要な景勝地や白岩丹生神社、法音寺等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる道の駅明恵ふるさと館、道の駅しらまの里等、特色のある地域資源を活かし交流人口の拡大に取り組む必要があります。
- ・有田川の氾濫時、金屋庁舎周辺の平野部を中心に広範囲で浸水が想定されており、また、谷あいや集落の後背地の山地には、土砂災害警戒区域が指定され防災基盤の整備等の対策が必要です。

(2)地域づくりのテーマと目標

○地域づくりのテーマ

みかん畑をはじめとした農地環境と集落が調和した農村まちづくり

○地域づくりの目標

- ・金屋庁舎周辺に、地域内における生活の利便性を確保するため、医療・福祉、商業、教育等の生活機能の充実により、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- ・みかん畑をはじめとした営農環境の維持・保全や継承による農の景観形成に向けた取り組みを進めます。
- ・生石高原等の主要な景勝地や白岩丹生神社、法音寺等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる道の駅明恵ふるさと館、道の駅しらまの里等、特色のある地域資源が連携することにより、観光振興をはじめとする交流人口の拡大に取り組みます。

(3)金屋地域の方針

○土地利用の方針

- ・金屋庁舎周辺や国道 424 号、国道 480 号沿いにみられる既存の集落地は、周辺の田園環境に合わない無秩序な開発を抑制し、生活道路の改善等の整備により、生活利便性の向上に努めます。集落地の活性化のために、空き家や空き施設を地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、利活用に努めます。
- ・集落地の背景や丘陵地みられる果樹園等の農業地は、有田川町の基幹産業である「有田みかん」等の栽培による振興を図るため、生産性の高い農地や魅力ある景観として保全を図ります。休耕地等の使われていない農地は、体験型農園に活用する等、農地機能を維持しながら、新たな交流を生み出す取り組みに活用します。
- ・地域の北部と南部にみられる森林地は、自然環境を有する地域として、水源涵養機能により、川の流量を安定させ、土砂災害防止等の防災機能を有していることや生物の生息の場として、健全な森林づくりや保全を行い森林の多面的な機能の活用を図ります。
- ・有田川の氾濫時に、金屋庁舎周辺の平野部を中心とした浸水が想定される水深が深い地区や土砂災害警戒区域・特別警戒区域（ハザードエリア）について、ハザードマップによる災害リスクの周知や避難訓練、自主防災組織の設立等のソフト整備による安全に避難できる体制を整えるとともに、災害リスクに配慮した土地利用を検討します。

○都市交通の方針

- ・国道 424 号、国道 480 号等の都市幹線道路は、関係機関と調整しながら、未改良区間の整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・県道 18 号（海南金屋線）、県道 182 号（境川金屋線）、県道 183 号（楠本小川線）、県道 184 号（生石公園線）をはじめとする主要地方道や一般県道等は、有田川町の都市拠点や各地域拠点と集落等を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、現道拡幅等、地域の実情に応じた必要な整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・県道 18 号（海南金屋線）の（仮称）鏡石トンネルについては、関係機関と連携しながら整備を促進します。

- ・集落地内の生活道路については、狭隘な道路の解消や歩道の整備等、地域の実情に応じた整備や道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図り、日常生活の利用や災害時における安全性の向上に努めます。
- ・路線バス及びコミュニティバスについては、ダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。

○都市環境の方針

- ・子育て環境や住民の交流の場として重要な身近な公園は、適切な維持管理に努めます。
- ・金屋テニス公園、明恵の里スポーツ公園、秋葉多目的スポーツ施設は、町内のスポーツ施設としての機能を維持するため、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・自然公園地域として指定されている生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園は、ススキ草原等の美しい景観の維持に努めます。
- ・公共下水道の対象の地域においては、接続を促進するため、啓発に努めるとともに、効率的な管理運営を推進します。
- ・公共下水道事業の区域外を対象に、合併処理浄化槽設置を促進します。
- ・集中豪雨による災害を防ぐとともに住民の安全性を確保するため、関係機関と連携し、河床整備事業、河川改修整備事業の推進や堤防の改修工事、河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検に努めます。
- ・有田川は、町内を東西に貫流する有田川町のシンボリックな河川であることから、安らぎと憩いの場としての環境整備を図るとともに、自然環境に配慮した河川整備により、人と自然が共存する河川整備を推進します。

○市街地整備の方針

- ・建築物の老朽化や密集し狭い道路が入り組んだ地域においては、道路・公園等の都市基盤の整備と建築物の耐震化を一体的に進めるとともに、空き地等のオープンスペースを避難空地として確保する等、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・活用可能な空き家については、移住希望者への情報提供を行い、空き家所有者と移住者のマッチングを行うことや地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、空き家の利活用に努めます。
- ・倒壊の恐れがある危険な空き家については、除却費用の一部を助成する制度を活用し除却する等、住民と行政の協働による安全・安心で良好な生活環境の向上に努めます。

○自然・歴史的環境の方針

- ・まとまった農地やほ場整備等を行った優良農地では、生産性の高い農地として保全を図るため、農道や農業用水路の補修等の農業基盤の整備を図り、機能の長寿命化を図ります。
- ・農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や ICT の活用等の支援を行います。
- ・農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を促進するとともに、体験型農園に活用する等、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取り組みを推進します。
- ・「農業遺産保全計画」に基づく「有田みかんシステム」の保全・継承活動により、みかん栽培の継承や維持・保全するとともに、認定されたことを活かした地域振興にも取り組み、持続可能な開発を進めます。

- ・地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努め、森林の多面的利用の促進に努めます。
- ・有田川とその支流や明恵峡、白馬溪谷、次の滝、白馬の滝等を、自然環境に配慮しながら親水空間としての形成に努めるとともに、美しい景観・環境を維持することで町民が身近に水に触れ合うことのできる場や観光資源としての活用にも努めます。
- ・生石高原等の主要な景勝地や交流の拠点となる道の駅明恵ふるさと館、道の駅しらまの里等の観光・レクリエーション空間との連携を図り、水とみどりのネットワークを形成します。
- ・高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、白岩丹生神社、法音寺等をはじめとする歴史的・文化資源は、保存・継承するとともに、町民や観光客が訪れやすい環境整備に努めます。

○安全・安心なまちづくりの方針

- ・河川氾濫やため池崩壊による浸水被害を想定したハザードマップを踏まえ、関係機関と調整しながら、河川の整備、ため池等の改修や点検による治水対策を推進します。
- ・谷あいの山地等にみられる土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険区域等、土砂災害の恐れのある区域については、関係機関と調整しながら、必要な砂防関係事業の実施を促進します。
- ・防災拠点では、施設の安全性の確保とともに、災害時に備えた備蓄倉庫の設置等、救助体制の拡充に努めます。
- ・自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努め、防災体制の充実に努めます。
- ・避難路では、建築物の耐震化やブロック塀の撤去の促進等、安全で迅速に避難できる機能の充実に努めます。
- ・平時より避難訓練等、日常的な活動の中で地域の安全確保や自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。
- ・地域の安全を地域で守るまちづくりを進めるため、行政・事業者・住民等の連携により、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置による交通安全対策、防犯灯や防犯カメラ設置による防犯対策等、日常の生活環境の安全性の確保を進めます。
- ・公共施設や道路整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、子どもや高齢者、体の不自由な方々等、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ・近隣市町や他地域の病院・診療所等と連携を図り、医療・福祉環境の充実に努めます。
- ・子育て支援については、地域拠点である金屋庁舎周辺への子育て支援施設の適切な配置等、子育て支援策と一体的な取り組みに努めます。

○景観形成に関する方針

- ・大規模な土地の改変を生じさせる行為について、その計画を事前に確認し、周辺の自然景観と調和するよう適正な誘導を図ります。
- ・幹線道路沿道等に設置される屋外広告物について、良好な景観の形成に寄与するよう、適正な誘導を図ります。
- ・みかん畑等の農の景観を維持・継承していくため、農林業の振興や地域振興・地域おこしに関する様々な取り組みと連携しながら、総合的な景観施策を検討し、有田川町にふさわしい景観づくりを住民との協働により推進します。

■金屋地域まちづくり方針図

○地域づくりのテーマ

みかん畑をはじめとした
農地環境と集落が調和した農村まちづくり



凡例

- | | | | | | |
|---|--------|---|---------|---|----------------|
|  | 行政界 |  | 居住環境形成地 |  | 公共施設(庁舎・公民館など) |
|  | 鉄道 |  | 農住共生地 |  | 教育・保育施設 |
|  | 広域幹線道路 |  | 産業共生地 |  | 観光・地域資源等 |
|  | 都市幹線道路 |  | 専用工業地 |  | 医療機関 |
|  | 地域幹線道路 |  | 拠点商業地 |  | 福祉施設 |
|  | 河川 |  | 沿道複合地 | | |
|  | 都市計画区域 |  | 集落地 | | |
| | |  | 農業地 | | |
| | |  | 森林地 | | |

5-2-3.清水地域

(1)清水地域の現況と課題

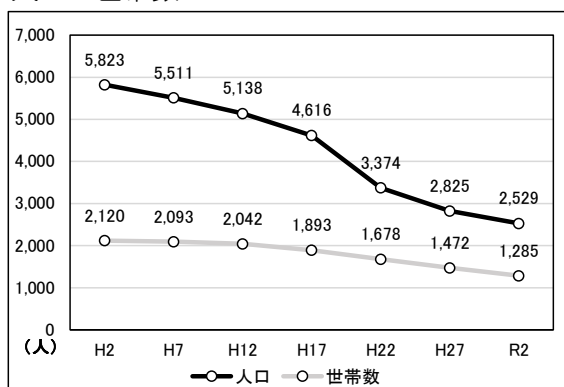
○位置と役割

- ・有田川町の東部に位置しています。
- ・清水行政局周辺は、役場、学校、医療・福祉施設等の公共公益施設や商店、道の駅等の観光施設がみられ、清水地域の中心地となっています。
- ・地域の東西に国道 480 号が、南北に県道 19 号（美里龍神線）等が通り、町内の他地域や紀美野町、かつらぎ町をつなんでいます。

○人口・世帯数

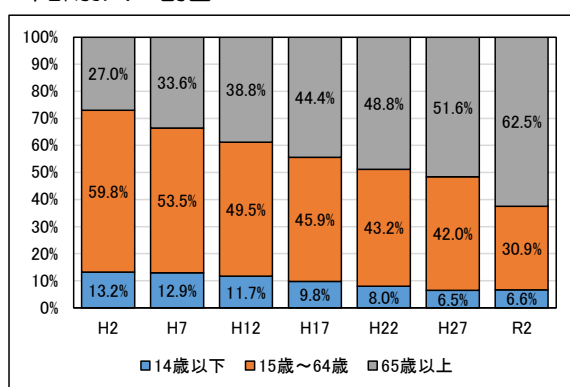
- ・地域全体の人口・世帯数は減少傾向です。1 世帯当たりの人員（令和 2 年）は、約 2.0 人となっております。
- ・年齢別の人口割合（令和 2 年）は、14 歳以下が 6.6%、15～64 歳が 30.9%、65 歳以上が 62.5%となっており、65 歳以上の割合は、町全体（33.0%）より高く、14 歳以下の割合は、町全体（13.0%）より低くなっております。

■人口・世帯数



資料：国勢調査

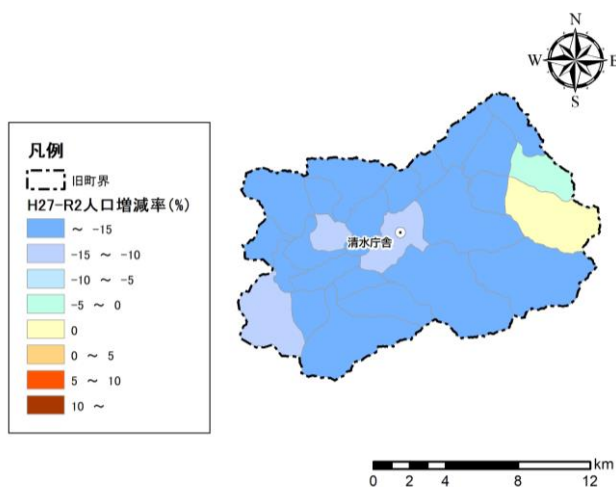
■年齢別人口割合



※年齢不詳は除く

資料：国勢調査

■地区別の人口増減率



○地域特性

【道路・交通】

- ・都市幹線道路として、国道 480 号が地域の東西に通る等、地域間の移動の骨格となっています。
- ・地域幹線道路として、県道 19 号（美里龍神線）、県道 180 号（野上清水線）、県道 181 号（下湯川金屋線）をはじめとする主要地方道や一般県道等が通り、地域内の移動の骨格となっています。
- ・公共交通機関として、路線バスが国道 480 号等に沿って運行されています。路線バスが乗り入れない地区については、コミュニティバスが運行されています。

【土地利用】

- ・清水行政局周辺や国道 480 号沿いに集落地が形成されています。
- ・清水行政局周辺には、商店や公共施設（清水行政局、しみず図書室等）、教育施設、医療施設、福祉施設が集積してみられます。
- ・主な農地に農用地区域が指定されています。
- ・地域の大半は森林地となっています。
- ・地域の南東部は、高野龍神国定公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園、地域の北西部は、生石高原県立自然公園に指定されています。

○地域資源

公共施設	有田川町役場清水行政局、清水行政局安諦出張所、清水行政局城山出張所、清水行政局城山出張所栗生連絡所、清水行政局五郷出張所、清水消防署、清水若者広場、しみず図書室、有田川町清水会館、有田川町清水文化センター、ふるさと創生館 等
教育・保育施設	清水保育所、八幡小学校、安諦小学校、八幡中学校、有田中央高等学校清水分校 等
観光資源等	あらぎ島、二川ダム、蔵王橋、栗生の巖、しみずの狭霧、五郷溪谷、湯川溪谷、生石高原、遠井キャンプ場、ふれあいの丘オートキャンプ場、久野原キャンプ場、岩坂観音、日航神社・日光神宮寺跡、生石神社、栗生岩倉神社、城山神社・回り舞台、雨錫寺阿弥陀堂、吉祥寺薬師堂、二川温泉・宿泊「白馬」、しみず温泉健康館・あさぎり、ふれあいの丘スポーツパーク、レ・アーリしみず、古民家の家「やすけ」「左太夫」、道の駅あらぎの里、道の駅しみず 等

○地域の意向

将来イメージ	・医療・福祉や教育施設等充実し、安心して子育てすることができ、高齢者・障がい者が暮らしやすいまち ・買い物など日常生活が便利なまち ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域 ・魅力ある観光・レクリエーション地が豊富な地域
お住いの地域で特に望まれていること	・道路の整備 ・公共交通(鉄道、バス等)の充実 ・自然環境や景観の保全 ・良好な農地の保全
土地利用の課題について	・使われなくなった農地が増えている ・放置され老朽化した空き家(空き店舗・工場を含む)が増えている ・手入れの行われていない山林や原野が増えている
道路・交通の整備について	・狭い道路の多い地区の道路整備 ・バス等の公共交通の充実 ・地域間をつなぐ道路網の整備
必要な施設や機能	・病院や診療所などの医療施設 ・日常生活に必要な店舗・サービス施設 ・老人福祉センターなどの高齢者向け施設
公園や緑地の整備について	・森林や河川等の自然を生かした公園の整備 ・日常の憩いや散歩のための広場や公園、緑道等の整備 ・都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備
災害に対する備えについて	・土砂災害対策事業の充実 ・狭い道路の整備・解消 ・避難地・避難路の整備
景観への取り組みについて	・森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す ・田畑等、農地(果樹園含む)を残し田園風景を守る ・古いまちなみ等特色ある地域・建物を、保全・再生していく

○地域の課題

- ・清水地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、地域内における生活の利便性や安心して暮らし続けられる環境を確保するため、清水行政局周辺にみられる医療・福祉、商業、教育等の拠点機能の維持が必要です。
- ・あらぎ島をはじめとする棚田環境やぶどう山椒栽培の維持・保全や継承による農の景観形成に向けた取り組みが必要です。
- ・林業生産基盤の充実や健全な森林の育成による、森林の維持・保全に努める必要があります。
- ・自然公園地域として指定されている高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園の自然環境の保全や美しい景観の維持が必要です。
- ・あらぎ島や生石高原等の主要な景勝地や吉祥寺、雨錫寺阿弥陀堂、岩倉神社等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる道の駅あらぎの里、道の駅しみず等、特色のある地域資源を活かし交流人口の拡大に取り組む必要があります。
- ・谷あいや集落の後背地の山地には、土砂災害警戒区域が指定され防災基盤の整備等の対策が必要です。
- ・景観重要地域に指定されている蘭島（あらぎ島）の景観形成が必要です。

(2)地域づくりのテーマと目標

○地域づくりのテーマ

**あらぎ島をはじめとした
人々の生活や生業の中で育まれた景観を活かしたまちづくり**

○地域づくりの目標

- ・人々の生活や生業の中で育まれた景観を継承しながら、清水行政局周辺に、医療・福祉、商業、教育等の生活機能の充実により、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- ・棚田環境やぶどう山椒の栽培をはじめとした営農環境の維持・保全や継承、林業生産基盤の充実による農や森林の景観形成に向けた取り組みを進めます。
- ・あらぎ島や生石高原等の主要な景勝地や吉祥寺、雨錫寺阿弥陀堂、岩倉神社等をはじめとする歴史的・文化資源、交流の拠点となる道の駅あらぎの里、道の駅しみず等、特色のある地域資源が連携することにより、観光振興をはじめとする交流人口の拡大に取り組みます。

(3)清水地域の方針

○土地利用の方針

- ・清水行政局周辺や国道 480 号沿いにみられる既存の集落地は、人々の生活や生業の中で育まれた景観を継承しながら、生活道路の改善等の整備により、生活利便性の向上に努めます。集落地の活性化のために、空き家や空き施設を地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、利活用に努めます。
- ・集落地の背景にみられる農業地は、有田川町の基幹産業である「ぶどう山椒」の栽培や棚田による稲作づくりを図るため、生産性の高い農地や魅力ある景観として保全を図ります。休耕地等の使われていない農地は、体験型農園に活用する等、農地機能を維持しながら、新たな交流を生み出す取り組みに活用します。
- ・地域の大半を占める森林地は、林業生産基盤の充実を図るとともに、自然環境を有する地域として、水源涵養機能により、川の流量を安定させ、土砂災害防止等の防災機能を有していることや生物の生息の場として、健全な森林づくりや保全を行い森林の多面的な機能の活用を図ります。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域（ハザードエリア）について、ハザードマップによる災害リスクの周知や避難訓練、自主防災組織の設立等のソフト整備による安全に避難できる体制を整えるとともに、災害リスクに配慮した土地利用を検討します。

○都市交通の方針

- ・国道 480 号等の都市幹線道路は、関係機関と調整しながら、未改良区間の整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・県道 19 号（美里龍神線）、県道 180 号（野上清水線）、県道 181 号（下湯川金屋線）をはじめとする主要地方道や一般県道等は、有田川町の都市拠点や各地域拠点と集落等を結ぶ路線であり、関係機関と調整しながら、現道拡幅等、地域の実情に応じた必要な整備を促進し、地域間の連携強化を図ります。
- ・集落地内の生活道路については、狭隘な道路の解消や歩道の整備等、地域の実情に応じた整備や道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図り、日常生活の利用や災害時における安全性の向上に努めます。

- ・路線バス及びコミュニティバスについては、ダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。

○都市環境の方針

- ・子育て環境や住民の交流の場として重要な身近な公園は、適切な維持管理に努めます。
- ・自然公園地域として指定されている高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園は、ブナ・ツガの自然林等の自然環境の保全を図るとともに、ススキ草原等の美しい景観の維持に努めます。
- ・合併処理浄化槽設置の促進により、水洗化を進めます。
- ・集中豪雨による災害を防ぐとともに住民の安全性を確保するため、関係機関と連携し、河床整備事業、河川改修整備事業の推進や堤防の改修工事、河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検に努めます。
- ・有田川は、町内を東西に貫流する有田川町のシンボリックな河川であることから、安らぎと憩いの場としての環境整備を図るとともに、自然環境に配慮した河川整備により、人と自然が共存する河川整備を推進します。

○市街地整備の方針

- ・建築物の老朽化や密集し狭い道路が入り組んだ地域においては、道路・公園等の都市基盤の整備と建築物の耐震化を一体的に進めます。また、空き地等のオープンスペースを避難空地として確保する等、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・活用可能な空き家については、移住希望者への情報提供を行い、空き家所有者と移住者のマッチングを行うことや地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、空き家の利活用に努めます。
- ・倒壊の恐れがある危険な空き家については、除却費用の一部を助成する制度を活用し除却する等、住民と行政の協働による安全・安心で良好な生活環境の向上に努めます。

○自然・歴史的環境の方針

- ・まとまった農地やほ場整備等を行った優良農地では、生産性の高い農地として保全を図るため、継承してきた自然環境や景観に配慮しながら、農道や農業用水路の補修等の農業基盤の整備を図り、機能の長寿命化を図ります。
- ・農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や ICT の活用等の支援を行います。
- ・農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を促進するとともに、体験型農園に活用する等、遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取り組みを推進します。
- ・材木等の林産物の供給を含む森林は、今後も、作業の効率化と生産コストの低減等、林業生産基盤の充実のため、林道、作業道等の維持管理等の整備を推進します。
- ・地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努め、森林の多面的利用の促進に努めます。
- ・有田川とその支流や五郷溪谷、湯川溪谷、銚子の滝、さがり滝、五段の滝、二川ダム等を自然環境に配慮しながら親水空間としての形成に努めるとともに、美しい景観・環境を維持することで町民が身近に水に触れ合うことのできる場や観光資源としての活用努めます。

- ・あらぎ島や生石高原等の主要な景勝地や交流の拠点となる道の駅あらぎの里、道の駅しみず等の観光・レクリエーション空間との連携を図り、水とみどりのネットワークを形成します。
- ・高野参詣道、龍神街道と呼ばれる古道沿いを中心として、吉祥寺、雨錫寺阿弥陀堂、岩倉神社等をはじめとする歴史的・文化資源は、保存・継承するとともに、町民や観光客が訪れやすい環境整備に努めます。

○安全・安心なまちづくりの方針

- ・河川氾濫やため池崩壊による浸水被害を想定したハザードマップを踏まえ、関係機関と調整しながら、河川の整備、ため池等の改修や点検による治水対策を推進します。
- ・谷あいの山地等にみられる土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険区域等、土砂災害の恐れのある区域については、関係機関と調整しながら、必要な砂防関係事業の実施を促進します。
- ・防災拠点では、施設の安全性の確保とともに、災害時に備えた備蓄倉庫の設置等、救助体制の拡充に努めます。
- ・自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努め、防災体制の充実に努めます。
- ・避難路では、建築物の耐震化やブロック塀の撤去の促進等、安全で迅速に避難できる機能の充実に努めます。
- ・平時より避難訓練等、日常的な活動の中で地域の安全確保や自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。
- ・地域の安全を地域で守るまちづくりを進めるため、行政・事業者・住民等の連携により、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置による交通安全対策、防犯灯や防犯カメラ設置による防犯対策等、日常生活環境の安全性の確保を進めます。
- ・公共施設や道路整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、子どもや高齢者、体の不自由な方々等、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ・近隣市町や他地域の病院・診療所等と連携を図り、医療・福祉環境の充実に進めます。
- ・子育て支援については、地域拠点である清水行政局周辺への子育て支援施設の適切な配置等、子育て支援策と一体的な取り組みに努めます。

○景観形成に関する方針

- ・大規模な土地の改変を生じさせる行為について、その計画を事前に確認し、周辺の自然景観と調和するよう適正な誘導を図ります。
- ・幹線道路沿道等に設置される屋外広告物について、良好な景観の形成に寄与するよう、適正な誘導を図ります。
- ・棚田等の農の景観を維持・継承していくため、農林業の振興や地域振興・地域おこしに関する様々な取り組みと連携しながら、総合的な景観施策を検討し、有田川町にふさわしい景観づくりを住民との協働により推進します。
- ・景観重要地域に指定されている蘭島（あらぎ島）は、建築物等の景観誘導だけでなく、自然地形に沿った土地利用の継続や多様な動植物が棲息生育する環境の保全等による農村景観の一体性の継承と自然環境の保全、景観の重要な構成要素である農地と水路系統の保全、伝統的家屋の保全・活用等に等による生活・生業の維持と重要な構成要素の保全、伝統・文化・風習の保全と継承等、関係機関と連携しながら推進します。

■清水地域まちづくり方針図

○地域づくりのテーマ

あらぎ島をはじめとした
人々の生活や生業の中で育まれた景観を活かしたまちづくり



凡例

行政界	居住環境形成地	公共施設(庁舎・公民館など)
鉄道	農住共生地	教育・保育施設
広域幹線道路	産業共生地	観光施設
都市幹線道路	専用工業地	医療機関
地域幹線道路	拠点商業地	福祉施設
河川	沿道複合地	
都市計画区域	集落地	
	農業地	
	森林地	

6章 実現化の方策

6-1.実現化に向けたまちづくりの進め方

6-1-1.まちづくりを推進するための考え方

高齢化と人口減少に伴う福祉ニーズの増大や地域の生活基盤の維持、基幹産業である農林業の活性化等、町の抱える課題は様々であり、行政だけの取り組みですべてを解決することは困難となっています。また、それぞれの地域・分野ごとに異なる課題があり、求められる資源・支援も異なっています。当事者である住民自身の声や主体的な活動を大切にし、ともに課題に取り組んでいくことで、よりよい町のあり方を考え、まちづくりの基本理念である「『有田川がつなぐ生活や産業が充実した安心して暮らし続けられるまち』～人・自然・まちが紡ぐまちづくり～」を実現していく必要があります。

そのため、住民や事業者・NPO等がまちづくりに参加する多様な機会の創出やエリアマネジメント活動（住民・事業者等を主体とした地域の良い環境や価値を、維持や向上させるためのまちづくり活動）の支援等を進め、「みんなでつくる」まちづくりを目指します。

また、行政においては、庁内の連携体制の強化、国や県、近隣市町等の関係機関との連携を行い、住民や事業者等の意向を踏まえた適切な働きかけを行います。

○まちづくりに参加する多様な機会の創出

住民や事業者・NPO等がまちづくり活動に参加できるように、都市計画マスタープランに示した事業等を進める場合において、積極的に情報の公開を進めるとともに、ワークショップ形式の勉強会等、まちづくりについて話しやすい場の提供やパブリックコメント、アンケート等、意見を広く募る等、まちづくり活動に参加しやすい環境の創出や参加意欲を醸成します。

○エリアマネジメント活動(住民・事業者等を主体としたまちづくり活動)の支援

地域の良い環境や価値を、維持や向上させるためのエリアマネジメント活動（住民や事業者等による主体的なまちづくり活動）について、発足や活動するための支援を行い、地域での自主的な活動を促進します。

また、NPO 等と協力したまちづくりにおける専門家からのアドバイスや地域づくりの担い手の育成に努めます。

○庁内連携体制の強化

都市計画マスタープランに示した施策の実現に向けて、様々な部署との連携が行えるように、庁内における横断的な組織の連携や体制の確立に努めます。

○関係機関との連携

広域的な調整が必要な施策は、住民の意向を踏まえながら、国や県、近隣市町等の関係機関との連携・協力しながら、取り組みを進めます。

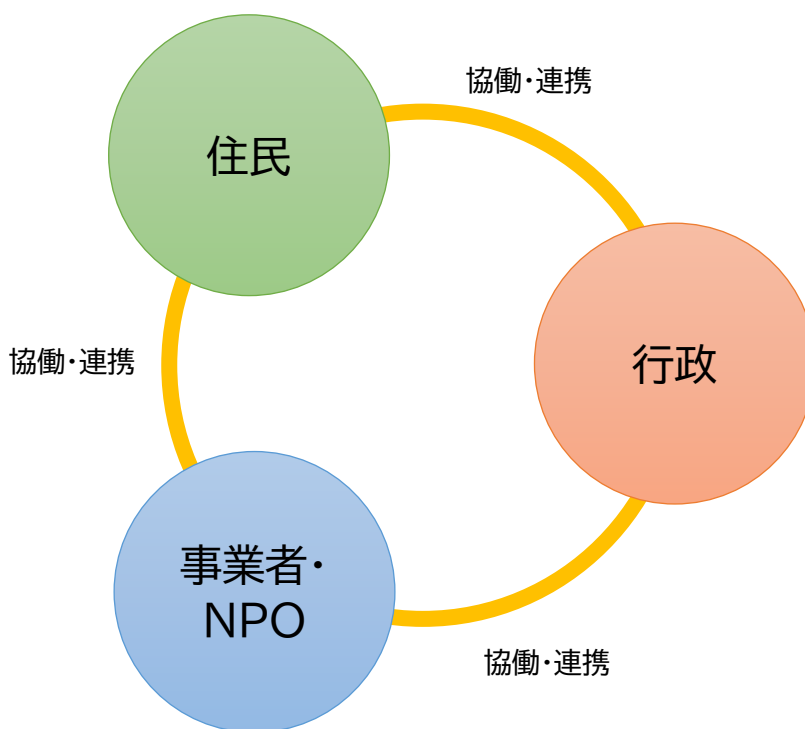
6-1-2.住民、事業者・NPO 等、行政の役割

住民、事業者・NPO 等、行政のまちづくりにおける役割を、「みんなでつくる」まちづくりが実践できるように下記に整理し、役割分担により協働や官民連携によるまちづくりを推進します。

■住民、事業者・NPO 等、行政の役割

住民の役割	・地域の良好な環境や価値を、維持や向上させるためのエリアマネジメント活動に取り組む ・まちづくりの担い手として地域活動(ボランティア活動等)へ参加する ・まちづくりに関心を持ち、地域に対する誇りや愛着につながる活動への取り組みを行う ・まちづくりに関するワークショップや住民説明会に積極的に参加し、合意形成を図りながら行政等と一体的なまちづくりを行う
事業者・NPO等の役割	・事業活動等を通して地場産業の活性化や主体的にまちづくり活動(エリアマネジメント活動)に取り組む ・事業活動の特色を活かしてまちづくりへの取り組みを行う ・行政や住民が進めるまちづくりへの積極的な参加、協力関係を構築する
行政の役割	・各種施策について、住民や事業者等の意見を踏まえて、庁内、国や県、近隣市町等の関係機関と連携しながら進める ・まちづくり情報の提供と発信を行う ・住民や事業者によるエリアマネジメント活動について、支援を行う

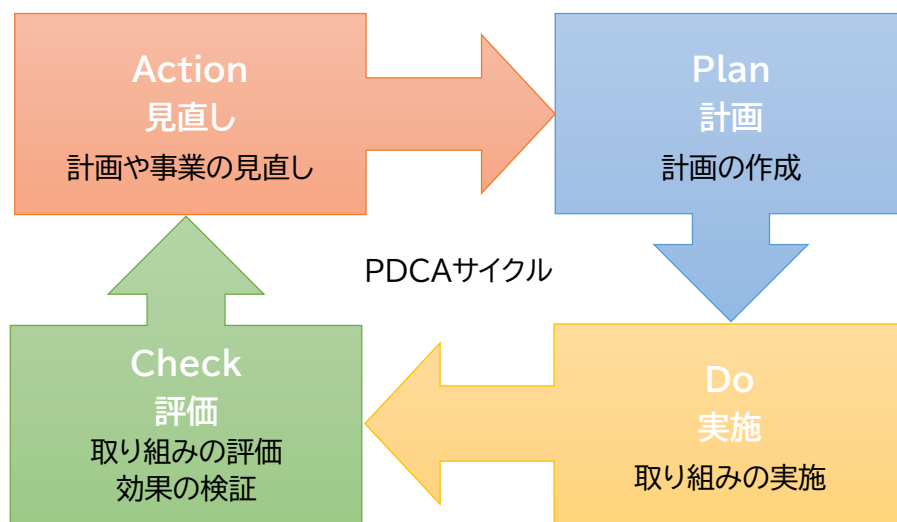
■協働や官民連携の関係イメージ



6-1-3.計画の進行管理

都市計画マスタープランの計画の進捗については、定期的なフォローアップを通し、必要に応じて改善を図る等、計画策定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなる PDCA サイクルを確立し進行管理を行うとともに、社会や住民生活の変化等に対応した計画の運用がされるよう、有田川町長期総合計画等の上位・関連計画との整合を図りながら、計画内容の充実を図ります。

■計画の進行管理イメージ



6-1-4.都市計画制度の活用

住民等が行政の作成する計画案に対して意見を述べるだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画提案制度があります。都市計画提案制度は、対象となる地域の土地の所有者、まちづくりNPO、開発事業者等が都市計画の案を提案することができる制度です。今後は、こうした制度の活用を推進し、まちづくりや都市計画に対する町民の関心を高め、主体的な参画を促進します。

6-2.実現化に向けた取り組み

都市計画マスタープランで定めたまちづくりの基本理念・目標等の将来都市像を実現に向け、取り組むべき都市計画としての主な施策を整理します。

(1)コンパクトなまちづくり等、持続可能なまちづくりについての検討

有田川町においては、人口減少及び少子高齢化が進行しており、今後も進行することが予測されています。

このような状況が続くと、都市機能（医療・子育て支援・教育文化・福祉・商業）や生活サービスを維持・継続できない状況が危惧されることから、都市拠点や地域拠点機能の強化による、コンパクトで便利なまちを形成する等、持続可能なまちづくりに向けての取り組みについて検討します。

(2)都市基盤の適切な整備・維持管理

町民の安全・快適な生活や都市活動を支えていくため、有田川町公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進するとともに統合や廃合等も含め検討し、都市基盤の適切な整備・維持管理を推進します。

下水道事業については、経営効率化を目的とした農業集落排水事業と公共下水道事業の統合を推進します。

利用可能な空き家等は、定住促進や地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点等として活用する等、利活用に努めます。

未整備の都市計画公園については、見直しを含めた整備のあり方について検討します。

また、有田川町には、現時点において防災活動拠点となるような公園が少なく、地震・洪水災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難地等として機能する都市公園等について整備を推進します。

(3)計画的な土地利用規制・誘導

有田川町では、計画的な土地利用規制・誘導を進めるため、吉備地域の一部に都市計画区域が昭和 44 年に、用途地域については昭和 62 年に地域の設定を行い、その後都市計画法及び建築基準法等の一部改正に伴い変更決定を行っていましたが、都市計画区域及び用途地域の設定エリアについては、令和 5 年まで、当初のままの状態推移し、現在の住宅・商業施設・工業施設等の新築動向や道路状況と都市計画区域と用途地域の指定状況が合っていない箇所がみられました。また、有田川町の基幹産業の 1 つである農業の振興を図る観点から農地を保全・活用するための土地利用コントロール手法について十分な検討を行い、農業振興地域整備計画と連携しながら、令和 5 年 5 月に、都市計画区域の拡大と、用途地域の見直し、特定用途制限地域の指定を実施しました。

今後は、用途地域と特定用途制限地域の指定内容に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

(4)まちづくりに関連する多様な分野との連携・広域連携

まちづくりに関連する産業、医療・福祉、教育、観光、防災等、多様な分野の計画や各種事業との調整・整合を図りながら進めます。また、多様な分野で連携している周辺市町との連携を強化し、役割分担と協力関係の構築に努めます。

6-3.マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、5～10 年の間に見直しを行うものとされており、「有田川町長期総合計画」や和歌山県が策定する「和歌山県都市計画区域マスタープラン」の今後の改定を踏まえ、有田川町都市計画マスタープランの見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政等により、都市計画マスタープランを構成する社会経済状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しに取り組みます。

なお、見直しに際しては、策定委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、より一層のマスタープランの充実を図ります。

参考資料

1.用語解説

■あ行

IoT	Internet of things (モノのインターネット) の略。インターネットを経由させてセンサーと通信機能を持った家電製品等のモノを結び付け作動させる仕組みのこと。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。PCやスマートフォン等、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術のことを指す。
AI	Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピュータがデータを分析し、推論 (知識を基に、新しい結論を得ること) や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習 (情報から将来使えそうな知識を見つけること) 等を行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。
NPO	Non-Profit Organization (民間非営利法人組織) の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体のこと。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称のこと。

■か行

官民連携	PPP (Public Private Partnership) と呼ばれる。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。
既存ストック	都市において、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村において、その地域の自然・文化・産業等を体験したり、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が策定する良好な景観形成に関する計画のこと。景観計画では、景観計画の区域、景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限等を定めることができる。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合を示すもの。
交通ネットワーク	道路交通や公共交通等の交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのこと。
交流人口	観光にきた人々のこと。
コミュニティ	地域社会、協働生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存都市の中心部を有効に活用し、そこに多様な機能を集積させた都市の形態あるいはその構築を目指す考え方。
コンパクト・プラス・ネットワーク	都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進すること。

■さ行

災害ハザードエリア	被災の恐れが大きい区域のこと。「災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域または急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域）」と「浸水ハザードエリア等」と二分される。災害ハザードエリア内においては、開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化等、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。
水源涵養（かんよう）	植物や土壌等が雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

■た行

地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。
小さな拠点	小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場等を「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取り組み。
デマンドタクシー	利用者の事前予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行するタクシーのこと。
特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域のこと。
都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園等の公共施設のこと。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域の見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。

都市施設	円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設のこと。主なものとして、道路、公園、下水道等がある。
都市のスポンジ化	都市の大きさが変わらないにも関わらず、人口が減少し、都市内に使われていない空間が小さい穴が空くように生じ、密度が下がっていくこと。
土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のこと。 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為等が規制される区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、無秩序に建物が建築されたり木造老朽家屋が密集したりする既成市街地のほか、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、良好なまちづくりのために、区画形質を整え道路、公園、その他の公共施設の整備改善を行う事業。

■な行

二地域居住	都市部と地方部に 2 つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの 1 つ。
日本農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった、我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、農林水産大臣により認定される。
農業振興地域	今後も総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域のこと。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用や農業基盤の整備を図る区域のこと。

■は行

ハザードマップ	地震や洪水等に関する危険箇所（ハザード）、避難所、病院等の拠点施設の位置をまとめた地図（マップ）のこと。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。
ほ場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化等、営農環境の改善を総合的に実施する事業のこと。
保水機能	防災調整池等により流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。

■や行

UIJ ターン	Uターン（進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が再び出身地に移り住むこと。）、Iターン（出身地とは別の地方へ移り住むこと。）、J ターン（地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。）をまとめて称したもので、労働者の移住する動きを表している。
遊水機能	河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方のこと。
容積率	建築延べ床面積の敷地面積に対する割合のこと。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のこと。

■ら行

ライドシェア	住民の自家用車による有料の相乗りの制度のこと。現時点では、自家用車を有償で活用することは原則禁止されているが、国家戦略特区の規制緩和や過疎地で地元合意があれば認められる。
レクリエーション	仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。
6 次産業（化）	第 1 次産業として農林漁業と、第 2 次産業としての製造業、第 3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

■わ行

ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合い、思いの共有を行う場のことで、地域のまちづくりの現場等で行われる。
---------	---

2-1.策定の経緯

時期	内容
令和3年10月～11月	住民・事業者・中学生アンケートの実施 (住民2,000名、事業者860件、中学生208名対象)
令和4年3月	第1回 有田川町都市計画マスタープラン策定委員会 (現状と課題、全体構想の検討)
令和4年5月	第2回 有田川町都市計画マスタープラン策定委員会 (地域別構想、実現化方策の検討)
令和4年6月	有田川町都市計画審議会 (都市計画マスタープラン(案)の報告)
令和4年7月～8月	パブリックコメントの実施
令和4年7月	住民説明会の実施(吉備地区3回、金屋地区3回、清水地区2回) ※オープンハウス形式(説明パネル等の展示し、参加者が自由に閲覧。巡回する町 担当者と質疑応答を実施する方式)で実施
令和4年8月	第3回 有田川町都市計画マスタープラン策定委員会 (パブリックコメントの結果報告)
令和5年2月	有田川町都市計画審議会 (パブリックコメントの結果報告・都市計画マスタープラン(最終案)の報告)

2-2.一部変更の経緯

時期	内容
令和7年7月～8月	パブリックコメントの実施
令和7年8月	有田川町マスタープラン一部変更

3.有田川町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

任期:令和4年3月17日~令和6年3月16日

氏名	役職名	備考
平田 隆行	和歌山大学システム工学部 システム工学科 准教授	委員長
星田 光司	有田川町農業委員会 会長	副委員長
森田 耕司	ありだ農業協同組合 代表理事組合長	
岩本 行弘	有田川町商工会 会長	
大浦 伸吾	有田川町社会福祉協議会 局長	
植田 幸男	有田川町観光協会会長	
北畑 忍	和歌山県宅地建物取引業協会(有田川町代表)	
山田 義富	和歌山県宅地建物取引業協会(有田川町代表)	
森本 好典	和歌山県不動産鑑定士協会(有田川町代表)	
伊藤 彰 【三毛 伸起】	和歌山県警察有田湯浅警察署 交通課長	
上柏 卓也 【山本 昌輝】	和歌山県庁 都市政策課 課長 【和歌山県庁 都市政策課】	
殿井 堯	有田川町議会議員	
林 宣男	有田川町議会議員	
高居 克成	一般公募委員	
宮地 智也	一般公募委員	

※敬称略、順不同、【 】は前任者

4.有田川町都市計画審議会 委員名簿

任期:令和4年6月24日～令和6年3月31日

氏名	役職名	備考
濱田 学昭	NPO 街づくり支援センター代表	会長
植田 幸男	有田川町観光協会会長	副会長
平松 一彦	吉備経済クラブ代表幹事	
林 久美子	有田川町商工会女性部部长	
星田 光司	有田川町農業委員会会長	
栗山 昌子	MS パワーズ	
田中 宏和	アクティ徳田推進協議会会長	
浅井 則光	和歌山県建築士会有田支部代表	
楠木 茂	吉備地区区長会長	
森田 栄一	金屋地区区長会長	
保田 規好	清水地区区長会長	
森谷 信哉	有田川町議会議長	
星田 仁志	有田川町議会議員	
椿原 竜二	有田川町議会議員	
川島 和規	和歌山県有田振興局建設部長	

※敬称略、順不同